# 2013 あきたの下水道 (資料編)



秋田県マスコット スギッチ

# 秋田県 建設部 下水道課

あきたの下水道の本編については、県のウェブサイト 「美の国あきたネット」の下水道課のページからダウンロードできます。

URLは「http://www.pref.akita.lg.jp/gesuido/」です。

下水道等(公共下水道、農業集落排水等、合併処理浄化槽)の生活排水 処理施設は、汚水の処理・トイレの水洗化といった生活環境の改善はもと より、河川などの公共用水域の水質保全や資源循環型社会の構築に不可欠 な社会資本であり、早急な整備が求められています。

このため、秋田県では平成20年度に「秋田県生活排水処理整備構想(第3期構想)」を策定し、各種処理施設の有する特性等を踏まえ、効率的かつ適正な整備手法を設定することにより、平成30年度末の普及率目標を90%として整備促進に努めています。

本資料編は、下水道等の整備の実施状況、今後の計画等について表やグラフ形式でまとめたものであり、より多くの皆さんにご活用いただき、今後の下水道等の整備について、ご理解を深めていただければ幸いです。

秋田県 建設部 下水道課長

<sup>(</sup>注) 平成24年度末の調査は、福島県において東日本大震災の影響により、調査不能な市町村があり 公表対象外としているため、同県を除いた46都道府県の集計データとなっています。

# 目 次

		Page
1.	<b>ふるさと秋田元気創造プラン</b> (1) 概要 (2) プランにおける下水道事業の位置づけ	· · · · · 1 · · · · · 1
2.	<b>あきた循環のみず推進事業</b> (1) 事業の背景 (2) 全体計画 (3) 広域共同化のイメージ	· · · · · 2 · · · · · · 2 · · · · · 2
		2
3.	<b>汚水処理整備状況</b> (1) 秋田県の生活排水処理整備	
	1) 生活排水処理整備構想(第3期) ① 市町村別 全体フレーム	3
	② 市町村別 全体フレーム普及率 ③ 市町村別 平成30年目標	3
	④ 市町村別 平成30年目標普及率	4
	2) 汚水処理人口普及率 ① 平成 2 4 年度末 市町村別汚水処理人口普及率	5
	② 平成24年度末 秋田県汚水処理人口普及率	6
	③ 平成24年度末 市町村人口規模別普及状況 ④ 汚水処理人口普及率推移グラフ	· · · · · · 7 · · · · · 8
	⑤ 平成24年度末 市町村別汚水処理人口普及率・接続率(参考)	9
	(2) 秋田県の下水道 1) 下水道のあゆみ	10
	2) 流域下水道の状況	11
	<ul><li>① 流域下水道事業の実施状況</li><li>② 流域下水道事業の概要</li></ul>	· · · · · 11 · · · · · 12
	3) 公共下水道の状況	10
	① 公共下水道事業の実施状況 ② 平成24年度末 下水道処理人口普及率	· · · · · 13 · · · · · 14
	<ul><li>③ 平成24年度末 下水道整備率</li><li>④ 平成24年度末 下水道接続率</li></ul>	· · · · · 15 · · · · · 16
	⑤ 県代行・県費補助の実施状況	• • • • • 17
	⑥ 公共下水道事業の計画概要 4) 下水道終末処理場の概要	· · · · · 18 · · · · · 19
	5) 下水汚泥の状況 ① 下水汚泥の処理処分状況	20
	② 下水汚泥の現状 (3) 全国の汚水処理人口普及状況	21
	1) 都道府県別普及状況	22
	<ul><li>2)都道府県別汚水処理人口普及状況</li><li>3)都道府県別下水道処理人口普及率</li></ul>	23
	4) 人口規模別下水道普及状況	25
4.	下水道使用料・負担金・助成金の制定状況	
	(1) 下水道使用料 (2) 受益者負担金	· · · · · · 26 · · · · · 28
	(3) 水洗化助成・貸付制度	30
5.		20
	<ul><li>(1)処理場流入水に対する規制(排除基準)</li><li>(2)放流水に対する規制(排水基準)</li></ul>	32
	(3) 上乗せ排水基準に係る水域の区分	34
6.	農業集落排水施設	0.5
	(1)農業集落排水施設整備のあゆみ (2)農業集落排水施設 地区(処理区)一覧表	· · · · · · 35 · · · · · 36
	(3) 平成 2 4 年度末 農業集落排水施設 処理人口普及率	• • • • • 37
	<ul><li>(4) 平成24年度末 農業集落排水施設 整備率</li><li>(5) 平成24年度末 農業集落排水施設 接続率</li></ul>	· · · · · 38 · · · · · 39
	(6) 農業集落排水施設 使用料	· · · · · 40 · · · · · 41
	(7) 農業集落排水施設 水洗化助成・貸付制度	41
7.	漁業集落排水施設・林業集落排水施設・簡易小規模排水処理施設等 (1)漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 処理区(地区)一覧表	42
	(2) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 整備率・接続率	43
8.	合併処理浄化槽事業	
	(1) 合併処理浄化槽整備概要 (2) 法定検査の実施状況(第7条及び第11条検査)	· · · · · 44 · · · · 45
	(3) 合併処理浄化槽施設 使用料	• • • • 46
	(4) 合併処理浄化槽 補助金制度	47

#### 1. ふるさと秋田元気創造プラン

#### (1) 概要

秋田県では、平成22年度から平成25年度の4年間を推進期間とする新たな県政運営の指針「ふるさと秋田元気創造プラン」を策定しました。

この計画では、本県を取り巻く経済・雇用環境の悪化や、少子高齢化の加速といった 社会経済情勢に対応し、新産業の育成や新たな農業政策の展開、少子化対策、地域医療 体制の充実など、将来の秋田にとって不可欠な政策を打ち出しており、「ふるさと秋田」 の元気創造に向け、県民と県が連携・協働して取り組んでまいります。

#### 克服すべき本県の基本問題

#### 人口減少と少子高齢化

- ◆ 歯止めのかからない人口減少
- ◆ 急速に進む少子高齢化

#### 経済•産業構造

- ◆ 深刻な現下の経済・雇用情勢
- ◆ 労働生産性の低い産業構造

#### 生活の安全・安心

- ◆ 保健・医療サービスの確保
- ◆ 地域活力の低下

#### 基本問題の克服に向けて

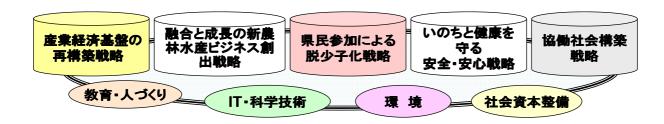
#### 本県がこれから、重点的、集中的に推進すべき事項

#### ◆人口減少に歯止め をかける

- ○産業の成長戦略に取り 組み、雇用及び就業の 場を創出
- 〇結婚・出産・子育ての総 合的な少子化対策を推進

# ◆安全・安心な生活を守るセーフティネットの充実

- 〇県民への保健・医療サー ビスを維持・充実
- 〇コミュニティ機能の維持を はじめとした地域力を高め る仕組みづくり



計画では、人口減少傾向に歯止めをかけ、安全・安心な生活を守るセーフティネットの充実など本県の基本問題の克服に向けた取り組みを強化するため、5つの戦略を設定し、重点的かつ効果的に施策を展開します。

また、「環境」や「社会資本整備」など4つの分野をこれらの戦略の基盤となる主要な分野として推進を図ります。

#### (2) プランにおける下水道事業の位置づけ

計画の「協働社会構築戦略」において、住民サービスの向上、事務事業の効果的・効率的実施、行政コストの縮減等の観点から、県と市町村が重複して実施している事務事業について、双方合意のもとに機能合体(連携または一体化して処理に当たること)を推進することとしています。

そのため、下水道事業について、平成22年度新規事業「あきた循環のみず推進事業」 により、流域下水道を活用した汚水・汚泥処理の広域共同化を推進します。

また、プランの各戦略を支える横断的な取り組みである「社会資本整備の推進」において、"良好な居住環境の整備"として下水道等普及率の向上を位置づけています。

### 2. あきた循環のみず推進事業

#### (1) 事業の背景

人口減少や少子高齢化の急速な進行、ひっ迫する地方財政、さらには地球温暖化問題の顕在化など、大きな時代の潮流の中で、下水道等の生活排水処理事業や老朽化に伴うし尿処理場等の改築更新が地方自治体の大きな負担となっています。

そのため、県と市町村が協働して「生活排水処理事業の経営基盤の強化」と「低炭素・循環型社会への貢献」を基本コンセプトとした「あきた循環のみず推進事業」を実施してまいります。

### (2)全体計画

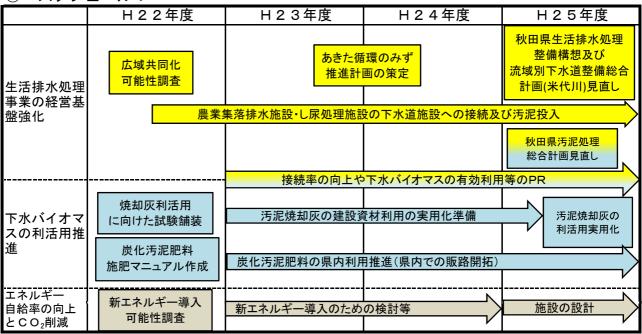
① 事業主体 :県(平成23年度以降は県と市町村が共同で実施)

② 事業期間 : 平成22年度~25年度(ふるさと秋田元気創造プランの推進期間)

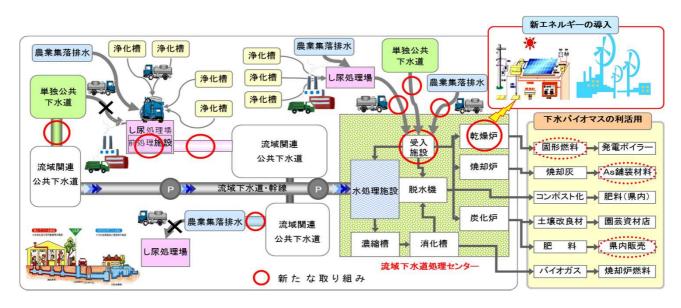
③ 事業の目的:流域下水道を活用した汚泥・汚水の広域共同化等による経営基盤強化

下水バイオマスの利活用の推進、エネルギー自給率の向上とCO<sub>2</sub>削減

#### ④ スケジュール:



### (3) 広域共同化のイメージ



### 3. 汚水処理整備状況

### (1) 秋田県の生活排水処理整備

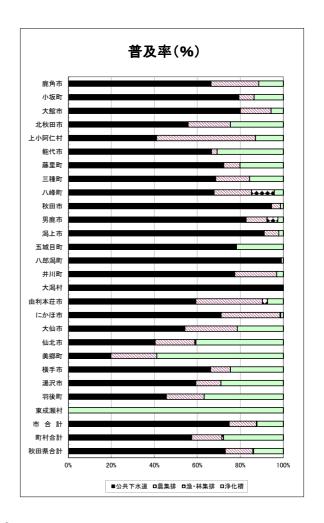
- 1) 生活排水処理整備構想(第3期)
- ① 市町村別 全体フレーム (整備手法別 処理人口・処理区数) 左欄:処理区数 (箇所) 右欄:処理人口(人)

							集		合	処	理		施	設	į.							個	別処	理が	設	
地区						公	: 共 -	下	水 道					集	落抽	非	水 他			集	合処理	合併処理	特定地域	個別排水		合 計
区名	Ħ	<b>市町村</b> :	名		単	独	Į.	流	域関連		=1	ř.	農業	漁	業・林業	簡	易・小規模		=1	/	小 計	浄化槽	生活排水	処理施設	小 計	合 計
ч				1	<b>共</b>	4	寺 環	(公	共・特環)		計	集	落排水	集	落排水		排水		計			(個人設置)	処理事業	整備事業		
鹿	鹿	角	市	1	300			1	23, 900	2	24, 200	11	8, 100					11	8, 100	13	32, 300	4, 200			4, 200	36,500
角	<b>/</b> ]'	<b>、</b> 坂	町			1	200	1	4, 900	2	5, 100	1	400					1	400	3	5,500	900			900	6,400
北	大	館	市			1	1,600	1	64, 100	2	65,700	19	11,800					19	11,800	21	77,500	3,400	1,200		4,600	82, 100
秋	北	:秋田	市	3	19,600	1	2, 100			4	21,700	16	7,700					16	7,700	20	29,400	8,000	1,600		9,600	39,000
田	上	小阿仁	村			1	1,200			1	1, 200	4	1,400					4	1,400	5	2,600	400		0	400	3,000
Ī.,	能	(代	市	1	41,500					1	41,500	4	1,700					4	1,700	5	43, 200	2, 100	17, 100		19,200	62,400
山	蕂	里	町			1	3,000			1	3,000	1	300					1	300	2	3,300		900		900	4, 200
本	Ξ	種	町					1	14,000	1	14,000	5	3, 200					5	3,200	6	17, 200	3, 200			3, 200	20,400
_	Л	峰	町			2	6,000			2	6,000	3	1,600	1	900			4	2,500	6	8,500			400	400	8,900
	秋	田	市	2	46,700	3	700	1	260,900	6	308, 300	23	13,700					23	13,700	29	322,000	400	3,600	300	4,300	326,300
	男		市			2	3,000	1	25, 500	3	28, 500	2	3,300	5	1,700			7	5,000	10	33,500	900			900	34, 400
秋	澙	引 上	市					1	32,500	1	32,500	2	2,400					2	2,400	3	34,900		700		700	35,600
	Б	城目	町					1	9,000	1	9,000									1	9,000	400	2, 100		2,500	11,500
田	Л	郎潟	町					1	6,800	1	6,800									1	6,800	100			100	6,900
	#	F ///	町					1	4, 500	1	4, 500	2	1,100					2	1,100	3	5,600	200			200	5,800
	大	、潟	村					1	3, 300	1	3, 300									1	3,300					3,300
由	由	1利本荘	市	2	38,000	4	14,300			6	52, 300	45	27,300	2	1,700	8	500	55	29,500	61	81,800	6,500			6,500	88,300
利	I	こかほ	市	1	20,600					1	20,600	12	7,900			3	100	15	8,000	16	28,600	300		0	300	28,900
仙	大	仙	市	1	3,300	3	5,600	1	41,600	5	50,500	29	22,800					29	22,800	34	73,300	18, 100	1,600	100	19,800	93, 100
l	仙		市	1	4,500			1	8, 200	2	12,700	8	5,800	2	200	1	0	11	6,000	13	18,700	1,600	11,100	0	12,700	31,400
北	美	郷	町					1	4,500	1	4,500	6	4,900					6	4,900	7	9,400	13,600			13,600	23,000
平鹿	横	手	市			1	1,800	1	66,800	2	68, 600	8	9, 500	1	100	1	0	10	9,600	12	78, 200	15,700	9,800		25, 500	103,700
雄	湯	计沢	市	1	24, 100	5	8, 200			6	32, 300	5	6,400					5	6,400	11	38,700	9, 200	6,600		15,800	54,500
1	羽	後	町			1	8, 300			1	8, 300	2	3, 200					2	3,200	3	11,500	6,700			6,700	18, 200
勝	東	成瀬	村																				3,000		3,000	3,000
	合	計		13	198,600	26	56,000	15	570,500	54	825, 100	208	144,500	11	4,600	13	600	232	149,700	286	974,800	95, 900	59,300	800	156,000	1,130,800
ł	冓	成比			17.5%		5.0%		50.5%		73.0%		12.8%		0.4%		0.1%		13.2%		86.2%	8.5%	5.2%	0.1%	13.8%	100.0%
市	町	村数合詞	†		9		13		15		24		21		5		4		21		24	20	12	6	24	25

<sup>\*</sup>平成20年度策定「秋田県生活排水処理整備構想」資料 注1)人口は四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。 注2) 0は50人未満を示す。

#### ② 市町村別 全体フレーム普及率

				計	画処理丿	し口 普 及	. 率	
No.	市	町村	名	公 共 下水道	農業集落 排水	漁·林業 集排 他	合併処理 浄化槽	合 計
1	鹿	角	市	66.4	22.2	0.0	11.4	100
2	小	坂	町	79.3	7.1	0.0	13.6	100
3	大	館	市	80.0	14.3	0.0	5.7	100
4	北	秋田	市	55.7	19.7	0.0	24.6	100
5	上	小阿仁	村	41.1	46.1	0.0	12.9	100
6	能	代	市	66.6	2.6	0.0	30.8	100
7	藤	里	町	72.2	7.6	0.0	20.1	100
8	三	種	町	68.5	15.8	0.0	15.7	100
9	八	峰	町	67.8	17.4	10.6	4.2	100
10	秋	田	市	94.5	4.2	0.0	1.3	100
11	男	鹿	市	82.7	9.7	5.0	2.6	100
12	澙	上	市	91.2	6.8	0.0	2.1	100
13	五	城 目	町	78.2	0.0	0.0	21.8	100
14	八	郎潟	町	99.1	0.0	0.0	0.9	100
15	井	JII	町	77.4	19.5	0.0	3.1	100
16	大	潟	村	100.0	0.0	0.0	0.0	100
17	由	利本荘	市	59.2	31.0	2.4	7.3	100
18	15	かほ	市	71.0	27.4	0.3	1.2	100
19	大	仙	市	54.2	24.4	0.0	21.4	100
20	仙	北	市	40.4	18.4	0.6	40.6	100
21	美	郷	町	19.8	21.3	0.0	58.9	100
22	横	手	市	66.1	9.1	0.1	24.6	100
23	湯	沢	市	59.3	11.7	0.0	29.0	100
24	羽	後	町	45.6	17.6	0.0	36.9	100
25	東	成 瀬	村	0.0	0.0	0.0	100.0	100
	市	合言	†	74.7	12.6	0.4	12.2	100
	秋	田市除	<	65.4	16.6	0.5	17.4	100
	町	村合計		57.3	14.0	0.8	27.8	100
	秋	田県合	計	73.0	12.8	0.4	13.8	100



#### ③ 市町村別 平成30年目標(整備手法別、処理人口·処理区数)

左欄:処理区数(箇所) 右欄:処理人口(人)

_																										
地					集		合	処	理		施	設								1		処 理	施	設		
IX				公	共	下	水 道					集			水 他							個別排水		集合処理		合 計
区名	市町村名		単	独		流	域関連		計	片	農業	漁	業・林業	簡	易・小規模		計		小計	浄化槽	生活排水	処理施設	計	全体計画区域内	小計	ы пі
		\1	共 公	牧	寺 環	(2	公共・特環)		п	集	落排水	集	落排水		排水		п			(個人設置)	処理事業	整備事業		浄化槽		
鹿	鹿角市	1	300			1	21, 200	2	21,500	3	2, 200					3	2, 200	5	23, 700	1,900			1,900	4, 100	6,000	29,700
角	小 坂 町			1	200	1	3,000	2	3, 200	1	400					1	400	3	3,600	900			900	500	1,400	5,000
北	大館市					1	46, 400	1	46,400	13	9, 200					13	9,200	14	55,600	2,000	1, 200		3,200	6,700	9,900	65,500
秋	北秋田市	3	17, 200	1	2, 100			4	19,300	16	7,700					16	7,700	20	27,000	3,800	900		4,700	2,500	7, 200	34, 200
田	上小阿仁村			1	1, 200			1	1,200	4	1,400					4	1,400	5	2,600	400		0	400		400	3,000
	能代市	1	29,500					1	29,500	4	1,600					4	1,600	5	31, 100	2, 100	7, 300		9,400	6,500	15,900	47,000
山	藤里町			1	3,000			1	3,000	1	300					1	300	2	3, 300		900		900		900	4, 200
本	三種 町					1	14,000	1	14,000	5	3, 200					5	3,200	6	17, 200	2,700			2,700		2,700	19,900
ν <b>т</b> .	八峰町			2	6,000			2	6,000	3	1,600	1	900			4	2,500	6	8,500			400	400		400	8,900
	秋田市	2	46,700	3	700	1	249,000	6	296,400	23	13,700					23	13,700	29	310, 100	400	2,600	300	3,300	3,000	6,300	316,400
	男 鹿 市					1	23, 400	1	23,400	1	1,700	2	600			з	2,300	4	25,700	500			500	2,800	3,300	29,000
秋	潟 上 市					1	32,500	1	32,500	2	2,400					2	2,400	3	34, 900		400		400		400	35,300
	五城目町					1	9,000	1	9,000									1	9,000	400	2, 100		2,500	0	2,500	11,500
田	八郎潟町					1	6,800	1	6,800									1	6,800	100			100		100	6,900
	井 川 町					1	4,500	1	4,500	2	1,100					2	1,100	3	5,600	200			200		200	5,800
	大 潟 村					1	3, 300	1	3,300									1	3, 300							3,300
由	由利本荘市	2	24, 400	4	14, 300			6	38,700	45	27,300	2	1,700	8	300	55	29,300	61	68,000	3,600			3,600	6,100	9,700	77,700
利	にかほ市	1	20,600					1	20,600	14	7,900			3	100	17	8,000	18	28,600	300		0	300		300	28,900
仙	大 仙 市	1	3, 300	3	4,600	1	32, 300	5	40,200	29	22,800					29	22,800	34	63,000	11,800	1,200	100	13,100	7,000	20,100	83, 100
	仙北市	1	4,500			1	7,600	2	12,100	8	5,800	2	200	1	0	11	6,000	13	18, 100	1,600	8,400	0	10,000		10,000	28, 100
北	美 郷 町					1	4,500	1	4,500	6	4,900					6	4,900	7	9,400	10,000			10,000		10,000	19,400
平鹿	横手市			1	1,800	1	54, 400	2	56, 200	8	9,500	1	100	1	0	10	9,600	12	65, 800	10,000	3, 300		13,300	8, 400	21,700	87, 500
雄	湯沢市	1	20, 100	5	7,600			6	27,700	5	6, 300					5	6,300	11	34, 000	4, 900	6,600		11,500	2, 200	13,700	47,700
Ι.	羽後町			1	7,000			1	7,000	2	3, 200					2	3,200	3	10, 200	3,800			3,800		3,800	14,000
勝	東成瀬村																				2,800		2,800		2,800	2,800
É	計	13	166,600	23	48, 500	15	511,900	51	727,000	195	134, 200	8	3,500	13	400	216	138, 100	267	865, 100	61,400	37,700	800	99,900	49,800	149,700	1,014,800
					_												_						_			

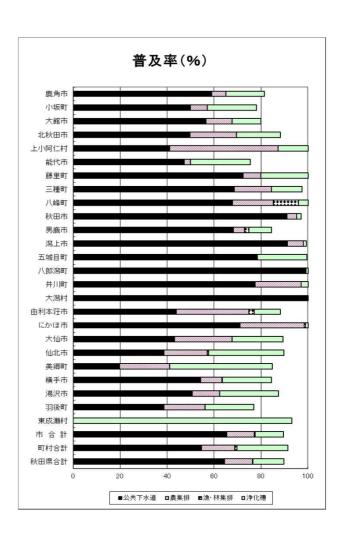
<sup>\*</sup>平成20年度策定「秋田県生活排水処理整備構想」資料 注1)人口は四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。 注2) 0は50人未満を示す。

#### ④ 市町村別 平成30年目標普及率

				計	画処理〉		率	
No.	市町	村	名	公 共 下水道	農業集落 排水	漁·林業 集排 他	合併処理 浄化槽	合 計
1	鹿 :	角	市	58.9	6.1	0.0	16.4	81.4
2	小 :	坂	町	49.8	7.1	0.0	21.0	78.0
3	大 1	館	市	56.5	11.2	0.0	12.1	79.7
4	北 秋	田	市	49.7	19.7	0.0	18.7	88.1
5	上小	阿仁	二村	41.1	46.1	0.0	12.9	100.0
6	能	代	市	47.3	2.6	0.0	25.5	75.4
7	藤 .	1	町	72.2	7.6	0.0	20.1	100.0
8	三	锺	町	68.5	15.8	0.0	13.1	97.4
9	八口	峰	町	67.8	17.4	10.6	4.2	100.0
10	秋	1	市	90.8	4.2	0.0	1.8	96.9
11	男	疌	市	68.1	4.9	1.8	9.6	84.3
12	潟 .	<u>E</u>	市	91.2	6.8	0.0	1.2	99.1
13	五 城	目	町	78.2	0.0	0.0	21.1	99.4
14	八郎	澙	町	99.1	0.0	0.0	0.9	100.0
15	井 .	Ш	町	77.4	19.5	0.0	3.1	100.0
16	大 :	舄_	村	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
17	由利	本非	市	43.8	30.9	2.3	11.0	88.0
18			市	71.0	27.3	0.5	1.1	99.9
19	大	Щ	市	43.1	24.4	0.0	21.6	89.2
20	仙 :	北	市	38.6	18.4	0.6	32.0	89.6
21	美 :	郷	町	19.8	21.3	0.0	43.6	84.7
22	15.4	手	市	54.2	9.1	0.1	21.0	84.4
23		尺	市	50.7	11.7	0.0	25.0	87.4
24		後	町	38.5	17.6	0.0	20.8	76.9
25	東成	瀬	村	0.0	0.0	0.0	93.0	93.0
	市台	ì	<del> </del>	65.4	11.6	0.3	12.2	89.5
	秋田市	7除	<	53.3	15.1	0.4	17.1	86.0
	町村台	言	ŀ	54.7	14.1	8.0	21.7	91.3
	秋田り	1	情	64.3	11.9	0.4	13.1	89.7

<sup>\*</sup> 平成20年度策定「秋田県生活排水処理整備構想」資料

注)普及率は四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。



### 2) 汚水処理人口普及率

# ① 平成24年度末 市町村別汚水処理人口普及率(事業区分別)

注)本項以降に用いられている「汚水処理人口普及率」は下水道等施設の普及率を表す全国統一表記であり、 「下水道等普及率」と同意語である。

H25.3.31現在

	公共下	水道	農業集落	落排水	漁·林·簡易	引·小規模	合併処理	 浄化槽	汚水処理。	人口合計			124ā 整備		の	123.	3.31現在
市町村名	処理人口	普及率	処理人口	普及率	処理人口	普及率	処理人口	普及率	処理人口	普及率	公共	下水道		落排水		合併	台帳人口
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	単	流	農	漁林	簡小	合	(H25. 3. 31)
秋田市	291,843	91.0	12,102	3.8	0		6,845	2.1	310,790	96.9	•	•	•			•	320,681
能代市	24,704	42.2	252	0.4	0		12,638	21.6	37, 594	64.2	•		•			•	58,527
横手市	46,119	47.1	8,570	8.7	82	0.1	15,943	16.3	70, 714	72.2	•	•	•	•	•	•	97,994
大館市	36,671	46.9	7,716	9.9	0		14,661	18.8	59, 048	75.5	0	•	•			•	78,191
男鹿市	20,503	65.3	1,467	4.7	513	1.6	1,305	4.2	23, 788	75.8	$\circ$	•	•	•		•	31,379
湯沢市	18,900	37.5	4,229	8.4	0		10,677	21.2	33, 806	67.1	•		•			•	50,398
鹿角市	14,651	42.9	1,270	3.7	0		3,368	9.9	19, 289	56.4	•	•	•			•	34,177
由利本荘市	34,615	41.3	24,846	29.7	1,830	2.2	8,877	10.6	70, 168	83.8	•		•	•	•	•	83,771
潟上市	31,566	92.0	1,051	3.1	0		313	0.9	32, 930	96.0		•	•			•	34,296
大仙市	34,324	38.9	20,708	23.5	0		14,180	16.1	69, 212	78.5	•	•	•			•	88,219
北秋田市	15,462	43.2	6,758	18.9	0		4,308	12.0	26, 528	74.1	•		•			•	35,805
にかほ市	16,441	60.4	7,704	28.3	111	0.4	1,646	6.0	25, 902	95.1	•		•		•	•	27,240
仙北市	10,517	35.8	4,806	16.3	161	0.5	5,672	19.3	21, 156	71.9	•	•	•	•	•	•	29,409
小坂町	3,013	51.3	0		0		999	17.0	4, 012	68.4	•	•	$\circ$			•	5,868
上小阿仁村	1,122	41.3	1,228	45.2	0		283	10.4	2, 633	96.8	•		•			•	2,719
藤里町	2,805	73.7	263	6.9	0		497	13.1	3, 565	93.6	•		•			•	3,807
三種町	12,997	69.1	2,802	14.9	0		1,526	8.1	17, 325	92.1		•	•			•	18,818
八峰町	5,598	68.2	1,413	17.2	865	10.5	96	1.2	7, 972	97.1	•		•	•		•	8,208
五城目町	7,496	70.9	0		0		933	8.8	8, 429	79.7		•	•			•	10,576
八郎潟町	6,323	97.3	0		0		83	1.3	6, 406	98.6		•	•			•	6,497
井川町	5,113	96.7	0		0		167	3.2	5, 280	99.8		•	•			•	5,290
大潟村	3,244	100	0		0		0		3, 244	100		•					3,244
美郷町	4,424	20.6	4,476	20.8	0		7,418	34.5	16, 318	75.9		•	•			•	21,497
羽後町	5,945	35.3	2,653	15.8	0		2,784	16.6	11, 382	67.7	•		•			•	16,819
東成瀬村	0		0		0		2,277	82.1	2, 277	82.1						•	2,775
市合計	596, 316	61.5	101,479	10.5	2,697	0.3	100, 433	10.4	800, 925	82.6			) 住	共用	<del></del> 済		970, 087
町村計	58, 080	54.7	12,835	12.1	865	0.8	17, 063	16.1	88, 843	83.7			う う ラ	音手. 卡着			106, 118
県合計	654, 396	60.8	114, 314	10.6	3, 562	0.3	117, 496	10.9	889, 768	82.7							1,076,205

<sup>(</sup>注) 1 普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

<sup>2</sup> H25.3末住民基本台帳人口 1,076,205 人(H25.8.28総務省発表)

### ② 平成24年度末 秋田県汚水処理人口普及率

#### ○ 平成24年度末 市町村別汚水処理人口普及率(事業区分別)

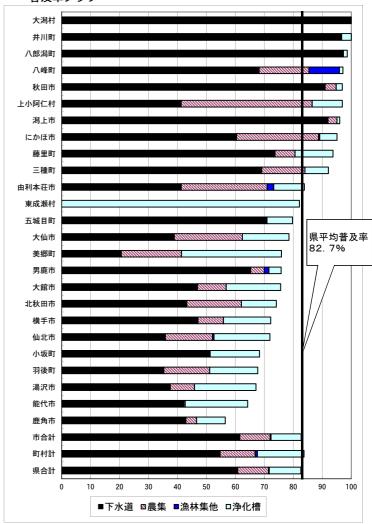
(単位	%)	

								(半辺	.:%)
順位	ř	<b>方町村</b> 名	፭	公 共 下水道	農業 集落	漁林業 集落他	合併浄 化槽	合計	H30目標 に対する 達成率
1	大	潟	村	100.0	-	-	-	100.0	100.0
2	井	Ш	町	96.7	-	_	3.2	99.8	99.8
3	八	郎潟	町	97.3	-	-	1.3	98.6	98.6
4	八	峰	町	68.2	17.2	10.5	1.2	97.1	97.1
5	秋	田	井	91.0	3.8	-	2.1	96.9	99.9
6	上	小阿仁	村	41.3	45.2	-	10.4	96.8	96.8
7	潟	上	市	92.0	3.1	-	0.9	96.0	96.9
8	IJ	かほ	井	60.4	28.3	0.4	6.0	95.1	95.2
9	藤	里	町	73.7	6.9	-	13.1	93.6	93.6
10	Ш	種	町	69.1	14.9	-	8.1	92.1	94.6
11	曲	利本荘	市	41.3	29.7	2.2	10.6	83.8	95. 2
12	東	成 瀬	村	-	-	-	82.1	82.1	88.3
13	五	城 目	町	70.9	-	-	8.8	79.7	80.2
14	大	仙	市	38.9	23.5	-	16.1	78.5	87.9
15	美	郷	町	20.6	20.8	-	34.5	75.9	89.6
16	男	鹿	市	65.3	4.7	1.6	4.2	75.8	89.9
17	大	館	市	46.9	9.9	-	18.8	75.5	94.5
18	北	秋 田	市	43.2	18.9	-	12.0	74.1	84.1
19	横	手	市	47.1	8.7	0.1	16.3	72.2	85.5
20	仙	北	市	35.8	16.3	0.5	19.3	71.9	80.2
21	小	坂	町	51.3	0.0	-	17.0	68.4	87.7
22	羽	後	町	35.3	15.8	-	16.6	67.7	88.0
23	湯	沢	市	37.5	8.4	-	21.2	67.1	76.8
24	能	代	市	42.2	0.4	-	21.6	64.2	85.1
25	鹿	角	市	42.9	3.7	-	9.9	56.4	69.4
					_				
	뉸	合	計	61.5	10.5	0.3	10.4	82.6	92. 2
	町	村	計	54.7	12.1	0.8	16.1	83.7	91.7
	県	合	計	60.8	10.6	0.3	10.9	82.7	92.2

- : 事業計画なし

普及率=	処理区域内人口	×100%
日及华一	住民基本台帳人口	×100%

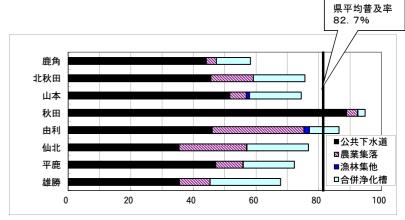
#### 普及率グラフ



#### ○ 地域振興局管内別普及率

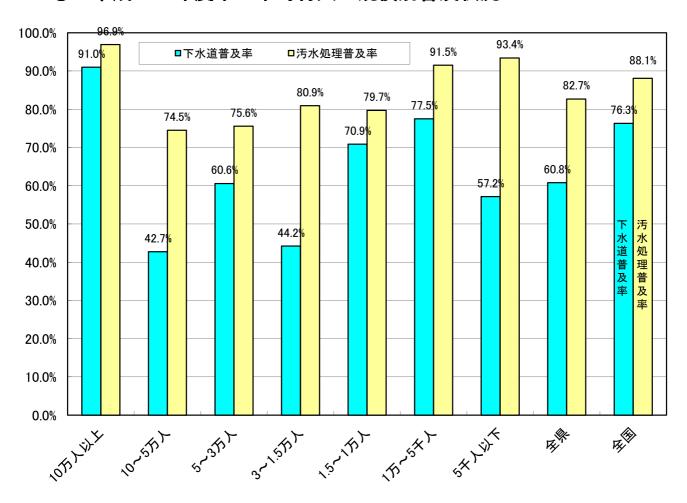
(単位	%)
(干型	/O/

				(+ M	/0/
振興局名	公 共 下水道	農業 集落	漁林業 集落他	合併浄 化槽	合計
鹿 角	44.1	3.2	-	10.9	58.2
北秋田	45.6	13.5	-	16.5	75.6
山本	51.6	5.3	1.0	16.5	74.4
秋 田	88.9	3.5	0.1	2.3	94.9
由 利	46.0	29.3	1.7	9.5	86.5
仙北	35.4	21.6	0.1	19.6	76.7
平 鹿	47.1	8.7	0.1	16.3	72.2
雄勝	35.5	9.8	-	22.5	67.8



(注) 1 普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。 2 漁林業集落他には簡易排水施設、小規模集合排水処理施設を含む。

### ③ 平成24年度末 市町村人口規模別普及状況



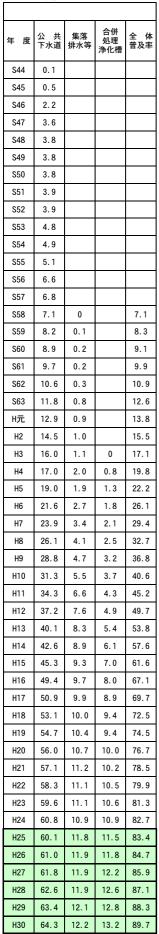
H 2 5. 3. 3 1 現在 2 5 市町村

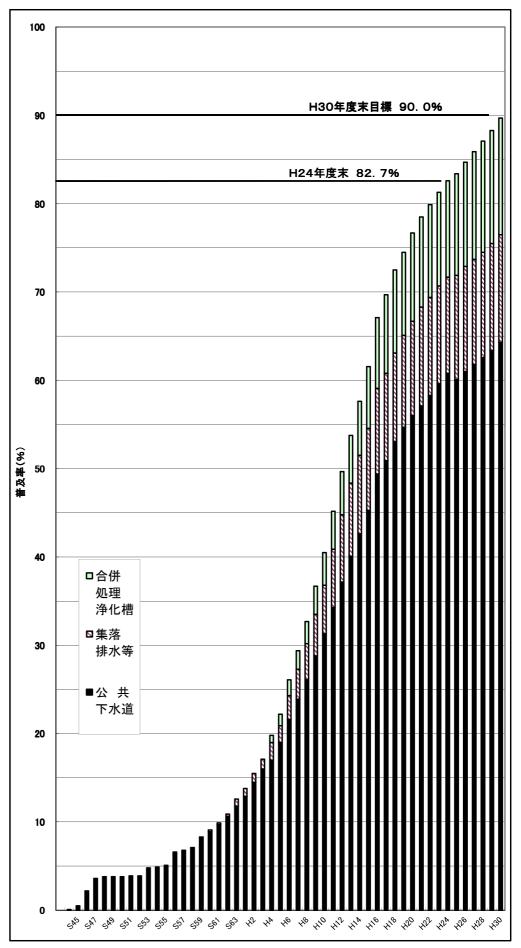
人口規模	10万人以上	10~5万人	5~3万人	3~1.5万人	1.5~1万人	1万~5千人	5千人以下	全 県	全 国
総人口	320, 681	457, 100	135, 657	113, 783	10, 576	25, 863	12, 545	1,076,205	126, 395, 795
下水道処理人口	291,843	195, 333	82, 182	50, 324	7, 496	20,047	7, 171	654, 396	96, 446, 475
下水道普及率	91.0%	42.7%	60.6%	44. 2%	70.9%	77.5%	57.2%	60.8%	76.3%
汚水処理人口	310,790	340, 542	102, 535	92, 083	8, 429	23,670	11,719	889, 768	111, 378, 312
汚水処理普及率	96.9%	74.5%	75.6%	80.9%	79.7%	91.5%	93.4%	82.7%	88.1%
下水道計画	(1/1) ·秋田市	(6/6) ·能横手的 ·横手的 ·大湯平本 · 由科本 · 大	(4/4) ・男鹿市 ・鹿角市 ・潟上市 ・北秋田市	(5/5) ・仙北ほ市 ・に種町 ・美郷町 ・羽後町	(1/1) - 五城目町	(4/4) · 小坂町 · 八峰町 · 八郎潟町 · 井川町	(3/4) · 上小阿仁村 · 藤里町 · 大潟村	(24/25)	*人口5万人 未満市町村 の普及率 ◇下水道
市町村	下水道:	の 5 万人 <i>5</i> 処理人口 理人口普 理人口普及理人口普及	167, 及率 238	220人 56.0%			(計画無し) ・東成瀬村	(計画無し) (1/25)	十一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一

<sup>※</sup>全国のデータは、東日本大震災の影響により、福島県を除く46都道府県のデータである。

#### 4 汚水処理人口普及率推移グラフ

H25.3.31現在





(注) 普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。 (注) 普及率は、H24までは実績値、H25以降は整備構想における計画値を記載している。

### ⑤ 平成24年度末 市町村別汚水処理人口普及率・接続率(参考)

			_								_				_		_					_				H2	5.3.31 現在	_	_
			公共	共下水道	1				農業	集落排	水			漁・ホ	林•簡』	易·小規	模	集合処	理施設	小計	合併処理	浄化槽	処		排水。設合計			普	接
No.	市町村名	処理人口 (人)	普及率 (%)	接 人口 (人)	売 率 (%)	普及率順位	水洗化率順位	処理人口 (人)	普及率 (%)	接続人口(人)	売   率 (%)	普及率順位	元化 率順	処理人口 (人)	普及率 (%)	接制 人口 (人)	率 (%)	処理人口 (人)	接制 人口 (人)	· 率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	接続人口(人)	· 率 (%)	住民基本台 帳人口(人) (H25.3.31)	普及率順位	接続率順位
1	秋田市	291,843	91.0	255,914	87.7	5	5	12,102	3.8	9,832	81.2	16	8	0	-	0	-	303,945	265,746	87.4	6,845	2.1	310,790	96.9	272,591	87.7	320,681	5	
2	能代市	24,704	42.2	22,632	91.6	17	4	252	0.4	252	100.0	19	1	0	-	0	-	24,956	22,884	91.7	12,638	21.6	37,594	64.2	35,522	94.5	58,527	24	4
3	横手市	46,119	47.1	30,152	65.4	13	16	8,570	8.7	6,035	70.4	12	11	82	0.1	81	98.8	54,771	36,268	66.2	15,943	16.3	70,714	72.2	52,211	73.8	97,994	19	1
4	大館市	36,671	46.9	27,974	76.3	14	11	7,716	9.9	6,608	85.6	11	7	0	-	0	-	44,387	34,582	77.9	14,661	18.8	59,048	75.5	49,243	83.4	78,191	17	1
5	男鹿市	20,503	65.3	14,302	69.8	10	13	1,467	4.7	1,160	79.1	15	9	513	1.6	413	80.5	22,483	15,875	70.6	1,305	4.2	23,788	75.8	17,180	72.2	31,379	16	1:
6	湯沢市	18,900	37.5	11,652	61.7	21	20	4,229	8.4	2,173	51.4	13	18	0	-	0	-	23,129	13,825	59.8	10,677	21.2	33,806	67.1	24,502	72.5	50,398	23	18
7	鹿角市	14,651	42.9	8,048	54.9	16	22	1,270	3.7	830	65.4	17	15	0	-	0	-	15,921	8,878	55.8	3,368	9.9	19,289	56.4	12,246	63.5	34,177	25	2
8	由利本荘市	34,615	41.3	28,089	81.1	18	9	24,846	29.7	18,073	72.7	2	10	1,830	2.2	1,456	79.6	61,291	47,618	77.7	8,877	10.6	70,168	83.8	56,495	80.5	83,771	11	1:
9	潟上市	31,566	92.0	25,516	80.8	4	10	1,051	3.1	694	66.0	18	14	0	-	0	-	32,617	26,210	80.4	313	0.9	32,930	96.0	26,523	80.5	34,296	7	1:
10	大仙市	34,324	38.9	22,003	64.1	20	18	20,708	23.5	12,923	62.4	4	16	0	-	0	-	55,032	34,926	63.5	14,180	16.1	69,212	78.5	49,106	71.0	88,219	14	2
11	北秋田市	15,462	43.2	10,470	67.7	15	14	6,758	18.9	5,934	87.8	6	6	0	-	0	-	22,220	16,404	73.8	4,308	12.0	26,528	74.1	20,712	78.1	35,805	18	1-
12	にかほ市	16,441	60.4	13,607	82.8	11	8	7,704	28.3	6,933	90.0	3	5	111	0.4	96	86.5	24,256	20,636	85.1	1,646	6.0	25,902	95.1	22,282	86.0	27,240	8	
13	仙北市	10,517	35.8	6,033	57.4	22	21	4,806	16.3	3,298	68.6	8	12	161	0.5	87	54.0	15,484	9,418	60.8	5,672	19.3	21,156	71.9	15,090	71.3	29,409	20	2
14	小坂町	3,013	51.3	1,985	65.9	12	15	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	3,013	1,985	65.9	999	17.0	4,012	68.4	2,984	74.4	5,868	21	1
15	上小阿仁村	1,122	41.3	1,103	98.3	18	2	1,228	45.2	1,218	99.2	1	2	0	-	0	-	2,350	2,321	98.8	283	10.4	2,633	96.8	2,604	98.9	2,719	6	:
16	藤里町	2,805	73.7	2,358	84.1	6	7	263	6.9	246	93.5	14	3	0	-	0	-	3,068	2,604	84.9	497	13.1	3,565	93.6	3,101	87.0	3,807	9	
17	三種町	12,997	69.1	8,356	64.3	8	17	2,802	14.9	1,686	60.2	10	17	0	-	0	-	15,799	10,042	63.6	1,526	8.1	17,325	92.1	11,568	66.8	18,818	10	2
18	八峰町	5,598	68.2	3,496	62.5	9	19	1,413	17.2	651	46.1	7	19	865	10.5	512	59.2	7,876	4,659	59.2	96	1.2	7,972	97.1	4,755	59.6	8,208	4	2
19	五城目町	7,496	70.9	5,515	73.6	7	12	0	1	0	-	20	20	0	-	0	-	7,496	5,515	73.6	933	8.8	8,429	79.7	6,448	76.5	10,576	13	1!
20	八郎潟町	6,323	97.3	5,441	86.1	2	6	0	1	0	-	20	20	0	-	0	-	6,323	5,441	86.1	83	1.3	6,406	98.6	5,524	86.2	6,497	3	
21	井川町	5,113	96.7	4,773	93.4	3	3	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	5,113	4,773	93.4	167	3.2	5,280	99.8	4,940	93.6	5,290	2	!
22	大潟村	3,244	100.0	3,244	100.0	1	1	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	3,244	3,244	100.0	0	-	3,244	100.0	3,244	100.0	3,244	1	
23	美郷町	4,424	20.6	2,207	49.9	24	23	4,476	20.8	4,175	93.3	5	4	0	-	0	-	8,900	6,382	71.7	7,418	34.5	16,318	75.9	13,800	84.6	21,497	15	10
24	羽後町	5,945	35.3	2,437	41.0	23	24	2,653	15.8	1,811	68.3	9	13	0	-	0	-	8,598	4,248	49.4	2,784	16.6	11,382	67.7	7,032	61.8	16,819	22	24
25	東成瀬村	0	-	0	-	25	25	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	0	0	-	2,277	82.1	2,277	82.1	2,277	100.0	2,775	12	
	県 合計	654,396	60.8	517,307	79.1			114,314	10.6	84,532	73.9			3,562	0.3	2,645	74.3	772,272	604,484	78.3	117,496	10.9	889,768	82.7	721,980	81.1	1,076,205		

※接続人口には生活維排水(トイレ以外の台所、風呂、洗濯等の排水)のみを接続しているケースを含む。

#### (2) 秋田県の下水道

#### 1) 下水道のあゆみ

H25.3.31

	公共下	水道	直着手 都市		流域下水	ĸ	処理開始都市		処理開始処理場		晋及	率(%
年度	単独		流域関連		道着手		だ生物知识		化生的和化生物		県	全国
昭 7	◇秋田市(八橋)	1										
24	能代市	1										
44	▲大潟村	1					大潟村(単独)	1	大潟(H6廃止)	0	0	1.
45							秋田市(単独)	1	八橋	1	1	1
50			昭和町	1	臨海						4	2
51			◇秋田市	1							4	2
52			日本士 工工社	_							4	2
53	田沢湖町		男鹿市,天王町	2							5 5	2
54 55	田沢湖町	1									5	3
56	本荘市,〇小坂町(十和田湖)	2	大曲市	1	大 曲						7	3
57	平在中, 〇小板町(一和田棚)		飯田川町	i	横手		秋田市(流関)	1	秋田臨海(県流域)	1	7	3
58			横手市	i	194 7		(VIIII) ////PD/	•	(人山間/呼 \ )水//(水//	•	7	3
59			127.15	•			能代市	1	能代	1	8	3
60	岩城町	1					1101 4-11-	•	1301 4		9	3
61			八郎潟町	1	大 館		昭和町,天王町,田沢湖町	3	田沢湖	1	10	3
62	◇秋田(金足)	1	大館市,角館町,井川町,中仙町	4							11	3
63	◇秋田(羽川),由利町,西目町	3	○鹿角市,雄和町,若美町,琴丘町	4	鹿 角		大曲市,飯田川町	2	大曲(県流域)	1	12	4
平成 元	◇秋田(太平山)	1	比内町, 五城目町, 河辺町 平鹿町, 十文字町 増田町, 雄物川町	7			横手市, 男鹿市	2	羽川(秋田) 横手(県流域)	2	13	4.
2	森吉町	1	田代町,山本町,大雄村	3			八郎潟町,井川町	2	金足(秋田)	1	15	4
3	湯沢市,鷹巣町	2	六郷町	1			本荘市,中仙町 小坂町(十和田湖)	3	太平山(秋田),本荘 十和田湖	3	16	4
4	仁賀保組合(仁賀保町 金浦町,象潟町)	3	仙北町	1			大館市,琴丘町,若美町 雄和町,岩城町	5	道川(岩城)大館(県流域)	2	17	4
5	○西仙北町(刈和野) 協和町	2	八竜町, ▲大潟村	2			五城目町,河辺町,平鹿町	3	7 (M (7) (M) - 307		19	4
6	矢島町,大内町 ②西仙北町(強首)	3					比内町,大潟村(流関) 角館町,大雄村	3			22	5
7	八森町	1	○小坂町	1			鹿角市 (流関),田代町 山本町,由利町,西目町	5	前郷(由利),西目 鹿角(県流域)	3	24	5
8	山内村,羽後町	2					湯沢市,八竜町 仙北町,十文字町	4	湯沢	1	26	5
9	上小阿仁村,峰浜村	2					森吉町,協和町,雄物川町	3	米内沢(森吉),中央(協和)	2	29	5
10	合川町,阿仁町,藤里町 ◎皆瀬村(小安)	4					小坂町(流関),鷹巣町 仁賀保町,金浦町,象潟町 西仙北町,六郷町,増田町	7	刈和野,強首(西仙北) 鷹巣   仁賀保(仁賀保組合)	4	31	5
11											34	6
12							大内町, 矢島町, 山内村	3	岩谷(大内),矢島 相野々(山内)	3	<i>37</i>	6
13			神岡町	1			上小阿仁村,八森町,皆瀬村	3	沖田面(上小阿仁) 八森, 小安(皆瀬)	3	40	6
14	◎皆瀬村(皆瀬)	1					藤里町,阿仁町	2	藤里,阿仁	2	43	6
15	稲川町	1					峰浜村,羽後町	2	沢目(峰浜),西馬音内(羽後)	2	45	6
16	雄勝町	1					II. \$1. mark / A 11 mc *		A 11/15 A 11/15	_	49	6
17	大仙市(旧南外)、〇鹿角市(湯瀬)	2					北秋田市(合川町)	1	合川(旧合川),皆瀬(旧皆瀬)	2	51	6
18						-	大仙市(神岡町)、湯沢市(旧稲川町)	2	稲川(旧稲川)	1	<i>53</i>	7
19 20						_	湯沢市(雄勝町)	1	院内(旧雄勝)	1	<i>55</i>	7
21							一	2		2	57	- 7
22							八叫叫(南か竹)、梶月巾		南ア 、旧南アナノ・南根(鹿門)		58	7
23						-					60	7
24											61	7
計	31市町村		32市町村		5処理[2	₹	60市町村		39処理区	1		
					· <u>-</u>		未供用:なし		(内、県施設6, 市町村施設33)			

○市町村合併 (H16.11-H18.4) による市町村変遷

H16.11 美郷町:六郷町,千畑町,仙南村 H17.1 秋田市:秋田市,雄和町,河辺町

H17.1 秋田市: 秋田市, 淮和町,河辺町
H17.3 男鹿市: 男鹿市, 若美町
H17.3 男鹿市: 湯沢市, 福川町, 雄勝町, 皆瀬村
H17.3 大仙市: 大田市, 神岡町, 西仙北町, 中仙町, 協和町, 南外村, 仙北町, 太田町
H17.3 由利本荘市: 本荘市, 岩城町, 由利町, 西目町, 大内町, 東由利町, 矢島町, 鳥海町
H17.3 北秋田市: 鷹巣町, 森吉町, 合川町, 阿仁町
H17.3 湯上市: 天王町, 飯田川町, 昭和町
H17.6 大館市: 大館市, 比内町, 田代町
H17.9 仙北市: 角館町, 田沢湖町, 西木村
H17.10 にかけまま: 仁賀保町, 全浦町, 全場町

H17.10 にかほ市:仁賀保町.金浦町,象潟町 H17.10 横手市:横手市,增田町.平鹿町.雄物川町.大森町.十文字町.山内村.大雄村

H18.3 能代市:能代市.二ツ井町 H18.3 三種町:琴丘町.山本町.八竜町 市町村合併前 (H16.4.1現在) 県全体69市町村中 下水道計画有り 60市町村

市町村合併後(H18.4.1現在) 県全体25市町村中 下水道計画有り ※24市町村

24市町村全部が着手・供用済

◇印市町村 : 複数処理区の単独に加え、流関も実施

· 対象市町村: 秋田市

備考

○印市町村 : 単独に加え、流関も実施

・対象市町村:鹿角市・小坂町(ただし、十和田湖は県事業)

◎印市町村 : 複数処理区の単独を実施 · 対象市町村: 西仙北町、皆瀬村

▲大潟村 : H6年に単独から流域関連に変更

※東成瀬村 : 全村合併浄化槽

#### 2) 流域下水道の状況



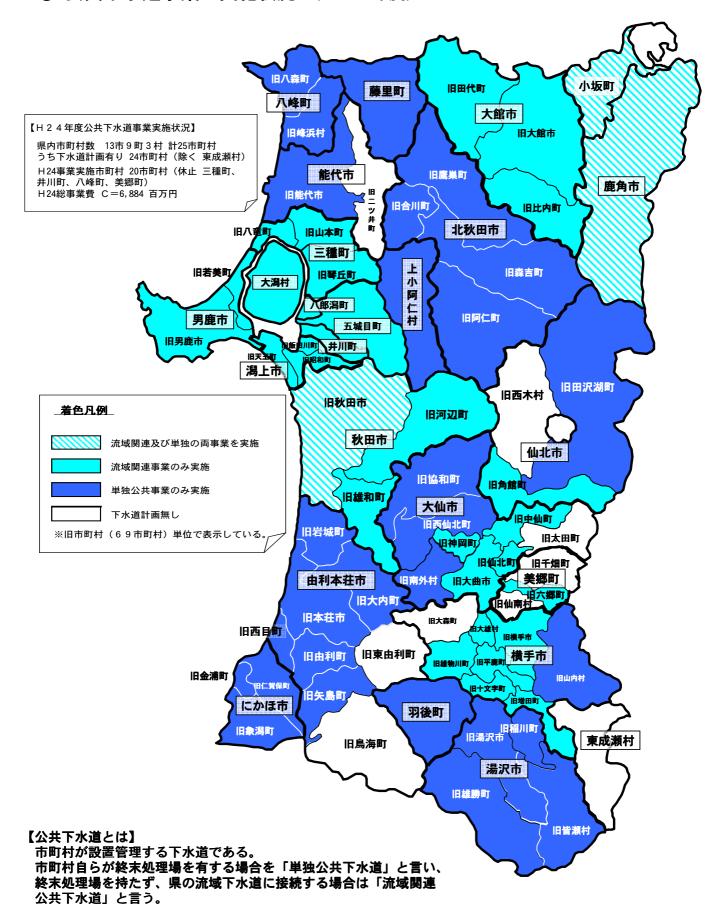
# ② 流域下水道事業の概要(H24末)

流域下水道	: 名	秋田湖	弯・雄物川流域 ̄	下水道	秋田湾・	米代川流	域下水道	米代川	秋田県
処 理 区	名	臨海	大 曲	横手	雄物川計	大 館	鹿角	計	計
下水道事業計画届出年月日	当初	昭和51年2月26日	昭和57年3月18日	昭和58年2月23日		昭和61年12月22日	昭和63年12月8日		
下小坦爭未訂回個山平月口	最終(最新)	平成24年2月17日	平成24年10月1日	平成25年1月29日		平成25年1月29日	平成24年2月17日		
下水道事業年次	着手(~H24経年)	昭和50年(38)	昭和56年(32)	昭和57年(31)		昭和61年(27)	昭和63年(25)		
「小坦争未十八	事業計画期間	平成28年	平成30年	平成30年		平成30年	平成28年		
都市計画決定年月日	当初	昭和50年10月25日	昭和56年8月29日	昭和57年11月20日		昭和61年9月26日	昭和63年7月12日		
都川計 画次是千万日	最終(最新)	平成14年3月1日	平成13年3月30日	平成14年3月1日		平成11年11月16日	平成10年3月6日		
都市計画事業年次	着手	昭和51年2月26日	昭和57年1月22日	昭和58年3月17日		昭和62年2月6日	昭和63年12月8日		
	事業施行期間	平成26年3月31日	平成31年3月31日	平成31年3月31日		平成31年3月31日	平成29年3月31日		
処理開始年月	]	昭和57年4月1日	昭和63年4月1日	平成元年4月1日		平成4年4月1日	平成7年4月1日		
流域関連市町	村	3市4町1村	2市1町	1市	6市5町1村	1市	1市1町	2市1町	8市6町1村
うち供用開始済	<b>み</b>	3市4町1村	2市1町	1 市	6市5町1村	1市	1市1町	2市1町	8市6町1村
全体計画処理面積	ha	12, 133	2,734	2, 642	17, 509	2, 547	1, 352	3, 899	21, 408
整備済面積		8, 929	1,531	1,728	12, 188	1, 289	622	1, 911	14, 099
整備率	%	74	56	65	70	51	46	49	66
全体計画処理人口	千人	336.8	46.3	46.6	429.7	53.5	23.6	77.1	506.8
整備済人口		334.3	38.3	44.4	417.0	36.7	17.3	54.0	470.9
整備率	%	99	83	95	97	69	73	70	93
計画区域内人口	千人	352.4	52.6	63.6	468.6	62.5	27.2	89.7	558.3
処理区域内人口		334.3	38.3	44.4	417.0	36.7	17.3	54.0	470.9
整備率	%	95	73	70	89	59	64	60	84
全体計画処理能力(日最大)		180.0	23. 2	25.8	229.0	27.0	12.7	39.7	268.7
事業計画処理能力	千m3/日	180.0	21.6	24.6	226.2	18.0	8.2	26.2	252.4
現在処理能力		120.0	16.2	16.4	152.6	12.0	8.2	20.2	172.8
整備率	%	67	70	64	67	44	65	51	64
全体計画処理水量(日平均)	千m3/日	130.8	17.0	19.8	167.6	19.7	9.4	29.1	196.7
実流入水量	T1113/ 🗖	73.0	8.0	10.6	91.6	7.6	3.4	11.0	102.6
整備率	%	56	47	54	55	39	36	38	52
幹線管渠延長	km	127.3	42.2	45.1	214.6	29.2	25.9	55.1	269.7
整備済み延長		127.3	42.2	45.1	214.6	29.2	25.9	55.1	269.7
整備率	%	100	100	100	100	100	100	100	100
複線(2条管)区間延長	km	54.8	6.4	12.0	73.2	11.1	2.9	14.0	87.2
整備済み延長	VIII	33.9	5.6	5.8	45.3	5.2	1.5	6.7	52.0
整備率	%	62	88	48	62	47	52	48	60
管渠(全体延長)整備率	%	89	98	89	90	85	95	89	90
中継ポンプ場数(MP含まず)		15	2	5	22	4	1	5	27
稼働中施設数	箇所	15	2	5	22	4	1	5	27
うち暫定施設数		0	0	0	0	0	0	0	0

<sup>※</sup>下水道事業計画届出年月日:臨海処理区及び鹿角処理区については、下水道法改正前の事業認可年月日となっている。

### 3) 公共下水道の状況

### ① 公共下水道事業の実施状況 (H24年度)

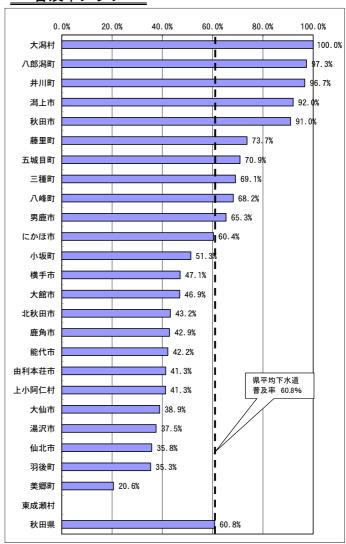


### ② 平成24年度末 下水道処理人口普及率

(平成25年 3月31日現在 25市町村)

(*	成25年 3月3	日現在 2	5市町村)					
順位	市町村名	住民基本 台帳人口	処理区域 内 人 口	H24末 普及率	接続済人 口	接続率	着手 年度	供用 年度
1	大潟村	3, 244	3, 244	100.0%	3, 244	100.0%	S44	S44.5
2	八郎潟町	6, 497	6, 323	97.3%	5, 441	86.1%	S61	H2.10
3	井川町	5, 290	5, 113	96.7%	4, 773	93.4%	S62	H2.4
4	潟上市	34, 296	31,566	92.0%	25, 516	80.8%	S50	S61.4
5	秋田市	320, 681	291,843	91.0%	255, 914	87.7%	S7	S45.4
6	藤里町	3,807	2,805	73.7%	2, 358	84.1%	H10	H15.3
7	五城目町	10,576	7,496	70.9%	5, 515	73.6%	H1	H5.10
8	三種町	18, 818	12, 997	69.1%	8, 356	64.3%	S63	H4.5
9	八峰町	8, 208	5, 598	68.2%	3, 496	62.5%	Н7	H14.3
10	男鹿市	31,379	20,503	65.3%	14, 302	69.8%	S53	H1.4
11	にかほ市	27, 240	16, 441	60.4%	13, 607	82.8%	H4	H10.4
12	小坂町	5,868	3,013	51.3%	1, 985	65.9%	S56	H3.4
13	横手市	97, 994	46, 119	47.1%	30, 152	65.4%	S58	H1.4
14	大館市	78, 191	36,671	46.9%	27, 974	76.3%	S62	H4.4
15	北秋田市	35,805	15, 462	43.2%	10, 470	67.7%	H2	Н9.4
16	鹿角市	34, 177	14,651	42.9%	8, 048	54.9%	S63	H7.4
17	能代市	58, 527	24,704	42.2%	22, 632	91.6%	S24	S59.10
18	由利本荘市	83, 771	34, 615	41.3%	28, 089	81.1%	S56	H3.4
19	上小阿仁村	2,719	1, 122	41.3%	1, 103	98.3%	Н9	H13.8
20	大仙市	88, 219	34, 324	38.9%	22, 003	64.1%	S56	S63.4
21	湯沢市	50, 398	18,900	37.5%	11, 652	61.7%	Н3	H8.4
22	仙北市	29, 409	10,517	35.8%	6, 033	57.4%	S54	S61.6
23	羽後町	16, 819	5,945	35.3%	2, 437	41.0%	Н8	H16.3
24	美郷町	21, 497	4, 424	20.6%	2, 207	49.9%	Н3	H10.4
25	東成瀬村	2,775						
	秋田県計	1, 076, 205	654, 396	60.8%	517, 307	79.1%		

#### 普及率グラフ

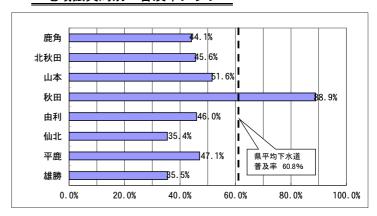


普及率= 処理区域内人口 ×100% 住民基本台帳人口

#### 地域振興局別 下水道処理人口普及率

振興局名	住民基本 台帳人口	処理区域 内 人 口	H24末普及率
鹿 角	40, 045	17,664	44.1%
北秋田	116, 715	53, 255	45.6%
山本	89, 360	46, 104	51.6%
秋 田	411, 963	366,088	88.9%
由利	111, 011	51,056	46.0%
仙北	139, 125	49, 265	35.4%
平 鹿	97, 994	46, 119	47.1%
雄 勝	69, 992	24, 845	35.5%
県 計	1, 076, 205	654, 396	60.8%

#### 地域振興局別 普及率グラフ

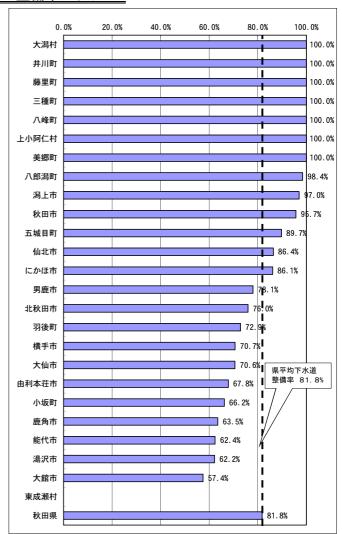


# ③ 平成24年度末 下水道整備率

(平成25年 3月31日現在 25市町村)

(半	成25年 3月3	31日現在 2	5市町村)				
順位	市町村名	住民基本 台帳人口	計画区域 内 人 口	処理区域 内 人 口	整備率	着手 年度	供用 年度
1	大潟村	3, 244	3, 244	3, 244	100.0%	S44	S44.5
2	井川町	5, 290	5, 113	5, 113	100.0%	S62	H2.4
3	藤里町	3,807	2,805	2,805	100.0%	H10	H15.3
4	三種町	18, 818	12, 997	12, 997	100.0%	S63	H4.5
5	八峰町	8, 208	5, 598	5, 598	100.0%	H7	H14.3
6	上小阿仁村	2,719	1, 122	1, 122	100.0%	Н9	H13.8
7	美郷町	21, 497	4, 424	4, 424	100.0%	Н3	H10.4
8	八郎潟町	6, 497	6, 423	6, 323	98.4%	S61	H2. 10
9	潟上市	34, 296	32, 529	31,566	97.0%	S50	S61.4
10	秋田市	320, 681	304,976	291,843	95.7%	S7	S45.4
11	五城目町	10, 576	8, 353	7, 496	89.7%	H1	H5.10
12	仙北市	29, 409	12, 176	10,517	86.4%	S54	S61.6
13	にかほ市	27, 240	19,092	16, 441	86.1%	H4	H10.4
14	男鹿市	31, 379	26, 269	20,503	78.1%	S53	H1.4
15	北秋田市	35, 805	20, 358	15, 462	76.0%	H2	H9.4
16	羽後町	16, 819	8, 155	5, 945	72.9%	Н8	H16.3
17	横手市	97, 994	65, 276	46, 119	70.7%	S58	H1.4
18	大仙市	88, 219	48, 632	34, 324	70.6%	S56	S63.4
19	由利本荘市	83, 771	51,029	34,615	67.8%	S56	Н3.4
20	小坂町	5,868	4,550	3, 013	66.2%	S56	Н3.4
21	鹿角市	34, 177	23,062	14,651	63.5%	S63	H7.4
22	能代市	58, 527	39, 592	24,704	62.4%	S24	S59.10
23	湯沢市	50, 398	30, 404	18,900	62.2%	НЗ	Н8. 4
24	大館市	78, 191	63,844	36,671	57.4%	S62	H4. 4
25	東成瀬村	2,775					
	秋田県計	1, 076, 205	800, 023	654, 396	81.8%		

#### 整備率グラフ

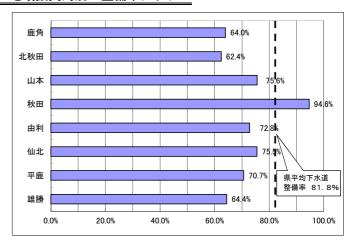


整備率=	処理区域内人口	×100%
登佣华一	計画区域内人口	X 1 0 0 %

#### 地域振興局別 下水道整備率

振興局名	計画区域 人 口	処理区域 内 人 口	H24末 整備率
鹿 角	27, 612	17,664	64.0%
北秋田	85, 324	53, 255	62.4%
山本	60, 992	46,104	75.6%
秋 田	386, 907	366,088	94.6%
由利	70, 121	51,056	72.8%
仙北	65, 232	49, 265	75.5%
平鹿	65, 276	46, 119	70.7%
雄 勝	38, 559	24, 845	64.4%
県 計	800,023	654, 396	81.8%

#### 地域振興局別 整備率グラフ

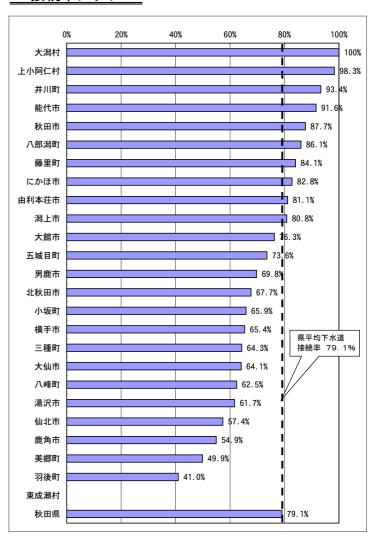


# ④ 平成24年度末 下水道接続率

(平成25年 3月31日現在 25市町村)

市町村名	住民基本 台帳人口	処理区域 内 人 口	接続済人 口	接続率	供用 年度
大潟村	3, 244	3, 244	3, 244	100.0%	S44.5
上小阿仁村	2,719	1,122	1,103	98.3%	H13.8
井川町	5, 290	5, 113	4,773	93.4%	H2.4
能代市	58, 527	24,704	22,632	91.6%	S59.10
秋田市	320, 681	291,843	255, 914	87.7%	S45.4
八郎潟町	6, 497	6, 323	5, 441	86.1%	H2.10
藤里町	3,807	2,805	2, 358	84.1%	H15.3
にかほ市	27, 240	16, 441	13,607	82.8%	H10.4
由利本荘市	83, 771	34,615	28, 089	81.1%	H3.4
潟上市	34, 296	31,566	25, 516	80.8%	S61.4
大館市	78, 191	36,671	27, 974	76.3%	H4.4
五城目町	10, 576	7, 496	5, 515	73.6%	H5.10
男鹿市	31, 379	20,503	14, 302	69.8%	H1.4
北秋田市	35, 805	15, 462	10,470	67.7%	H9.4
小坂町	5, 868	3,013	1,985	65.9%	H3.4
横手市	97, 994	46, 119	30, 152	65.4%	H1.4
三種町	18, 818	12,997	8, 356	64.3%	H4.5
大仙市	88, 219	34, 324	22,003	64.1%	S63.4
八峰町	8, 208	5, 598	3, 496	62.5%	H14.3
湯沢市	50, 398	18,900	11,652	61.7%	H8.4
仙北市	29, 409	10,517	6,033	57.4%	S61.6
鹿角市	34, 177	14,651	8, 048	54.9%	H7.4
美郷町	21, 497	4, 424	2, 207	49.9%	H10.4
羽後町	16, 819	5,945	2, 437	41.0%	H16.3
東成瀬村	2, 775				
秋田県計	1,076,205	654, 396	517, 307	79.1%	
	大上井能秋八藤に由潟大五男北小横三大八湯仙鹿美羽東潟小川代田郎里か利上館城鹿秋坂手種仙峰沢北角郷後成村阿町市市潟町ほ本市市目市田町市町市町市市市町町瀬市荘市町市市市市町町村	大潟村 3,244 上小阿仁村 2,719 井川町 5,290 能代市 58,527 秋田市 320,681 八郎潟町 6,497 藤里町 3,807 にかほ市 27,240 由利本荘市 83,771 潟上市 34,296 大館市 78,191 五城目町 10,576 男鹿市 31,379 北秋田市 35,805 小坂町 5,868 横手市 97,994 三種町 18,818 大仙市 88,219 八峰町 8,208 湯沢市 50,398 仙北市 29,409 鹿角市 34,177 美郷町 21,497 羽後町 16,819 東成瀬村 2,775	大潟村 3,244 3,244 上小阿仁村 2,719 1,122 井川町 5,290 5,113 能代市 58,527 24,704 秋田市 320,681 291,843 八郎潟町 6,497 6,323 藤里町 3,807 2,805 にかほ市 27,240 16,441 由利本荘市 83,771 34,615 潟上市 34,296 31,566 大館市 78,191 36,671 五城目町 10,576 7,496 男鹿市 31,379 20,503 北秋田市 35,805 15,462 小坂町 5,868 3,013 横手市 97,994 46,119 三種町 18,818 12,997 大仙市 88,219 34,324 八峰町 8,208 5,598 湯沢市 50,398 18,900 仙北市 29,409 10,517 鹿角市 34,177 14,651 美郷町 21,497 4,424 羽後町 16,819 5,945 東成瀬村 2,775	大潟村 3,244 3,244 3,244 上小阿仁村 2,719 1,122 1,103 井川町 5,290 5,113 4,773 能代市 58,527 24,704 22,632 秋田市 320,681 291,843 255,914 八郎潟町 6,497 6,323 5,441 藤里町 3,807 2,805 2,358 にかほ市 27,240 16,441 13,607 由利本荘市 83,771 34,615 28,089 潟上市 34,296 31,566 25,516 大館市 78,191 36,671 27,974 五城目町 10,576 7,496 5,515 男鹿市 31,379 20,503 14,302 北秋田市 35,805 15,462 10,470 小坂町 5,868 3,013 1,985 横手市 97,994 46,119 30,152 三種町 18,818 12,997 8,356 大仙市 88,219 34,324 22,003 八峰町 8,208 5,598 3,496 湯沢市 50,398 18,900 11,652 仙北市 29,409 10,517 6,033 鹿角市 34,177 14,651 8,048 美郷町 21,497 4,424 2,207 羽後町 16,819 5,945 2,437 東成瀬村 2,775	大潟村 3,244 3,244 100.0% 上小阿仁村 2,719 1,122 1,103 98.3% 井川町 5,290 5,113 4,773 93.4% 能代市 58,527 24,704 22,632 91.6% 秋田市 320,681 291,843 255,914 87.7% 八郎潟町 6,497 6,323 5,441 86.1% 藤里町 3,807 2,805 2,358 84.1% にかほ市 27,240 16,441 13,607 82.8% 由利本荘市 83,771 34,615 28,089 81.1% 潟上市 34,296 31,566 25,516 80.8% 大館市 78,191 36,671 27,974 76.3% 五城目町 10,576 7,496 5,515 73.6% 男鹿市 31,379 20,503 14,302 69.8% 北秋田市 35,805 15,462 10,470 67.7% 小坂町 5,868 3,013 1,985 65.9% 横手市 97,994 46,119 30,152 65.4% 三種町 18,818 12,997 8,356 64.3% 大仙市 88,219 34,324 22,003 64.1% 八峰町 8,208 5,598 3,496 62.5% 湯沢市 50,398 18,900 11,652 61.7% 仙北市 29,409 10,517 6,033 57.4% 鹿角市 34,177 14,651 8,048 54.9% 美郷町 21,497 4,424 2,207 49.9% 東成瀬村 2,775

#### 接続率グラフ

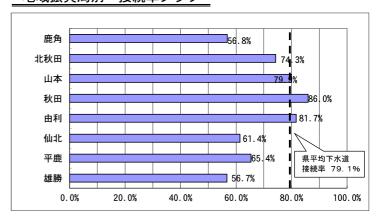


接続率=	処理区域内人口の内、接続済人口	×100%
按机竿一		X 1 U U %

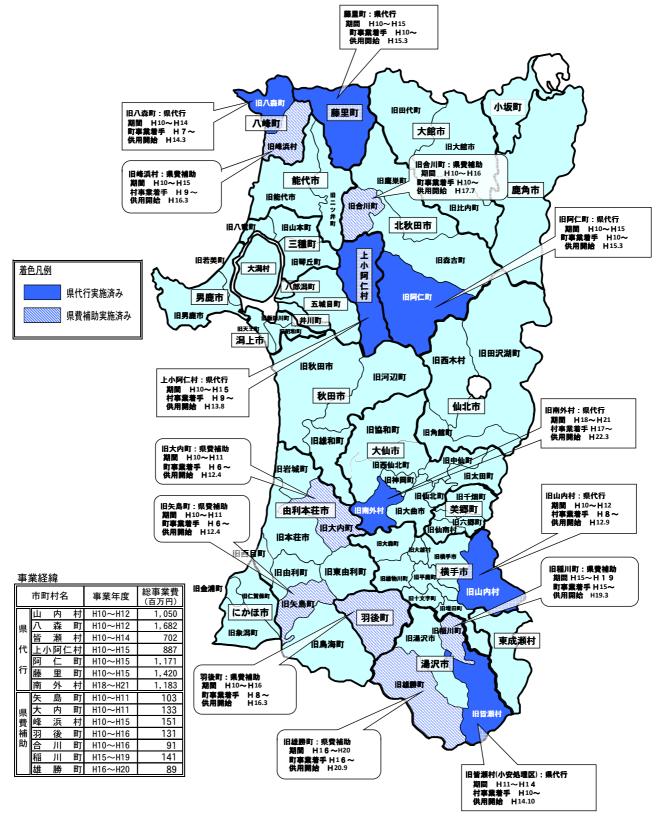
#### 地域振興局別 下水道接続率

振興局名	処理区域 内 人 口	接続済人 口	H24末接続率
鹿角	17, 664	10,033	56.8%
北秋田	53, 255	39, 547	74.3%
山本	46, 104	36,842	79.9%
秋 田	366,088	314, 705	86.0%
由利	51,056	41,696	81.7%
仙北	49, 265	30, 243	61.4%
平 鹿	46, 119	30, 152	65.4%
雄勝	24, 845	14, 089	56.7%
県 計	654, 396	517, 307	79.1%

#### 地域振興局別 接続率グラフ



#### ⑤ 県代行・県費補助の実施状況



#### ○公共下水道県代行事業(県代行)とは

ある一定の条件を満たす過疎市町村に対し、県が市町村に代わり、下水道事業の一部(処理場、幹線管渠)を代行して整備する事業。 財政力及び技術力に乏しい過疎市町村の下水道整備を支援するため、平成10年度から事業化が図られ、現在まで7町村に対し実施しています。

#### ○公共下水道県費補助事業(県費補助)とは

平成10年度時点で、未着手又は未供用の市町村に対し、県が供用開始までの各年度事業費に対し10%を補助する制度。ただし、県代行実施市町村は、事業対象外である。

下水道整備が立ち後れている市町村を支援するため、県代行事業と同様、平成10年度から事業化が図られ、現在まで7町村に対し実施しています。

### ⑥ 公共下水道事業の計画概要

公共下水道 整備量·整備率

平成25年3月31日現在

Part
March   Marc
The column   Column
Res
March   Marc
B
변경 등
Table   Map
Fig.
「日本   一日   一日   一日   一日   一日   一日   一日
大田     大田     大田     大田     大田
大中級   大+級   大中級   大中級   大中級   大中級   大中級   大+級   大+ 級   大+級   大+級   大+級   大+級   大+X
無理性
操作性   操作three   操作性   操作性   操作性   操作three   操作性   操作three   操作性   操作three
## 子 別
・
□ 中の できらい できらい できらい できらい できらい できらい できらい できらい
・
日本語画
機子性   株 山内川   大き   大き   大き   大き   大き   大き   大き   大
## 日から
大麻市   大麻   大麻   大麻   大麻   大麻   大麻   大麻
大き
大照市 大
## 25
別用作
発展性   一般性   一般
展 元
展示性   接近   接近   接近   接近   接近   接近   接近   接
大き   東京   横川   株式   大き   東京   横川   株式   大き   東京   株式   株式   株式   大き   大き   東京   株式   株式   株式   株式   株式   株式   株式   株
程子    接近   横川   横山   横山   横山   横山   横山   横山   横山
指数   接触   接触   接触   156 - 413   1816 - 529   192
から   神経   海瀬村   初末11、127   153、3.25   147
接触性   接換性   接換t   接身t   接身
展内所 展内所 展別
歴典所   一次   一次   一次   一次   一次   一次   一次   一
接触   接換   株理   株理   株理   株理   株理   株理   株理   株
田利本在市 本 任 単独 本在市 557.1.6 10 10.9 10.9 11.0 11.1 12.0 11.1 14.0 13.2 66.6 0 11.5 70 6.8 41 511.0 11.0 11.0 11.0 11.0 11.0 11.0 11
掛き換き   日本日本   本 任 単独 本任市   55.1、1、6   165.3 2.5   439   4927   1424 12.7   1425 3.2   14 3.4   1 分流   114.6   32,600   17,625   64.2   21,570   11,023   407.1   15.5   5   15.5   1
疾患 単独 多鹿町 村田 7500 円
通 川 単版   短級町   583、12.18   110、4.6   117   117   118   127   149年]   1494]
新郎 単独
面目 単独 西目野         583,12.19         H3,7.77         H8,8 127         [特理]         [转理]         [特理]         H7,9.1         分流         223,0         5,700         3,300         165,5         5,500         2,000         121,0           由利本任計計         昭海         昭海         昭海         昭海         昭海         昭海         四周町         553,320         1,100         2,006         2,000         14,341         1,338         28,890         12,489         1,226.6           大仙市         大島市         大島市         大島市         557,328         2,71         1,138         1,226.6         1,226.6         1,226.6         1,226.6         1,226.6         1,226.6         1,226.6         1,226.6         1,226.6         1,226.6         1,226.6         1,226.6         1,226.8         1,226.6         1,226.8         1,226.8
接待   接待   接待   接待   接待   接待   接待   接待
由月本往市計         個和町         日本町
操動性   操身性   操身性
大仙市   大山市   大山
大仙市 大仙市 海間 H3 10.16 東 首 単独 高仙北町 H 4.10.16 中仙町 S82.10.27         H24. 3.28 H30         H32 (特理) H32         H33 3.31 (特理) H32.3.33         S61. 4. 1 分流         分流 分流         2,005.9         34,990 34,990         17,142 1,293.8         1,293.8         27,160         13,198 13,198         1,075.8           少和野 単独 西仙町 H 582.10.27 東 首 単独 高仙北町 H 6.12.16 協和 単独 協和町 H 5.9.29 青 所外 単独 南外村 H17.5.27         H23.33 H30         H22         (特理) (特理) (特理)         H30.4.1 (特理)         H30.4.1 H30         H30.4.1 H30         H30.4.3.26 H30         H30.4.1 H30         H30.4.3.26 H30         H30.5.1 H30         H30.4.3.26 H30         H30.4.1 H30         H30.4.3.26 H30         H30.4.3.2
大仙市 大仙市   大仙市   大仙市   大仙市   S57. 3.29   H24. 3.28   H30   H24. 8.1   H24. 3.26   H30   H3. 3.10   H24. 8.1   H24. 3.26   H30   H3. 3.10   H24. 8.1   H24. 8.26   H30   H3. 3.10   H30. 1   H30
大曲         流岡         神岡町         H13.9.4 仙山市         H24.3.2.6         H24.8.1         H24.8.2         H24.8.1         H24.8.2         H24.8.1         H24.8.2         H24.8.1         H24.8.2         H24.8.3         H
快き歩きに対している。   株式   株式   株式   株式   株式   株式   株式   株
操性   操性   操性   操性   操性   操性   操性   操性
別和野 単独 西山北町   H 5. 12.13   H18. 2.10   H23   H32   H24. 8. 1   H24. 3.26   H10. 4. 1   分流   30.0   800   378   30.0   800   370   30.0   30.0   800   378   30.0   800   378   30.0   800   370   30.0   800   370   30.0   800   370   30.0   800   378   30.0   800   378   30.0   800   378   30.0   800   370   30.0   800   370   30.0   800   370   30.0   800   378   30.0   800   378   30.0   800   378   30.0   800   370   30.0   800   370   30.0   800   378   30.0   800   370   30.0   800   370   30.0   800   370   30.0   800   378   30.0   800   378   30.0   800   378   30.0   800   370   30.0   800   370   30.0   800   370   30.0   800   378   30.0   800   378   30.0   800   378   30.0   800   378   30.0   800   370   30.0   800   378   30.0   30.0   800   378   30.0   30
機 首 単独 西仙北町 H 6.12.16 H15. 3.25 H20 H22 【特理】 【特理】 H10. 4.1 分流 30.0 800 378 30.0 800 370 30.0 102.0 2,850 1,292 102.0 1
<ul> <li>協和単独協和町 H 5.9.29 H19.3.19 H20 H32 【特環】 【特環】 【特環】 H 9.3.31 分流 102.0 2.400 1.330 102.0 2.850 1.292 102.0 円南 外 単独 南外村 H17.5.27 H23.3.31 H30 H32 【特環】 【特環】 H 9.3.31 分流 76.0 1.920 760 41.2 980 388 30.4 2.369.9 43.210 21.307 1.623.0 34.890 16.699 1.341.7</li> <li>北秋田市 鷹巣単独 鷹駅町 H 3.8.23 H25.3.25 H30 H25.3.29 H10.4.1 分流 693.0 13.600 7.000 449.3 9.650 4.870 296.2 187.4 3.310 1.669 178.2 196.2 197.0 10.0 19.2 19.0 19.0 19.0 19.0 19.0 19.0 19.0 19.0</li></ul>
下
南外         単独         南外村         H17. 5.27         H23. 3.31         H30         H32         【特環】         【特環】         H 22. 3.31         分流         76.0         1,920         760         41.2         980         388         30.4           北秋田市         鷹 巣 単独         鷹巣町         H 3. 8.23         H25. 3.25         H30         H37         H24. 9.10         H25. 3.29         H10. 4. 1         分流         693.0         13,600         7,000         449.3         9,650         4,870         296.2         296.2         2,369.9         43,210         21,307         1,623.0         34,890         16,699         1,341.7         7         22,369.9         43,210         21,307         1,623.0         34,890         16,699         1,341.7         2         22,369.9         43,210         21,307         1,623.0         34,890         16,699         1,341.7         2         3         3         2         2         3         2         3 <t< th=""></t<>
正秋田市         鷹 巣 単独 鷹巣町         H 3. 8. 23         H25. 3. 25         H30         H37         H24. 9. 10         H25. 3. 29         H 10. 4. 1         分流         693. 0         13,600         7,000         449. 3         9,650         4,870         296. 2           米内沢         単独 原仁町         H10. 6. 9         H20. 3.28         H22         H27         H24. 9.10         H25. 3.29         H 9. 4. 1         分流         258. 0         4,200         2,285         187. 4         3,810         1,696         178. 2           同仁章         単独 同仁町         H10. 6. 9         H20. 3.28         H22         H27         【转環】         H5. 3.29         H9. 4. 1         分流         93. 0         2,500         1,070         93. 0         2,500         1,010         92. 2           点 川         44         201         H25         3.29         H7. 7. 1         分流         93. 0         2,500         1,070         93. 0         2,500         1,010         92. 2           はか田市         単独         日川町         H10. 6. 9         H20. 3.28         H27         H24. 9.10         H25. 3.29         H17. 7. 1         分流         98. 0         2,000         1,100         98. 0         2,000         11,000         98. 0         2,000
接換   接換   接換   接換   霧音町   H 2.11.26   H18. 3.20   H23   H27   H24. 9.10   H25. 3.29   H 9. 4. 1   分流   93.0   2.500   1,070   93.0   2.500   1,010   92.2   1,010   92.2   1,010   92.2   1,010   92.2   1,010   1,010   92.2   1,010   1,010   92.2   1,010   1,010   92.2   1,010   1,01
株内沢 単独 森吉町 H 2.11.26 H18.3.20 H23 H27 H24.9.10 H25.3.29 H 9.4.1 分流 258.0 4,200 2.285 187.4 3,810 1,696 178.2   H26 月曜日 日本
阿仁合 単独 阿仁町   H10. 6. 9   H20. 3.28   H22   H27   【特環】 【特環】 H15. 3.31   分流 93.0 2.500 1,070 93.0 2.500 1,000 94.3     北秋田市計   「応がほ 単独 「飛霧・魚海   H5. 1.29   H21. 3.30   H25   H27   H24. 9.10   H25. 3.29   H7. 7. 1   分流 98.0 2.000 1,100 98.0 2.000 1,000 94.3     北秋田市計   「応がほ 単独 「飛霧・魚海   H5. 1.29   H21. 3.16   H26   H28   H22. 7.23   H21. 3.16   H25. 2.20   H25. 3.29   H21. 3.16   H25. 2.20   H25. 3.29   H25. 3.2
会川単独合川町         H10.9.2         H21.3.30         H25         H24.9.10         H25.3.29         H17.7.1         分流         98.0         2.000         1.100         98.0         2.000         1.000         94.3           (上が日市計 (上が日市)         上次日市計 (上が日市計 (上が日市)         日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本
たかほ   単独   上小阿仁村   沖田面   単独   H
仕事   大田   流関   角館町   S62.11.9   H25.3.25   H30   H32   H25.2.20   H25.3.29   H6.4.15   分流   S15.0   7,030   3,882   318.5   6,580   3,628   242.4     日沢湖   単独   田沢湖町   S55.3.6   H23.3.31   H28   H32   H23.2.18   H23.3.23   S61.6.1   分流   S62.0   4,010   3,260   309.3   3,650   3,059   261.8     日沢湖町   東海   流関   H7.11.8   H23.3.31   H27   H32   H24.7.6   H23.3.17   H10.4.1   分流   250.0   4,010   7,142   627.8   10,230   6,687   504.2     日沢湖町   単独   S56.10.19   H6.3.25   H21   H22   [特環]   [特環]   H3.4.1   分流   102.0   6,774   2,130   53.9   6,509   2,017   53.9     上小阿仁村 沖田面   単独   H9.5.14   H18.8.10   H15   H27   [特環]   [特環]   H3.8.1   分流   57.0   1,600   760   57.0   1,600   77.0   57.0     藤里町   藤里町   藤里   単独   H10.6.29   H17.4.28   H22   H27   [特環]   [特環]   H4.5.1   分流   102.0   3,500   1,600   100.0   3,500   1,320   100.0     日本町
仕事   大田   流関   角館町   S62.11.9   H25.3.25   H30   H32   H25.2.20   H25.3.29   H6.4.15   分流   S15.0   7,030   3,882   318.5   6,580   3,628   242.4     日沢湖   単独   田沢湖町   S55.3.6   H23.3.31   H28   H32   H23.2.18   H23.3.23   S61.6.1   分流   S62.0   4,010   3,260   309.3   3,650   3,059   261.8     日沢湖町   東海   流関   H7.11.8   H23.3.31   H27   H32   H24.7.6   H23.3.17   H10.4.1   分流   250.0   4,010   7,142   627.8   10,230   6,687   504.2     日沢湖町   単独   S56.10.19   H6.3.25   H21   H22   [特環]   [特環]   H3.4.1   分流   102.0   6,774   2,130   53.9   6,509   2,017   53.9     上小阿仁村 沖田面   単独   H9.5.14   H18.8.10   H15   H27   [特環]   [特環]   H3.8.1   分流   57.0   1,600   760   57.0   1,600   77.0   57.0     藤里町   藤里町   藤里   単独   H10.6.29   H17.4.28   H22   H27   [特環]   [特環]   H4.5.1   分流   102.0   3,500   1,600   100.0   3,500   1,320   100.0     日本町
田沢湖 単独 田沢湖町 本独 田沢湖町 555.3.6 H23.3.31 H28 H23 L18 H23.3.23 S61.6.1 分流     561.6.1 分流     57.0 367.0 4,010 3,260 309.3 3,650 3,059 261.8       小坂町 千和田湖 単独 小坂町計 中田面 単独 H9.5.14 H18.8.10 H15.3.2 H27 医藤里町 藤里 単独 H10.6.29 H17.4.28 H22 H27 [特環] 「特環] 「特環] 「特環] 「特環] 「特環] H3.8.1 分流     H2.3.3.1 H27 H22 [特環] 「特理] H3.8.1 分流     H2.3.3.1 H27 H22 [特理] H3.8.1 分流       日本記 第2.0 11,040 7,142 627.8 10,230 6,687 504.2       882.0 11,040 7,142 627.8 10,230 6,687 504.2       882.0 11,040 7,142 627.8 10,230 6,687 504.2       882.0 11,040 7,142 627.8 10,230 6,697 504.2       11,040 7,142 627.8 10,230 6,697 504.2       12,040 7,142 627.8 10,230 6,687 504.2       11,040 7,142 627.8 10,230 6,697 504.2       12,040 7,142 627.8 10,230 6,697 504.2       12,040 7,142 627.8 10,230 6,697 504.2       12,040 7,142 627.8 10,230 6,697 504.2       12,040 7,142 627.8 10,230 6,697 504.2       12,040 7,142 627.8 10,230 6,697 504.2       12,040 7,142 627.8 10,230 6,697 504.2       12,040 7,142 627.8 10,230 6,697 504.2       12,07 114.7 10,00 7,00 7,00 7,00 7,00 7,00 7,00 7,
他北市計
小坂町     鹿角     流関     H 7.11.8     H23.3.3.1     H27     H32     H24.7.6     H23.3.17     H10.4.1     分流     250.0     4,900     2,713     149.3     2,990     1,207     114.7       十和田湖     単独     S56.10.19     H16.3.25     H21     H22     【转環】     【特環】     H3.4.1     分流     102.0     6,774     2,130     53.9     6,509     2,017     53.9       小坂町計     小坂町計     H9.5.14     H18.8.10     H15     H27     【特環】     【特環】     H3.8.1     分流     57.0     1,600     760     57.0     1,600     760     57.0     1,600     760     57.0     1,600     760     57.0     1,000     760     57.0     1,000     760     57.0     1,000     760     57.0     1,000     760     57.0     1,000     760     57.0     1,000     760     57.0     1,000     760     57.0     1,000     700     57.0     1,000     700     3,500     1,000     3,500     1,000     3,500     1,000     3,500     1,000     3,500     1,000     3,500     1,000     3,500     1,000     3,500     1,000     3,500     1,000     3,500     1,000     3,500     1,000     3,500     1,000 <t< th=""></t<>
十和田湖 単独     S56.10.19     H16.3.25     H21     H22     【特環】     【特環】     H3.4.1     分流     102.0     6,774     2,130     53.9     6,509     2,017     53.9       小坂町計     中の石村     中田面     単独     H9.5.14     H18.8.10     H15     H27     【特環】     H3.8.1     分流     57.0     1,600     760     57.0     1,600     710     57.0       藤里町     藤里町     野独     H10.6.29     H17.4.28     H27     【特環】     【特環】     H15.3.1     分流     100.0     3,500     1,600     100.0     3,500     1,320     100.0       三種町     野丘町     583.10.24     「特環】     日特環】     H4.5.1     分流
小坂町計
上小阿仁村 沖田面 単独 H 9.5.14 H18.8.10 H15 H27 【特環】 【特環】 【特環】 【特環】 H3.8.1 分流 57.0 1,600 760 57.0 1,600 710 57.0 藤里町 藤 里 単独 H10.6.29 H17.4.28 H22 H27 【特環】 【特環】 [特環】 H15.3.1 分流 100.0 3,500 1,600 100.0 3,500 1,320 100.0 三種町
藤里町 藤 里 単独 H10. 6.29 H17. 4.28 H22 H27 【特環】 【特環】 【特環】 [特環】 H15. 3. 1 分流 100.0 3,500 1,600 100.0 3,500 1,320 100.0 三種町
三種町 琴丘町 S63.10.24 【特環】 【特環】 H 4.5.1 分流
Man   Man
八峰町 八 森 単独 八森町 H 7.12.27 H18. 4. 3 H22 H22 【特環】 【特環】 H14. 3.14 分流 127.0 3,300 1,700 127.0 3,300 1,700 127.0
八 株 単 独   八 株 単 独   八 株 単 独   八 株 単 独   八 株 単 独   「
八峰町計 208.0 5,700 2,900 208.0 5,800 2,900 208.0 5
五城目町 臨 海 流関
八郎潟町 臨 海 流関
井川町     臨海     流関     S62. 6.18     H24. 6.29     H28     H32     【特環】     H 2. 4. 1     分流     244.8     4.800     2,160     244.8     5,040     2,239     244.8       大潟村     臨海     流関     S44. 5.10     H23. 3.31     H25     H32     【特環】     S44. 5.10     分流     310.3     2,940     2,466     310.3     3,090     2,528     310.3
大潟村   臨 海   流関
美郷町 大曲 流関 六郷町 H 3.11.12 H24.10.1 H30 H32 H13.3.7 H16.4.19 H10.4.1 分流 212.6 4,280 2,100 212.6 4,330 2,126 211.7

<sup>※「</sup>特環(特定環境保全・・・市街化区域(市街化区域が設定されていない都市計画区域にあっては、既成市街地及びその周辺の地域)以外の区域において、生活環境の改善、公共下水道事業)」 自然公園の区域内水域の水質保全等を目的に行う下水道事業。

(平成25年3月31日現在)

				処 理	水処理	理能力(日語	曼大)	流入	水 量	池		数	(平成25年3月31日現在)
市町村名	処理場名	処理区名	処理	開始	全 体	認可	現 有	日最大	日平均	全	認	現	水処理方式
(組合名)			方式	年月	(m <sup>3</sup> /日)	体	可	有					
秋田県	秋田臨海処理センター	臨海	分 流	S57.4	180,000	180,000	120,000	156, 691	72,976	6	6	4	標準活性汚泥法
(流域下水道)	大曲処理センター	大 曲	分 流	S63. 4	23, 200	21,600	16, 200	11, 325	8, 002	5	4	3	標準活性汚泥法
	横手処理センター	横手	分流	H 1. 4	25, 800	24,600	24,600	19, 152	10,562	4	3	3	標準活性汚泥法
	大館処理センター	大 館	分流	H 4. 4	27, 000	18,000	12,000	10, 314	7, 583	5	3	2	標準活性汚泥法
	鹿角処理センター	鹿 角	分流	H 7. 4	12,700	8, 200	8, 200	5, 354	3, 414	3	2	2	標準活性汚泥法
	流域下水道	計			268,700	252, 400	181,000	202,836	102, 537	23	18	14	
秋田市	八橋下水道終末処理場	八橋	合 流	S45. 4	62,000	62,000	62,000	48, 330	37, 561	13	13	13	標準活性汚泥法
	羽川浄化センター	羽川	分 流	Н 1. 4	380	380	380	277	181	4	4	4	接触ばっ気法
	金足浄化センター	小泉潟	分 流	H 2. 4	370	370	370	234	153	2	2	2	OD法
	仁別浄化センター	太平山	分流	Н 3.8	2,300	2, 300	1, 150	666	266	4	4	2	OD法
能代市	能代終末処理場	能 代	分流	\$59.10	24, 700	18, 250	16, 250	10, 902	8, 738	4	3	2	標準活性汚泥法
横手市	山内浄化センター	相野々	分流	H12. 9	1,040	780	780	678	378	4	3	3	土壌被覆型礫間接触酸化法
湯沢市	湯沢浄化センター	湯沢	分流	H 8. 4	13, 200	8,800	6,600	4, 159	2, 767	6	4	3	OD法
	小安浄化センター	小 安	分 流	H14. 10	600	600	600	356	229	1	1	1	POD法
	皆瀬浄化センター	皆 瀬	分流	H18. 3	230	230	230	109	62	1	1	1	土壌被覆型礫間接触酸化法
	稲川浄化センター	稲川	分 流	H19. 3	1,700	1,700	850	816	629	2	2	1	OD法
	院内浄化センター	院内	分 流	H20. 9	600	600	600	137	101	1	1	1	POD法
鹿角市	湯瀬浄化センター	湯瀬	分 流	H22. 4	730	400	400	24.4	10.6	2	2	1	OD法
由利本荘市	水林浄化センター	本 荘	分 流	Н 3. 4	26,000	15,600	10,400	4, 499	3, 667	6	4	3	標準活性汚泥法
	矢島浄化センター	矢 島	分流	H12. 4	2,600	2,600	2,600	1,225	640	2	2	2	OD法
	道川浄化センター	道川	分 流	H 4. 4	1,900	1,900	1,900	1,371	786	5	5	5	接触ばっ気法
	前郷浄化センター	前 郷	分 流	H 7. 4	1,330	1, 330	887	652	449	3	3	2	接触ばっ気法
	西目浄化センター	西目	分 流	Н 7. 9	3,390	2, 200	2, 200	1,748	1, 519	3	3	2	POD法
	岩谷浄化センター	岩谷	分 流	H12. 3	3,000	2, 300	1,600	1,279	847	4	3	2	OD法
大 仙 市	協和中央浄化センター	中央	分流	Н 9. 3	1,330	1, 330	1,330	886	611	2	2	2	OD法
	刈和野浄化センター	刈和野	分 流	H10. 4	1,700	1,700	1,700	698	553	2	2	2	POD法
	強首浄化センター	強首	分 流	H10. 4	380	380	380	177	98	1	1	1	POD法
	南外浄化センター	南外	分 流	H22. 3	1,000	1,000	1,000	65	37	1	1	1	POD法
北秋田市	米内沢浄化センター	米内沢	分 流	Н 9. 4	2,320	1,740	1,740	1,325	758	4	3	3	OD法
	鷹巣浄化センター	鷹巣	分 流	H10. 4	7,000	5,000	3,000	2, 470	1, 795	7	5	3	OD法
	阿仁合浄化センター	阿仁合	分 流	H15. 3	1,100	1,100	550	433	286	2	2	1	OD法
	合川浄化センター	合 川	分流	H17. 7	1,100	1,100	1, 100	1,082	449	4	4	4	土壌被覆型礫間接触酸化法
にかほ市	笹森クリーンセンター	にかほ	分流	H10. 4	17,700	13,300	7, 150	4, 387	3, 956	10	8	5	OD法
仙北市	田沢湖浄化センター	田沢湖	分 流	S61. 6	3,300	3, 300	3, 300	1,928	1, 445	6	6	6	接触ばっ気法
上小阿仁村	沖田面浄化センター	沖田面	分流	H13. 8	800	800	800	600	264	1	1	1	POD法
藤里町	藤里浄化センター	藤里	分流	H15. 3	1,600	1,600	1,600	1,084	716	2	2	2	OD法
八峰町	八森浄化センター	八森	分流	H14. 3	1,800	1,800	1,700	820	568	2	2	2	OD法
	沢目浄化センター	沢目	分流	H16. 3	1, 200	1, 200	1,200	601	386	2	2	2	OD法
羽後町	西馬音内浄化センター	西馬音内	分流	H16. 3	3,600	2, 200	2, 200	1,159	803	3	2	2	OD法
	単独公共下水道	計			192,000	159, 890	138, 547	95, 177	71,709	116	103	87	
	合 計				460,700	412, 290	319, 547	298, 013	174, 246	139	121	101	

### 5) 下水汚泥の状況

### ①下水汚泥の処理処分状況

	加沙龙连龙,		八水	処理	里水	発生汚泥	己量		汚泥処分	
下水道管理者	処理場名	水量 (千m3)	BOD (mg/L)	水量 (千m3)	BOD (mg/L)	発生汚泥量 (ton, m3)	含水率 (%)	処分形態	処分地	備考
秋田市	八橋終末処理場	21, 544	252	21, 544	6. 3	11, 604. 5	74. 7	溶融(コミと混 焼)	秋田市総合環境センター	濃縮-脱水 (RP)
	羽川浄化センター	66	218	66	1. 2					汚泥は八橋で一括処理
	金足浄化センター	56	185	56	<0.5					汚泥は八橋で一括処理
	仁別浄化センター	97	38	97	2. 3					汚泥は八橋で一括処理
能代市	能代終末処理場	4, 833	175	4, 833	6. 2	830. 5	77. 4	陸上埋立	秋田県環境保全センター	濃縮-消化-脱水(SP)
横手市	山内浄化センター	138	198	138	3. 4	14. 3	19. 4	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	濃縮-脱水(SP)-乾燥
湯沢市	湯沢浄化センター	1, 010	260	1, 010	3. 0	817. 0	84. 6	焼却	三菱マテリアル(株)	濃縮-脱水(遠心)
						11.0	84. 6	コンポスト	ジャパンサイクル(株)	濃縮-脱水(遠心)
						73. 0	84. 6	陸上埋立	秋田県環境保全センター	濃縮-脱水(遠心)
	小安浄化センター	84	145	84	0.8	5. 0	23. 0	乾燥	実験利用	濃縮-脱水(SP)-乾燥
	皆瀬浄化センター	23	178	23	0. 9	126. 0	98. 4	-	-	濃縮汚泥を小安浄化セ ンターで一括処理
	稲川浄化センター	230	220	230	3. 0	16. 0	81. 4	焼却	三菱マテリアル(株)	脱水(SP)
						147. 0	81. 4	コンポスト	ジャパンサイクル(株)	脱水(SP)
	院内浄化センター	37	280	37	5. 0	31.0	82. 3	コンポスト	ジャパンサイクル(株)	脱水(SP)
鹿角市	湯瀬浄化センター	4	110	4	2. 7	-	-	-	=	-
由利本荘市	水林浄化センター	1, 389	280	1, 389	5. 3	1, 143. 3	78. 2	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(BP)
	矢島浄化センター	234	190	234	2. 3	214. 0	83. 0	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(遠心)
	道川浄化センター	286	_	286	13. 0	118. 3	84. 0	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮−脱水
	前郷浄化センター	163	170	163	4. 2	456. 5	98. 0	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)
	岩谷浄化センター	309	187	309	3. 1	2. 300. 3	98. 5	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)
	西目浄化センター	555	463	555	4. 2	3, 335. 8	98. 5	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)
大仙市	刈和野	220	182	220	1.1	21.5		乾燥(肥料)	緑地還元	脱水(多重円板)-乾燥
Z IM II	<u>浄化センター</u> 強首浄化センター	39	255	39	1. 8	3. 8		乾燥(肥料)	緑地還元	脱水(多重円板)-乾燥
	協和中央	223	188	223	2. 3	86. 2		陸上埋立	秋田県環境保全センター	濃縮-脱水(遠心)
	浄化センター				2. 0	149. 2		コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	濃縮-脱水(遠心)
	南外	14	210	14	1. 2	-	-	-	-	濃縮-脱水(多重円盤)
北秋田市	浄化センター 鷹巣浄化センター	655	185	655	3. 6	591. 0	84. 2	焼却	エコシステム秋田(株)	濃縮-脱水(遠心)
40 [X III 1]	米内沢	277	156	277	2. 8	190. 3	82. 0		エコシステム秋田㈱	濃縮-脱水(遠心)
	<u>浄化センター</u> 阿仁合	105	170	105	2. 0	20. 3	54. 5		エコシステム秋田㈱	濃縮-脱水(遠心)
	浄化センター 合川浄化センター	164	162	164	7. 1	78. 1	84. 0		エコシステム秋田(株)	-乾燥 濃縮-脱水(遠心)
にかほ市	笹森	1, 361	144		1. 6	1, 008. 0				
仙北市	クリーンセンター 田沢湖	792	160	792	8. 6	1, 000. 0			本莊由利広域清掃センター	濃縮-脱水(遠心)
	浄化センター 沖田面	96	223	96	1. 6	15. 0			仙北市環境保全センター 実験利用	脱水(BP)
藤里町	浄化センター	261	173	261	1. 6	39. 6		コンポスト		濃縮-脱水(遠心)-乾燥
	藤里浄化センター								上野台堆肥生産協同組合	脱水(多重円板)-乾燥
八峰町	八森浄化センター 沢目浄化センター	207 141	203 645	207 141	1. 7 3. 2	188. 3 121. 2		陸上埋立	秋田県環境保全センター 秋田県環境保全センター	濃縮-脱水(遠心)
77.// M-	ボロ浄化センダー 西馬音内									濃縮-脱水(多重円盤) 反応槽直接脱水
羽後町	浄化センター	295	212	295	2. 0	233. 8		陸上埋立	秋田県環境保全センター	(多重円盤)
単独公共	下水道 計	35, 908	∓m3		脱水ケーキ	17, 918. 2 6, 218. 6				
秋田県	秋田臨海 処理センター	26, 636	220	26, 636	2. 7	13, 013. 9	79. 4	焼却	秋田県環境保全センター	濃縮-消化 -脱水(BP, SP)-焼却
						3, 032. 9	79. 4	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	濃縮-消化-脱水(BP)
	大曲処理センター	2, 921	170	2, 921	2. 5	2, 162. 5	77. 4	炭化	炭化製品	浮上濃縮-脱水
	横手処理センター	3, 855	120	3, 855	2. 6	3, 130. 2	77. 4		炭化製品	(回転加圧) 浮上濃縮-脱水
	大館処理センター								秋田県環境保全センター	(回転加圧) 濃縮-脱水
		2, 768	265	2, 768	3. 1	2, 392. 8	76. 3			(BP、遠心)-焼却 濃縮-脱水
	鹿角処理センター <sup>干和田湖水きらきら</sup>	1, 246	210	1, 246	5. 7	1, 050. 5			秋田県環境保全センター	(BP、遠心)-焼却
	センター(秋田県分の	84				31. 6		コンポスト	県南環境保全センター(青森 県)	脱水(遠心)
流域下	水道 計	37, 426	千m3		脱水ケーキ	24, 782. 8 0. 0				BP:ベルトプレス SP:スクリュープレス
合 (土和田湖水きら	計 きらセンター除く)	73, 334	千m3		脱水ケキ	42, 701. 0				RP:ロータリーフ°レス
「T和田湖小さり	このセンダー味く)				濃縮汚泥	6, 218. 6	m3			

# ②下水汚泥の現状

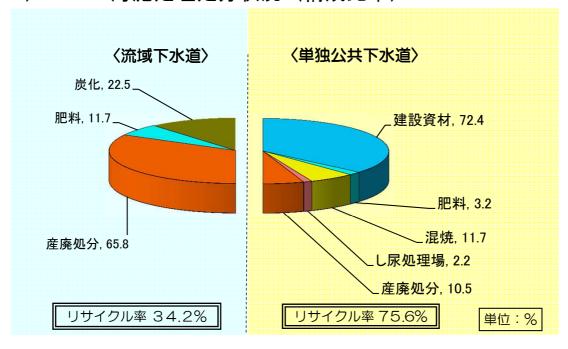
### イ) 県内の発生状況(H24年度実績)

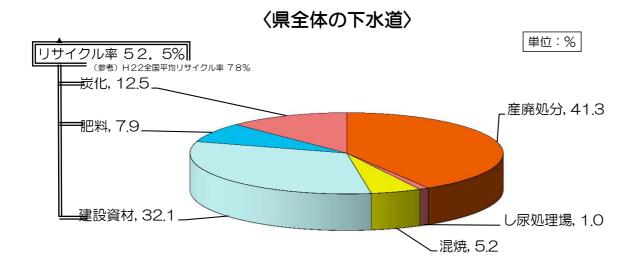
48, 920	WT-ton/年
%9, 557 DS	S-ton/年(100%)
	〈単独公共下水道〉
24, 783 WT-ton/年	24, 137 WT-ton/年
※5, 321 DS-ton/年	
(55. 7)%	(44. 3) %

※WT-tonとは実態の汚泥量(脱水汚泥、濃縮汚泥等)

※DS-tonとは汚泥中の水分を控除した乾物量

### 口) H 2 4 汚泥処理処分状況(構成比率)





# (3)全国の汚水処理人口普及状況

(平成24年度末)

	処 理 施 設 名	汚	水	処 理	人口	普及率
公共	下 水 道			9,645	万人	76.3%
農業集落	排水施設等			360	"	2.8%
合併処理	净化槽			1, 106	"	8.8%
	浄化槽市町村整備推進事業等分			79	"	0.6%
	浄化槽設置整備事業分			550	"	4.4%
	上記以外分			478	"	3.8%
コミュニ	ティ・プラント			27	"	0.2%
	合 計			11, 138	万人	88.1%
総	人 口(住民基本台帳人口)			12,640	万人	

- (注)1. 処理人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
  - 2. 平成24年度末は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村があるため公表対象外としている。

### 1) 都道府県別普及状況(%)

(平成24年度末)

都道府県名	汚水処理 公共	共下水道	都	道府県	名	汚水処理	公共下水道
北海道	94.2%	39.9%	大	阪	府	96.4%	94.3%
青 森 県	73.9%	56.1%	兵	庫	県	98.4%	91.9%
青 森 県 岩 手 県	75.4%	54.4%	奈	良	県	86.3%	76.1%
宮 城 県	88.5%	78.4%	和	歌山	県	55.2%	22.7%
秋 田 県	82.7%	60.8%	鳥	取	県	91.0%	66.1%
山 形 県	88.6%	73.9%	島	根	県	74.0%	43.6%
福島県	_	_	岡	山	県	81.7%	62.9%
茨 城 県	79.3%	58.4%	広	島	県	84.4%	70.5%
栃 木 県	81.6%	62.1%	山		県	82.9%	61.7%
群 馬 県		50.5%	徳	島	県	52.6%	16.3%
埼     玉     県       千     葉     県       東     京     都		77.9%	香愛高	Ш	県	70.9%	43.1%
千 葉 県		70.7%	愛	媛	県	73.0%	49.9%
東 京 都		99.4%	高	知	県県	70.5%	34.9%
神奈川県		96.1%	福	岡	県	89.0%	78.2%
新 潟 県		70.3%	佐	賀	県	76.9%	54.1%
富 山 県	94.8%	31.5%	佐 長	崎	県県	75.9%	59.2%
石 川 県		80.8%	熊	本	県県	82.2%	64.2%
福井県	92.1%	74.4%	大	分	県	70.0%	47.1%
山 梨 県	78.1%	62.5%	宮	崎	県	80.3%	55.0%
長 野 県		30.9%	鹿	児 島	県	73.3%	40.3%
岐 阜 県		72.2%	沖	縄	県	81.5%	67.5%
静岡県		60.3%					
		74.0%					
三 重 県		48.0%	全	围	計	88.1%	76.3%
滋     賀     県       京     都     府		37.3%	秋	田県順	i 位	82.7%	60.8%
京 都 府	96.5%	92.3%	7人	山木顺	i in	2 4 位	29位

<sup>※</sup>平成24年度末は、福島県において、東日本大震災の影響により 調査不能な市町村があるため、公表対象外としている。

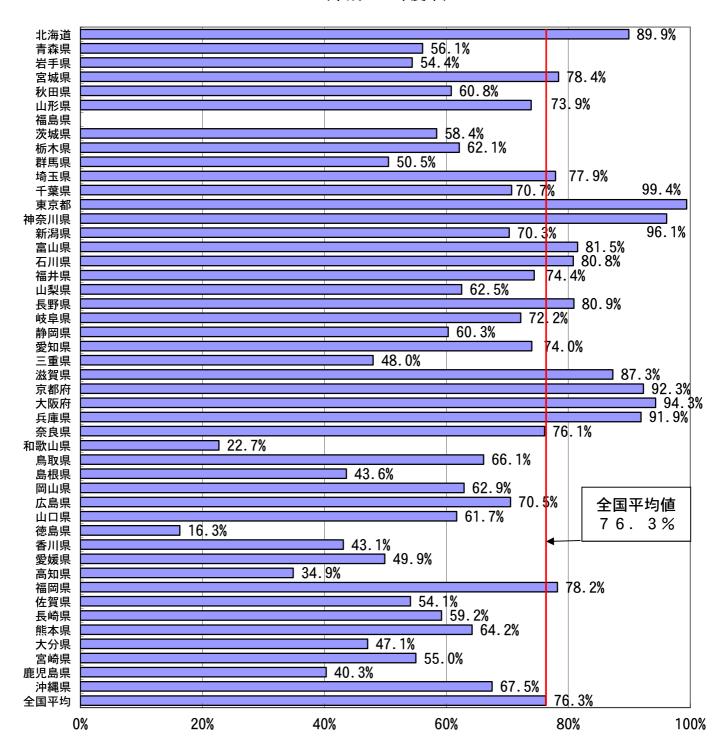
# 2) 都道府県別汚水処理人口普及状況

都道府県名	汚水処理人口	総人口	汚水処理	下 水 道	農業集落	浄化槽	うち 浄化槽市町	うち 浄化槽設置	うち	コミュニティ
	普及率		人口計		排水施設等		村整備推進 事業等分	整備事業分	左記以外分	・プラント
	- 4 4	(千人)	(千人)	(千人)	(千人)	(千人)	(千人)	(千人)	(千人)	(千人)
北海道	94.2%	5,465	5,146	4,915	76	155	52	65	38	0
青森県	73.9%	1,372	1,015	769	124	122	15	36	70	0
岩手県	75.4%	1,314	991	715	116	159	37	83	38	2
宮城県	88.5%	2,319	2,051	1,817	78	150	31	67	52	7
秋田県	82.7%	1,076	890	654	118	117	24	68	26	0
山形県	88.6%	1,156	1,024	854	85	85	14	48	23	0
福島県		_	_	_	_		_	_	_	_
茨城県	79.3%	2,997	2,376	1,750	168	446	10	175	261	11
栃木県	81.6%	2,011	1,642	1,249	95	297	5	220	71	1
群馬県	74.9%	2,023	1,516	1,021	131	339	21	203	114	26
埼玉県	88.7%	7,272	6,453	5,668	101	683	25	183	476	1
千葉県	84.4%	6,240	5,266	4,413	53	792	10	306	476	9
東京都	99.6%	13,143	13,094	13,062	2	28	4	12	12	2
神奈川県	97.6%	9,084	8,866	8,730	3	134	2	45	86	0
新潟県	83.7%	2,361	1,977	1,659	192	127	14	48	65	0
富山県	94.8%	1,095	1,038	892	97	44	2	23	19	5
石川県	91.8%	1,163	1,068	940	72	51	9	15	27	5
福井県	92.1%	811	746	603	98	46	3	31	11	0
山梨県	78.1%	864	675	540	16	113	8	40	64	7
長野県	96.6%	2,166	2,091	1,752	212	125	18	84	22	2
岐阜県	88.9%	2,103	1,869	1,518	125	223	8	127	88	4
静岡県	75.3%	3,809	2,870	2,297	33	520	13	307	200	20
愛知県	86.9%	7,463	6,486	5,519	164	792	25	261	506	11
三重県	79.5%	1,872	1,489	897	94	493	19	224	250	4
滋賀県	98.4%	1,419	1,397	1,239	104	53	2	18	33	0
京都府	96.5%	2,587	2,496	2,388	47	60	9	27	24	1
大阪府	96.4%	8,874	8,553	8,370	1	182	7	30	144	0
兵庫県	98.4%	5,660	5,567	5,205	180	108	6	71	31	74
奈良県	86.3%	1,405	1,213	1,069	8	131	3	31	98	5
和歌山県	55.2%	1,017	561	231	50	280	14	167	99	0
鳥取県	91.0%	589	536	389	108	38	5	21	12	1
島根県	74.0%	713	528	311	115	98	26	44	27	5
岡山県	81.7%	1,946	1,589	1,223	51	315	21	195	99	0
広島県	84.4%	2,876	2,428	2,028	56	328	24	143	161	15
山口県	82.9%	1,447	1,199	894	72	234	8	134	91	0
徳島県	52.6%	785	413	128	22	255	15	141	100	8
香川県	70.9%	1,011	716	436	19	261	17	195	49	0
愛媛県	73.0%	1,440	1,051	718	46	281	25	151	104	6
高知県	70.5%	756	533	264	23	244	16	131	97	2
福岡県	89.0%	5,105	4,546	3,992	57	475	52	280	143	22
佐賀県	76.9%	853	656	461	73	121	24	71	26	1
長崎県	75.9%	1,427	1,083	845	52	180	17	114	49	6
熊本県	82.2%	1,825	1,500	1,173	77	250	30	172	49	1
大分県	70.0%	1,199	840	565	38	237	13	151	73	1
宮崎県	80.3%	1,142	917	628	55	234	23	177	34	0
鹿児島県	73.3%	1,701	1,247	685	45	512	46	362	104	5
沖縄県	81.5%	1,438	1,172	970	54	148	11	4	132	0
全国計	88.1%	126,396	111,378	96,446	3,601	11,065	786	5,501	4,777	266

<sup>(</sup>注) 1. 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

<sup>2.</sup> 平成24年度末は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村があるため 公表対象外としている。

### 3) 都道府県別 下水道処理人口普及率 (平成24年度末)



- ・全国下水道処理人口普及率:75.8%(H23)→76.3%(H24) ≪普及率は0.5%UP≫
  - ・9 県が50%以下の水準
- ・都道府県の普及水準に大きな格差(16.3%~99.4%)
  - → 早急な下水道の普及促進による未普及人口・地域間格差の解消が必要。
- (注) 1. 平成23年度末は、岩手県、福島県の2県において、東日本大震災の影響により 調査不能な市町村があるため、公表対象外としている。
  - 2. 平成24年度末は、福島県において、東日本大震災の影響により 調査不能な市町村があるため、公表対象外としている。

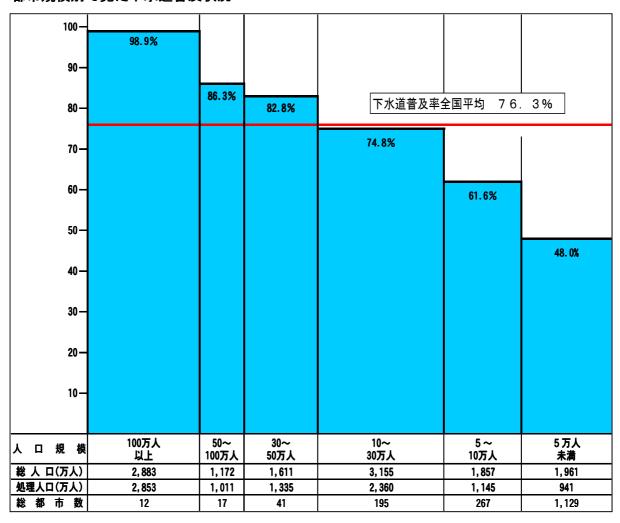
### 4) 人口規模別下水道普及状況

### 普及率は0.5%UP。今後も早急な普及の促進が必要。

(平成24年度末の下水道整備状況)

<u>下水道処理人口普及率</u>:75.8%(H23)→<u>76.3%(H24)</u>

#### 都市規模別で見た下水道普及状況





- (注) 1. 平成23年度末は、岩手県、福島県の2県において、東日本大震災の影響により 調査不能な市町村があるため、公表対象外としている。
  - 2. 平成24年度末は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村があるため、公表対象外としている。

### 4. 下水道使用料・負担金・助成金の制定状況

### (1) 下水道使用料

					平成 2	5年4	月現在
流関 公共 の別	団 体 使用料条f		使用料体系 (区分水量) は基本水量(基本使用料)の区分線 は水量毎の単価の区分線 0 8 10 20 25 30 50 100 200 300 500 1,000 2,000 3,000 5,000	基本水量	基本使用料	使用料体系	1ヶ月 20m3・ (3人) 当り料金 消費税込
				(m3/月)	(円/月)		(円/20m3)
	秋 田 ※単独公共区	市 区域も同じ	1,020 181 226 249 305 352 427 (F	10		税抜き	
	男 鹿	市	0 10 20 50 100 (m	10	1,575	税込み	3, 150
	<b>湯</b> 上	市	1,575 157.5 168 199.5 220.5 (F	10	1, 260	税込み	2, 940
臨	旧琴丘	町地区	0 10 (m:	10	1, 470	税込み	3, 040
海流	三種旧山本町	町地区	0 10 100 500 1,000 (m:	10	1, 260	税込み	2, 520
域関	旧八竜	町地区	0 10 (mi	10	1, 224	税込み	2, 450
連	五城	目 町	1,224.3 122.85 (F	10	1,100	税抜き	2, 310
	八郎	潟 町	750 150 (F	5	750	税抜き	3, 150
	井 川	町	1,500 150 (F	10	1,500	税込み	3,000
	大 潟	村	2, 175 217 (m	10	2, 175	税抜き	4, 562
	旧大曲፣	市地区	1,470 160 170 200 230 (m	10	1, 470	税込み	3, 070
大	日中仙町地岡町地区の		0 10 30 50 100 1,470 160 170 180 200 (F	10	1,470	税込み	3, 070
曲流	市旧仙北田	町地区	(基本料金1戸当り1,160円) + (世帯割り1人につき420円) (円) (円) (円) (円) (円) (円) (円) (円) (円) (	-	1,160	税込み	2, 420
域関	旧神岡町一般	地区の 家庭	(版 (基本料金1戸当り1,470円) + (世帯割り1人につき520円) (円	-	1, 470	税込み	3, 030
連	仙北	市	0 10 20 50 100 1,260 136.5 147 168 189	10	1, 260	税込み	2, 625
	美 郷	町	0 10 (m) 1, 299 149 (F	10	1, 299	税込み	2, 789
域横 関手流	横 手 ※単独公共区	市 区域も同じ	0 5 10 20 30 40 50 100 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	5	700	税抜き	3, 034
域大 関館 連流	大 館	市	1,400 150 160 190 210 (F	10	1,400	税抜き	3, 045
鹿角流	鹿 角 ※単独公共区	市区域も同じ	1,500 160 170 180 190 (F	10	1,500	税抜き	3, 255
流域関連	小 坂	町	0 5 10 20 50 100 750 170 190 200 210 220	5	750	税抜き	3, 675

平成25年4月現在 1ヶ月 使 用 料 体 系 使用料 20m3 · 流関 基本 (3人) 当り料金 消費税 消費税込 (区分水量) は基本水量(基本使用料)の区分線 は水量毎の単価の区分線 公共 使用料条例施行 水量 使用料 の別 ・供用開始団体 0 288 税抜き 2,696 代 288 72 156 132 144 180 旧湯沢市地区、院 内 地 区 1,100 税込み 3,158 147 157 170 180 1,100 (公衆浴場等 超過料金 6㎡超 一律73円) 4,300 税込み 6,358 旧稲川町地区 6 147 157 180 4, 300 170 (公衆浴場等 超過料金 6㎡超 一律73円) (円) 1,100 税込み 2,892 旧皆瀬村地区 6 128 148 (公衆浴場等 超過料金 6㎡超 一律75円) 由利本荘市 500 税込み 3,200 H25. 6. 1料金統一 120 170 190 210 150 単 1,470 税込み 3,070 仙 10 大 1,470 200 160 170 180 独 北 秋 田 1,365 税込み 2,835 10 1, 365 147 157.5 168 178.5 189.0 199.5 1,100 税抜き 2,520 に か ほ 10 市 公 1,100 130 150 170 200 105 115.5 126 136.5 178.5 987 税込み 2,037 北 10 987 共 上小阿仁村 1,800 税込み 3,600 (基本料金1戸当り1,800円) + {(世帯割り1人につき600円【水洗便所有】)または(世帯割り1人につき550円【水洗便所無】)} 1,200 税抜き 2,520 里 町 10 1, 200 120 1,575 税込み 3,140 10 Л 町 峰 1,575 157 1,575 税込み 3,145 10 羽 町 1,575 157 168 189 210 県・十和田湖 900 税抜き 2,100 900 110 250 160

### (2)受益者負担金

					I	I				1			平成 2	<del>5 4 4</del>	力坑江
						単	位負担金額 (円/	/m³)			徴収を	法			
市	町	村	名	供用開始	負担(分担)区	対象事業費	負担率	金額	徴 収 時 期	分割 年数	単年度 納入回数	納入月	延滞金の率 (%)	報 奨 金制 度 等	備考
				昭和45.4	旧秋田市全域		1/5	335					14.5% (督促状発送した10日以前		
秋	田		市	平成5.4	旧河辺町全域	末端管渠費		335	申告書提出後	3	12	毎月	は、7.25%)		
				平成4.4	旧雄和町全域			335							
					港町		1/3	40							
					出戸第1,浜通第1		1/5	370							
能	代	•	市	昭和59.10	浜通第2、向能 代第1、中川	末端管渠費	1/5	480	供用開始と同時	5	4	6, 9, 11, 2	14. 5		
					原、東能代第1		- 10								
				平成元.4	横手公共第1	末端管渠費	1/3	400 480							
				十成儿.4	横手公共第2	<b>木</b> 物官朱頁	1/3	420							
					顶于五六第5	末端管渠費	1/2	(合算)							
				平成10.4	増田公共	戸数割り	.,-	50,000							
				1 12010.4	AMAX	面積割り		280							
				平成5.10	平鹿公共	四代的ラ		200							
				平成10.4	平鹿特環	末端管渠費	100%	340							
横	手		市	平成9.4	雄物川特環	1戸当た	u	(合算)	供用開始と同時	5	3	7, 10, 1	14.5 (1ヶ月まで7.3)		
				一双3.4	維物川特項			74, 000							
						宅地面積	<b>コ</b> にり	150							
				平成8.4	十文字公共	末端管渠費	30%	380							
						総事業費	2.5%								
				平成12.9	山内特環	戸数割り	2.3/6	90,000 300							
						囲視割り		300							
				平成6.4	大雄特環	末端管渠費	100%	330							
				平成4.4	旧大館市全域		1/4	420						負担金 負担総額 の	i
大	館	1	市	平成6.4	旧比内町全域	末端管渠費	1/5	390	供用開始と同時	5	4	6, 9, 11, 2	14.5 (1ヶ月まで7.25)	1年目5% 2年目4% 3年目3%	
				平成7.4	旧田代町全域		1/4	350						4年目2% 5年目1%	
				平成元.4	男鹿第1,2	末端管渠費	30%	400 410					14.5		
						末端管渠費	1/4								500m2を
男	鹿	į	市			200㎡ ž	<b>卡満</b>	200	供用開始と同時	5	4	5, 9, 11, 2			超える面積は猶予
				平成4.4	旧若美町全域		50㎡未満	300					14.6		
							00㎡未満	400							
						500ml	上	500							
				平成8.4	湯沢第1	末端管渠費	1/3	440					14.5 (1ヶ月まで7.25)	負担金 の10%	
						総事業費	2.6%	]							
				平成18.3	大谷	一般用(1克									
				平成19.3	稲川		(1箇所当たり)	140,000							
						回体用2種 営業用(1億	(1箇所当たり)								
						総事業費	4.3%								
湯	沢		市			一般用	(1戸当たり)		供用開始と同時	5	4	6, 9, 11, 2	14.6		
				平成20.9	院内	団体用		160,000					14.6 (1ヶ月まで7.3)		
						営業用	(1箇所当たり)	,							
						総事業費	1.9%								
						一般・団体		160,000							
				平成14.10 平成18.3	小安 皆瀬	営業用(人員	員割り20人以下定額)	200,000							
				. ,,,,,,,,,,,,	D est	営業用(人員	員割り50人以下人数割り)	10,000							
						営業用(人員	員割り50人超人数割り)	5,000							
鹿	角		市	平成7.4	全域	末端管渠費	1/5	480	供用開始と同時	5	4	6, 8, 10, 1	14.5	負担金 の6%	
				平成3.4	本荘第1~5	末端管渠費	1/4	420		5	4	6, 8, 10, 1	14.5		
				平成12.4	旧矢島町全域	末端管渠費	10%			1	1	7	14.5		
						戸数割り		30,000							
				平成4.4	旧岩城町全域	末端管渠費	1/3	100		10	12	毎月	14, 6		
由衤	刂本	荘	市	平成7.4	旧由利町全域	汚水工事費	15%以内		供用開始と同時	10	4	6, 9, 12, 3	14.6		
		_				戸数割り		350,000							
				平成12.3	旧大内町全域	1戸当たり事業費	4%	200,000		5	4	6, 9, 12, 2			
				平成7.9	旧西目町全域	末端管渠費 戸数割り	1/5	200,000		5	4	5, 8, 11, 2	14.6		
								20					1		

_													平成 2	5年4	月現仕
						単(	位負担金額 (円/	′m³)		:	徴収が	法			
市	町村	寸 名	供用開始	負担(分担)区	対象事業	費	負担率	金額	徴 収 時 期	分割年数	単年度 納入回数	納入月	延滞金の率 (%)	報奨金制度等	備考
潟	上	市	昭和61.4	全域	末端管渠	費	1/4	325	供用開始と同時	5	4	5, 8, 11, 2	14.5 (1ヶ月まで7.25)		
				大曲第1				395							
				大曲第2				398							
				大曲第3				390							
			昭和63.4		末端管渠	費	30%	410	供用開始と同時	3	4	6, 9, 11, 2			
				大曲第4	-										
				大曲第5				430							
L	<i>k</i> 1.	+	T-10.4	大曲第6	1	34 av 1		430	0 # W to 3 # 23   First	_		40	14.5		
大	仙	市	平成10.4	西仙北	15	益者:	当たり T	150,000	公告後加入申込と同時	5	1	12	(1ヶ月まで7.3)		
			平成3.10	中仙第1~9	末端管渠	費	100%	330	供用開始と同時	5	4	6, 9, 11, 2			
			平成9.4	協和	1戸	当た	IJ	150,000	供用開始と同時	5	1	3			
			平成8.6	仙北	1 受	益者	当たり	360,000	公告と同時	5	1	12			
			平成19.3	神岡	1戸	当た	Ŋ	150,000	供用開始と同時	3	1	12			
			平成22.3	南外	1戸	当た	บ	150,000	供用開始と同時	3	1	12			
			平成10.4	鷹巣北部 鷹巣中部 鷹巣南部	末端管渠素	備費	1/5	430	供用開始と同時	5	4	6, 8, 10, 12	14.6	負担金 の6%	
北	秋田	市	平成9.4	森吉	末端管渠	費	1/5	340	供用開始と同時	5	4	6, 8, 10, 1	14.6	負担金 の5%	
			平成15.3	阿仁	1 7	当た	l IJ	100,000	供用開始と同時	2~3	1	6	14.6		
			平成17.7	旧合川町地区	受益者負担			,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				1		
					末端管渠		1/3							負担金	
に	かほ	市	平成10.4	第1		割り	., .	l 110,000	供用開始と同時	5	4	6, 8, 10, 1	14.5	の 1~10%	
			平成6.4	角館第1~4	末端管渠		1/2	410							
			平成23.4	角館第5	末端管渠		100%	255							
			1 10,20.4	武蔵野	N-MEN	_	100%	277							
				武蔵野第2	末端管渠	进	1/3	320							
仙	北	市	昭和61.6		<b>小畑日オ</b>	貝	1/3		伊田関始し同時	_	4	7 0 11 1	14.6	負担金の	過誤納 の還付
			昭和01.0	宿	1		0.440	390	供用開始と同時	5	4	7, 9, 11, 1	14.6	2~20%	あり
				潟前	総事業	ŧ	3/10	340							
			T-100	春山		-	1/10	290							
			平成18.3	生保内北部	末端管渠		1/3	290							
л.		m	T-10.4	A 1-8	末端管渠		1/3	(合算)	// meet/	_			44.5		
小	坂	μј	平成10.4	全域		割り		105,000	供用開始と同時	5	4	6, 9, 11, 1	14.5		
L .	ds 757 /	/ <del>-</del> ++	TI = 10 10	5		割り		100							
				受益者負担金制度		ste de		450.000			1741		1		
藤	里	町	平成15.3	全域	1,5	当た	l)	150,000	下水道接続時	1	一括納	付のみ			
Ξ	種	町	平成4.5	旧琴丘町全域	末端管渠	費	75%	1㎡当たり350円 (上限450㎡) 10円未満切捨	供用開始と同時	5	4	5, 8, 11, 2	14.6	負担金	
_	, <u>.</u> .	,	平成7.4	旧山本町全域	総事業		5~6%						(1ヶ月まで7.3)	の6%	
			平成8.4	旧八竜町全域	戸数	割り	1	150,000							
八	峰	町	平成14.3	旧八森町全域	末端管渠		当たり	180,000	供用開始日の 翌年度初め	5	4	5, 8, 11, 2	14.5		
<b>,</b> \	<b>* *</b>	μJ	平成16.3	(旧峰浜村) 第1期 第2期(一部)	1 受	益地	当たり	180,000	供用開始と同時				17.5	分担金 の5%	
五	城目	町	平成5.10	全域	末端管渠戸数	費 割り	68%	170,000	供用開始と同時	5	4	5, 8, 11, 2	14.5		
八	郎湯	哥町	平成2.10	全域	末端管渠	費	1/3	370	供用開始と同時	5	4	5, 8, 11, 2	14.5 (1ヶ月まで7.25)		
					末端管渠	費	30%	(合算額)							
井	Ш	町	平成2.4	全域	面積	割り	(330㎡上限)	100	供用開始と同時	5	4	5, 8, 11, 2	14.5	分担金	
ļ .		,		,	世帯	人口	割り	11,000					(1ヶ月まで7.25)	の6%	
<u> </u>					戸数	割り		83,000							
大	潟	村	昭和44.5	受益者負担金制度	まなし							•			
					総事業	ŧ	5.7%	(合算)					14.6(督促状を発して10日を		
美	郷	町	平成10.4	六郷第1		均等語	- 割り 宅地面積当り)	64, 000 119	供用開始と同時	5	4	6, 8, 10, 12	経過した日から) 27.3(督促状を発する前の期間及び督促状を発した日から10日まで)		
羽	後	町	平成16.4	西馬音内		当た		200,000	供用開始と同時	5	4	7, 9, 11, 2	14.6 7.3(督促状を発した日	分担金 の10%	
県	· 十 非	和田		10 44 44 A 10 A 11 A 11 A 11 A 11 A 11 A	= +-1								から10日まで)		
715	湖	,, ш	平成3.4	受益者負担金制度	まなし										

# (3) 水洗化助成・貸付制度

						1			半成25年	-4月現住
				助成制	度		貸	付 #	<u>度</u>	
市	町	村	名	汲取便所	し尿浄化槽	ij	及 取 便 所		し 尿 浄 化 槽	
				1世帯当り	1世帯当り	貸付金	償 還 方 法	貸付利子	貸付金 償還方法	貸付利子
秋	Ħ	1	市	・1戸当り4万円 ・住宅リフォーム補助 5万円(ただし、工事費50万 円以上)	汲取便所と同様	1戸当り70万円以内 貸家等については1戸 60万円以内、最高5戸 まで300万円限度	70ヶ月均等償還	市負担	1戸当り30万円以内 貸家等については1戸 25万円以内、最高5槽 まで125万円限度	市負担
能	ft	t	市			対象工事1件当り 100万円以内	50ヶ月元金均等償還	3年以内:市負担 3年超~:1/2市負担	汲取便所と同様	
横	₹	Ē	市	新規の接続に対して、下水道 使用料を3ケ月間免除		1世帯当り120万円 供用開始後3年を過ぎ た世帯は80万円	72ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様	
大	館	Ì	市	住宅リフォーム補助 工事費の5% 限度額10万円	汲取便所と同様	1戸当り80万円以内 2個以上の場合は 限度額150万円	60ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様	
男	鹿	Ī,	市	①住宅リフォーム補助 工事費の30% 限度額30万円 ②子育で住宅リフォーム補助 工事費の30% 限度額30万円 ※②は県・市のリフォーム補助と併用不可	汲取便所と同様	便槽 1 個当り80万円 2個以上の場合は 1個50万円 限度額200万円 対象は供用開始3年以内 (H24~H26末まで供用 開始後3年を過ぎた場合 も適用)	50ヶ月均等償還	市負担		
湯	沢	₹	市	住宅リフォーム補助 5万円 (ただし、市の登録業者が行 う工事であって、工事費が 20万円以上)	汲取便所と同様	工事1件当り100万円以内 2個以上の場合は 1個50万円以内 限度額200万円	72ヶ月均等償還	全額市負担	汲取便所と同様	
鹿	角	1	市	住宅リフォーム補助 工事費の20% (10万円限度)	汲取便所と同様	1世帯当り80万円 2個以上の場合は 1個30万円 限度額150万円	50ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様	
由	利本	在	市	住宅リフォーム補助 工事費の10% (工事費30万円以上) 限度額10万円	汲取便所と同様					
澙	Ŧ	:	市	住宅リフォーム補助 工事費の10%	汲取便所と同様	1世帯当り70万円 貸家70°十等は 1戸25万円 限度額100万円	60ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様	
大	仙	1		新規の接続に対して、完了検 査後6ケ月間、下水道使用料 を免除(全世帯・事業所) 住宅リフォーム支援事業	汲取便所と同様	供用開始3年以内 1世帯当り120万円 供用開始3年超 1世帯当り60万円	- 60ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様	
				工事費の10%補助(上限2 0万円)		1世帯当り72万円 2個以上の場合は 限度額150万円	72ヶ月均等償還	市の基金により貸付 のため利子はなし		
北	秋	田		生活扶助世帯及び準ずる世帯 を対象に改造費の40%以内、 限度額24万円 住宅リフォーム補助 工事費の10%	汲取便所と同様	1世帯当り100万円 供用開始から3年 超えたら50万円	60ヶ月元金均等償還	市負担	汲取便所と同様	
ıc	か	ほ	市	2万円以内	1万円以内	60万円	60ヶ月	1/2市負担	30万円 30ヶ月	1/2市負担
仙	<b>4</b> t	:	市	住宅リフォーム補助 事業に伴い下水道へ接続した 場合1件10万円を助成	汲取便所と同様	1世帯当り100万円	50ヶ月均等償還	全額市負担	汲取便所と同様	

### おり	付 利 子																																		
1世帯当り   1世帯当り   2 付 金   俊 選 方 法   2 付 利 子   2 付 金   俊 選 方 法   2 付 利 子   2 付 金   俊 選 方 法   2 付 和 子   2 付 金   俊 選 方 法   2 付 和 子   2 付 金   俊 選 方 法   2 付 和 子   2 付 金   俊 選 方 法   2 付 和 子   2 付 金   俊 選 方 法   2 付 和 子   2 付 金   俊 選 方 法   2 付 和 子   2 付 金   俊 選 方 法   2 付 和 子   2 付 金   俊 選 方 法   2 付 和 子   2 付 金   俊 選 方 法   2 付 和 子   2 付 金   俊 選 方 法   2 付 和 子   2 付 金   俊 選 方 法   2 付 和 子   2 付 金   6 0 ヶ 月均等償還   町負担   2 取取便所と同様   2 取取   2 取取	付 利 子						篗			制	í			作		貸								ŧ	制	成		助		L					
小 坂 町	付 利 ∃		-	-		_	L									所	便	取	及	汲			L	尿浄化槽	ι		ŕ	取便所	汲取	名		朴	町	ī	Ħ
小 坂 町 工事費の5% 賞家パート等は 1戸30万円 相度額150万円 相度額150万円 相度額150万円 相度額150万円 相度額150万円 相度額150万円 相度額150万円 相度額150万円 現度額150万円 現度額200万円 現度額200万円 理費の5% コカト・イレのみ接続 35,000円 に日本 は 町 の は 日本 の は は は は は は は は は は は は は は は は は は		法 貸 作	;	方	還	償	金	付	貸		-	子	利	付	貸	法	方	還	償		寸 金	貸付		世帯当り	1		J	帯当り	1世帯						
上 小 向 に 村 = 地内配管質補助 1戸当り 2万円     1戸当り30万円以内       藤 里 町			様	と同様	更所。	汲取值															等は	家アパート 〒30万円	1	と同様	<b>及取便</b> 原	j	制助					坂	:	`	/]
<ul> <li>藤 里 町 ・ 積立奨励金1~3万円 ・ 資金対策助成金1~4万円 ・ 環境浄化促進助成金(配管、桝、便器に助成)</li> <li></li></ul>			様	と同様	更所。	汲取值					子										万円以内	戸当り307	1	3	2万	戸当り	<b>カ</b> 1	費補助	地内配管費	村宅	Ξ	可	ا \را <sub>.</sub>	_ /	L
エ事費の5%																							<b>t</b> )	便器に助成	-	万円 ~4万	~ 3 ∑ È 1 ^	— 金1~ 助成金	積立奨励金 資金対策助	BT .		里		Ē.	萠
(旧八森町地区) エ事質の5% 1   対象エ事当910万円 2箇所につき30万円以上の場合は、1箇所につき30万円以上の場合は、1箇所につき30万円以内を増額できる限度額100万円			様	上同村	更所。	汲取值							負担	町		償還	均等	月以内	50ヶ月	0 !	の場合は ら1箇所40 額200万円	箇所以上の 箇所目かり 円、限度	2	と同様	及取便所	3	制助			I		重	į	Ξ	
五 城 目 町     工事費の5%     便所2か所以上の場合(1か所当たり50万円     60ヶ月均等償還     町負担     汲取便所と同様			様	上同様	更所。	汲取值							負担	町		償還	均等	月以内	50ヶ月		の場合は、 き30万円以 ごきる	箇所以上の 箇所につる 」を増額で	2 1 P	3	35,000		<b>,</b>	レのみ 水のみ	・トイレ ・雑排水	BT .	b 区	· 町 : 峰	八森	ι	Ī
以次及訳「307月1]			様	と同様	更所。	汲取值							負担	町		還	等價	ヶ月均	60 4		以上の場合 り50万円	所2か所」 か所当たり	f. 1	と同様	及取便原	ì	亅助	%	事費の5%	H I		E	城	ī	3
1世帯当り100万円   貸家アパート等は   1戸40万円   限度額160万円			様	と同様	更所。	汲取值							担	町		還	等價	テ月均	60 4		等は	家アパート∜ 戸40万円	1							BT		涤	郎	l	Ī
計世帯当り100万円   貸家7/パート等は   1戸25万円   世帯収入が300万円以下の場合20万円の助成)   1世帯当り100万円   貸家7/パート等は   1戸25万円   限度額125万円			様	上同様	更所。	汲取值							負担	町		償還	均等	月以内	60ヶ月	(	等は	家アパートឡ 〒25万円	1	万円の助成)	場合2							111		ŧ	ŧ
美 郷 町 下水道接続費補助金 上限10万円 1戸につき100万円 60ヶ月元金均等償還 町負担 汲取便所と同様			様	上同様	更所。	汲取值							担	町		償還	均等	元金	60ヶ月	1	100万円	戸につき1	1		0万円	上限	加金	費補助	水道接続費	町下		郷	1	ŧ	身
1年目水洗化5万円   2年目水洗化3万円   2年目水洗化3万円   3年目水洗化2万円   2個以上の場合は   限度額120万円   同負担   汲取便所と同様   取取便所と同様   取取便所と可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可			様	と同様	更所。	汲取值							担	町		償還	均等	月以内	60ヶ月		場合は	固以上のt	2	便所と同様	汲取		9	上3万円	目水洗化	23		後	;	3	3

### 5. 水質の規制状況

#### 処理場流入水に対する規制(排除基準) (1)

下水道法	除外施設の 設置基準	特定事	<b>事業場からの排</b>	除基準
	第12条第1項	第12条の2第1項	第12条	€の2第3項
対象物質又は項目 下水道法施行令	第9条	第9条の4	第9条の5	第9条の5第2項
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量			380	125
水素 イ オ ン 濃度     海 域       そ の 他	5~9		5~9	5.7~8.7
生物科学的酸素要求量(BOD)			600	300
浮 遊 物 質 量 ( S S )			600	300
温度	45°C			
ノルマルヘキサンイ.鉱 油 類	5		5	
抽出物質含有量口.動植物油脂類	30		30	
沃 素 消 費 量	220			
カドミウム及びその化合物		0.1(0.05)		
シ ア ン 化 合 物		1(0.1)		
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、 メ チ ル ジ メ ト ン 及 び E P N に 限 る 。)		1(0.5)		
鉛及びその化合物		0.1		
六 価 ク ロ ム 化 合 物		0.5(0.2)		
砒素及びその化合物		0.1		
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物		0.005		
アルキル水銀化合物		検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル		0.003		
トリクロロエチレン		0.3		
テトラクロロエチレン		0.1		
ジ ク ロ ロ メ タ ン		0.2		
四 塩 化 炭 素		0.02		
1 , 2 – ў р п п т я х		0.04		
1 , 1 – ジ ク ロ ロ エ チ レ ン		1		
シス - 1 , 2 - ジクロロエチレン		0.4		
1 , 1 , 1 - トリクロロエタン		3		
1 , 1 , 2 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン		0.06		
1 , 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン		0.02		
テトラメチルチウラムシ゛スフィルト゛(別 名 チ ウ ラ ム)		0.06		
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン)		0.03		
S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)		0.2		
ベ ン ゼ ン		0.1		
セレン及びその化合物		0.1		
ほう素及びその化合物 海域		230		
ほう素及びその化合物 その他		10		
ふつ素及びその化合物 海域		15		
ふり素及びその化合物 その他		8		
1 , 4 – ジ オ キ サ ン		0.5		
フェノール類		5(0.5)		
銅及びその化合物		3(1.0)		
亜鉛及びその化合物		2		
鉄及びその化合物(溶解性)		10		
マ ン ガ ン 及 び そ の 化 合 物 ( 溶 解 性 )		10		
クロム及びその化合物		2		
ダ イ オ キ シ ン 類		10pg-TEQ/I		

<sup>1 ( )</sup>は秋田県公害防止条例による上乗せ基準 2 単位は水素イオン濃度、温度及びダイオキシン類を除きすべてmg/l 3 1,4-ジオキサン:平成24年5月25日施行、経過措置有り(排水基準を定める省令の一部を改正する省令平成24年5月23日 環境省令第15号)

#### (2) 放流水に対する規制(排水基準)

法令	水質汚濁防止法 第3条第1項	水質汚濁防止法第3条第3項に基づく県条例 第40条別表第2による上乗せ排水基準		
対象物質または項目	による排水基準	第1種水域	第2種水域	第3種水域
カドミウム及びその化合物	0.1	0.05(カドミウム)	0.05(カドミウム)	
シ ア ン 化 合 物	1	0.1(シアン)	0.1(シアン)	0.1(シアン)
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、 メ チ ル ジ メ ト ン 及 び E P N に 限 る 。)	1	0.5	0.5	
鉛 及 び そ の 化 合 物	0.1			
六 価 ク ロ ム 化 合 物	0.5	0.2(六価夘仏)	0.2(六価クロム)	
砒素及びその化合物	0.1			
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005			
	検出されないこと			
ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル	0.003			
トリクロロエチレン	0.3			
テトラクロロエチレン	0.1			
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.2			
四 塩 化 炭 素	0.02			
1 , 2 — ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.04			
1 , 1 – ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	1			
シ ス - 1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.4			
1 , 1 , 1 - トリクロロエタン	3			
1 , 1 , 2 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	0.06			
1 , 3 — ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	0.02			
Э Э Д	0.06			
シマジン	0.03			
チオベンカルブ	0.2			
ベ ン ゼ ン	0.1			
セレン及びその化合物	0.1			
( ) 表 B ( ) 2 ( ) 4 ( ) 海 域	230			
ほう素及びその化合物 その他	10			
と の ま R ボ ス の ル み ぬ 海 域	15			
ふ つ 素 及 び そ の 化 合 物 <del>で で で で で で で で で で で で で で で で で で </del>	8			
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100			
1 , 4 - ジ オ キ サ ン	0.5			
上 ま ノ 土 N. 油 店 海 域	5.0~9.0			
水 素 イ オ ン 濃 度	5.8~8.6			
生物科学的酸素要求量(BOD)	160(120)	(30)	(60)	
化学的酸素要求量 ( C O D )	160(120)	(30)	(60)	
浮 遊 物 質 量 ( S S )	200(150)	(70)	(120)	
ノルマルヘキサンイ.鉱 油 類	5			
抽 出 物 質 含 有 量口. 動植物油脂類	30			
フェノール類含有量	5	0.5	0.5	2.0
銅    含    有    量	3	1.0	1.0	2.0
亜 鉛 含 有 量	2			
溶解性 鉄 含 有 量	10			
溶解性マンガン含有量	10			
ク ロ ム 含 有 量	2			
大 腸 菌 群 数				
	, , 1117			

- ( )は日間平均値
- 2 単位は水素イオン濃度及び大腸菌群数を除きすべてmg/l 3 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び 硝酸性窒素の合計量
- 1,4-ジオキサン:平成24年5月25日施行、経過措置有り(排水基準を定める省令の一部を改正する省令平成24年5月23日 環境省令第15号)

# (3)上乗せ排水基準に係る水域の区分

(県公害防止条例第40条別表第2付表)

第	河川	第二種水域及び第三種水域以外の公共用水域(湖沼及び海域を除く。)
— 種	湖沼	天然湖沼及び人工湖
水 域	海域	第二種水域及び第三種水域以外の海域
第二種水	河川	旭川(添川橋下流)、草生津川、新城川(新城川橋下流)、土買川(心像川合流点上流)、丸子川(田茂木橋下流)、横手川(本郷橋下流)、白子川、安久谷川、瀬の沢川、金山川(大館市の区域内)、大湯津内沢川、荒瀬川、豊川及び比詰川(田中橋下流)並びにこれらの河川に流入する公共用水域(第三種水域並びに太平川(松崎橋上流)、猿田川、福部内川(東川橋上流)、窪堰川(杉本橋上流)、厨川、横手大戸川、横手杉沢川及び吉沢川を除く。) 第二種水域の海域に流入する公共用水域(河川にあっては、子吉川(東日本旅客鉄道株式会社羽越線鉄橋下流)及び大沢川(にかほ市の区域内)に限る。) 米代川(檜山川合流点から大湯川合流点まで)及びこれに流入する公共用水域(河川にあっては引欠川(長内沢川合流点下流)、長木川(下町橋下流)及び別所川に限る。) 引欠川(長内沢川合流点下流)、長木川(下町橋下流)、別所川、小坂川、子吉川(東日本旅客鉄道株式会社羽越線鉄橋下流)及び大沢川(にかほ市の区域内)に流入する公共用水域(第三種水域並びに大森川(花岡川合流点下流)、下内川(長面橋上流)及び芋川を除く。)
域	海域	能代港の港湾区域(米代川本流を除く。)、本荘港の港湾区域(子吉川本流を除く。)及び戸賀避難港の港湾区域並びに漁港の区域
第三種水域	河川	入見内川(入見内橋上流)、米代川(檜山川合流点下流)、檜山川、引欠川(長内沢川合流点上流)、猿間川及び旧大森川並びにこれらの河川に流入する公共用水域 第三種水域の海域に流入する公共用水域(河川にあっては、雄物川(秋田大橋下流)に限る。) 旧雄物川(港大橋上流)及びこれに流入する公共用水域(河川にあっては、旭川及び草生津川を除く。) 小坂川及びこれに流入する公共用水域(河川にあっては、古遠部川に限る。) 雄物川(秋田大橋下流)及び古遠部川に流入する公共用水域
	海域	秋 田 港 の 港 湾 区 域 ( 港 大 橋 上 流 を 除 く 。) 及 び 船 川 港 の 港 湾 区 域 並 び に 旧 雄 物 川 河 口 か ら 雄 物 川 河 口 ま で の 海 域

### 計画放流水質

処理施設の構造の技術上の基準 (下水道法第7条・同法施行令第5条の5・同法施行規則第4条の2)

	生物化学的	窒 素 含 有 量	燐 含 有 量
方 法	酸素要求量		
	(単 位 mg/1.5日 間 )	(単位mg/l)	(単 位 mg/l)
(令)下水を処理する構造			
(例)標 準 活 性 汚 泥 法	10を超え15以下	_	_
(規則)計画放流水質	15以下	20以下	3以下

- \*下水の放流先の河川その他の公共の水域等の状況を考慮して下水道管理者が定める
- 〇放流水の水質の技術上の基準(下水道法第8条・同法施行令第6条)

	水 素 イ オ ン 濃 度 ( p H)	浮 遊 物 質 量 (単 位 mg/l)	大 腸 菌 群 数 (単 位 1 cm 3 に つ き 個)
(令)放流水の水質	5.8~8.6以下	40以下	3,000以下

<sup>\*</sup> 令 第 5 条 の 5 第 2 項 に 規 定 す る 計 画 放 流 水 に 適 合 す る 数 値

### 6. 農業集落排水施設

# (1) 農業集落排水施設整備のあゆみ

昭和57年 由利本荘市(旧由利町)五十土地区 着手。

昭和59年 由利本荘市(旧由利町)五十土地区、

秋田市(旧河辺町)岩見三内中央地区 供用開始

7

平成25年 事業着手 204地区、供用済み 201地区

### 〇農業集落排水施設整備の経緯

					≒水加珊↓	口普及率(%)
左曲	事業着手	供 用	供用	統合・下水道		口 日 及 年(%)
年 度	地区数	地区数	処理場数	接続による 廃止処理場数	農業集落 排水施設	全 体
S57	2				0.0	6.8
S58	7				0.0	7.1
S59	3	2	2		0.1	8.3
<b>S</b> 60	2	1	1		0.1	9.1
S61	2	2	2		0.1	9.9
S62	3	3	3		0.1	10.9
S63	4	5	4	1	8.0	12.6
H 1	6	1	1		0.9	13.8
H 2	5	5	5		1.0	15.5
Н 3	8	2	1	1	1.1	17.1
H 4	9	13	12	1	2.0	19.1
H 5	16	5	5		1.9	21.1
H 6	15	10	9	1	2.4	24.0
H 7	14	13	13		3.4	29.4
H 8	15	14	14		4.1	32.7
H 9	16	17	17		4.7	36.8
H10	14	12	12		5.5	40.6
H11	8	14	14		6.5	45.2
H12	10	14	14		7.4	49.7
H13	8	8	8		8.1	53.8
H14	7	10	8		8.6	57.6
H15	4	8	8	2	9.0	61.6
H16	5	9	8	1	9.4	67.1
H17	5	2	2		9.5	69.7
H18	7	3	3		9.6	72.5
H19	5	3	3		10.1	74.5
H20	1	7	5	2	10.3	76.7
H21	1	6	6		10.8	78.5
H22	0	5	5	1	10.7	79.9
H23	1	5	5	1	10.8	81.3
H24	1	2	1	8	10.6	82.7
H25	0					
累計	204	201	191	19		

<sup>\*1</sup> 供用地区には、公共下水道接続の12地区を含む。

<sup>\*2</sup> 処理場を持たない地区や複数の処理場を持つ地区があるため、供用地区数は供用処理場数とは一致しない。

<sup>\*3</sup> 分割採択地区は1地区として計上。

	畏業				水	施設 地区	1	理区) 事業期間	一覧	表	11	,	44.	区製	ur I		凡例	事業実施		期間		整備計画
町村名 (25)	旧市町 村名 (69)	ät	区 š	未	地区番号	地 区 名(処理区名)	計画人口	事業期間 着工 完了	供用年月	摘 要	市町村名 (25)	旧市町 村名 (69)	$\overline{}$		-	地区番号	地 区 名 (処理区名)	計画人口		完了	供用	摘要
<b>連角市</b>	(00)	画 11	$\perp$	着 手 8		小豆沢	(人)	H10 H13			由利本荘市	由利町			手 0	122			S57	S59	S59. 6	
						大里·松館·石鳥谷 荒町·長内	1,002 956									123 124	山本	458	S58	S61		
				-		谷内·永田 芦名沢·腰廻	810 387	H15 H20	H20.4							125 126	小菅野 川西			S62	S63. 8 H 4. 9	
						五軒屋·寺坂 中通	610 435				-						東鮎川·[町村·中畑] (町村)	913			H 4. 9 H 4. 9	H4.9東鮎川処理区へ接続
						末広 草木	734 1,116	H23 H27			-				-		黒沢明法 曲沢			H 6	H 6. 8	
				ŀ	10	小平·上台 館·小枝指	648 857				-						吉沢 南福田			H 7	H 7. 6	
坂町 館市	大館市		7		12	濁川 餌釣	458 300	S62 H 1	H 2. 4		1						土倉 (中畑)	131	H 6	H 7	H 8. 4	
				Ī	14	山館 真中	438	H3 H5 H5 H9	H 5. 8		1	西目町	1	1	0	135	屋敷 西目南部	86	H 8	H10	H10. 6	
				ŀ	16	沢尻	592	H 7 H 9 H 9 H11	H 9. 8			鳥海町			0	137	伏見・上川内・[平根] (平根)	2,199	H 9	H11	H11. 4	
				ŀ	18	四羽出		H10 H14			-	東由利町	4	4	0	139	笹子 老方舘合	1,580	H13	H16	H15. 4	
					20	十二所北		H15 H20	H21. 4		1		.				蔵·法内	988	H13	H16	H16. 4	
				ļ	22	白沢陣場	830 145				1	大内町	7	7	0	143	田代黒渕	534	H24	H28		
	比内町	3	3	0	24	小新田·羽立 八木橋	274	H 9 H11 H12 H16			1				Ī	145	岩野目沢 楢渕・[羽広・滝]	387	H 8	H10	H10. 6	
	田代町	5	2	3		独鈷中野山田	1,892	H17 H22 H 9 H11	H21. 4		1					147			H11	H15	H15. 3	H15.3楷渕処理区へ接続 H15.3楷渕処理区へ接続
	ш (с ж)			Ĭ		岩野目本郷		H13 H15							ļ	149	中帳		H19	H23	H23.4 H22.4	
				Ī	30	越山大野	357 147				にかほ市	仁賀保町	8	8	0	151	院内百目木	1,015	H 1	H 4	H 4. 5	
田市	鷹巣町	2	2	0	32	脇神	254	H 8 H10			1				ļ	153	杉山 伊勢居地	592	H 3	H 5		公共下水道へ接続予定
	森吉町	3	2	1	34	坊沢 浦田	635	H 8 H10	H10. 6						ļ	155	小国	567	H 5	H 7	H 7. 5	
	阿仁町	1	1	n	36	前田 (小又) 根子		H12 H16	H14. 8	前田処理区へ接続予定	1				ļ	157	桂坂 冬師 釜ケ台	99	H 9		H 8. 5 H11. 5 H12. 5	
			11		38	上杉	530	H13 H15 H3 H5 H5 H7	H 5. 7		1	金浦町		1		159	大竹	377	H 8	H10	H10. 8	
		Ì		ŀ	40	西	823	H12 H17	H18. 4		1	象潟町	6	6	U		西中野沢	168	H 5	H 7	H 6.11	
		Ì		ŀ	42	羽根山 鎌沢	208	H 8 H10			1				ļ	162 163	上郷北部 関	227	H 8	H10	H 9.11	
		Ì		ŀ	43 44	三生	183	S58 S60 S63 H 4	H 4. 5							165	上級南部	1,830	H14	H19	H12. 8	
				ļ	46	根田、芹沢 木戸石	790	H 9 H12	H 8. 7		大仙市	大曲市	3	3	0	167	中田・宮林 大曲西部	1,847	H14	H19	H13. 9	
						道城	233	H 7 H 9 H18 H23	H 9.11 H22.4		_	神岡町	2	2	0		角間川 神岡東部				H24.3 H11. 4	
阿仁村		4	4	0		上仏社 五反沢	290	H 2 H 4 H 5 H 7	H 8. 7		_						神岡西部				H17. 4	
					52	小沢田 羽立	343	H 8 H11 H12 H15	H15. 4		1	西仙北町		2			川里	1,306	H10	H13	H10.11	
代市	能代市	4	1	3	54	<u>浜浅内</u> 鳥形	238		H11. 8		_	中仙町	3	3	0	174		395	H12	H15	H12. 9	
				-	55 56	竹生 常磐	476 664				_	協和町	10	10	0	176	田ノ尻 一ノ渡	364	H10	H12	H20.10	
里町	ニツ井町	1	1			中通		H11 H15		農業集落排水施設計画なし	_				ŀ	178	福沢 水沢	401	H12	H15	H 9. 3	
種町	琴丘町 山本町		2			大又 下岩川	1,010	H11 H16 H18 H23	H23.4						ŀ	179 180	白岩 川口	252	H 8	H10	H 9. 9 H10. 3	
	八竜町	2	2	0		外岡·羽立 釜谷		H13 H16 S58 S61	H16. 4 S62. 4		-					181 182	小種 沢庄			H14	H14. 8 H20.3	
峰町	八森町				62	芦崎		H 7 H10	H 9. 4	農業集落排水施設計画なし							宇津野 下淀川				H16. 4	
	峰浜村	3	3	0		石川 岩子·大久保岱	321	H10 H13 H14 H17	H12.12 H17. 3		-	南外村					峰吉川	1,074	H17	H21	H21. 3	農業集落排水施設計画なし
田市	秋田市	11	11	0		<u>境</u> 豊巻		H18 H23 S60 S63	H22.3 H 1. 4		1	仙北町	5	5	0	186 187	薬師 福田				H 4. 6 H 6. 7	
				ŀ	68	小山 石田坂	442	S60 H 1 S61 H 1	H 2. 4		-				ŀ		払田 仙北北部		H 9	H13	H11. 5	
				ŀ	70	寒川	114	H 2 H 4 H 5 H 7	H 7.10		_	太田町	5	5	0	190 191	(板見内) 横沢		H 6	H 9	H 9. 4	
				ŀ	71 72	下新城北部 上新城	633 1,429	H 6 H 8 H 9 H12	H 9. 4 H12. 4		-				ŀ		大町 小神成				H10. 6	
				ŀ	74	下新城南部 上北手東部	316	H11 H14 H13 H16	H16. 4							195	太田今泉 三本扇	635	H18	H23	H19.7 H24.3	
				ŀ	75 76	下北手中央 金足(1期・2期)		H16 H20 H19 H25	H20. 4 H25.3	1期H19~H25 2期 H20~H24	仙北市	角館町 田沢湖町	2	1	1	196 197	前郷 田沢				H13. 4	
	河辺町	7	7	0		砂子渕		H 6 H 8	H 8.10	流域下水道へ接続予定	1	西木村	5	5	0	198		539 125	H 7	H 9	H10. 3	
				ŀ		三内 飛沢		H10 H12 H 1 H 2	H12.12 H 3. 4		_				ŀ		桧木内 西明寺西部				H12. 4	
					80	岩見三内中央 下三内		S58 S63 H 6 H 8	S59. 6 H 8. 4		1				ŀ	202	西明寺 西明寺南部				H 4. 4	
						赤平岩見		H 3 H 5 H15 H20			美郷町	六郷町 千畑町	3	3	0	204	一丈木	1,240	H 1	H 5	H 4. 4	農業集落排水施設計画なし
	雄和町	5	5	0	84	新波 向野	516 389	S58 S63 H 4 H 6	S63.12 H 6. 7		1					205 206	本堂 上畑屋	1,009 1,025	H 3	H 7	H 7. 4	大仙市の一部区域を含む
		Ì		ŀ	86	戸賀沢 萱ヶ沢	583	H 6 H 9 H 9 H12	H 8.12		1	仙南村	3	3	0	207	後三年飯詰	313	S58	S62	S61.11 H 2. 4	横手市の一部区域を含む
鹿市	男鹿市	3	1	2	88	種平 五里合	813	H12 H17 H 6 H10	H16. 7		横手市	横手市	1	1	0		野荒町	855	Н8	H11	H11.10	
٠				ļ	90	(琴川) 男鹿中	1,441	-		五里合処理区へ接続予定	-	増田町平鹿町										農業集落排水施設計画なし 農業集落排水施設計画なし
上市	若美町 昭和町	1	1	0		豊川		H10 H13	H14. 3	農業集落排水施設計画なし	1	雄物川町	5	5	0	211	大森	2,273	S52	H 2	S63. 4	農業集落排水施設計画なし
	飯田川町		3		93 94	(妹川) (新道)	.,,,,,,	S57 H2 H3 H6	S63.4	S63.4公共下水道へ接続 H6.4公共下水道へ接続					İ	212	十日町 川西		H 2	H 5	H 4. 7	
	天王町	3	3	0	95	(飯塚浜) (湖岸)		H1 H3	H3.4	H3.4公共下水道へ接続 H24.12公共下水道へ接続	1				ļ	214	上漢 大森本郷	1,165	H 8	H11	H11. 4	
	, calc MJ			-	97 98	(羽立) (大崎)		H 5 H 7 S59 S63	H 8. 4	H24.12公共下水道へ接続 H22.11公共下水道へ接続	1	十文字町	2	2	0	216		1,395	H 8	H11	H11.10	
目町 潟町		1 2		0	99	(上山内) (小池)			H11. 5	H25.3公共下水道へ接続 H25.3公共下水道へ接続	1	山内村 大雄村						.,011	4	3		農業集落排水施設計画なし農業集落排水施設計画なし
旧町		2	2		101	(浦大町)		H 5 H 7	H 7. 4	H25.3公共下水道へ接続 H25.3公共下水道へ接続 H25.3公共下水道へ接続	湯沢市	湯沢市	6	5	1		山田中央 深堀				H 6.11	
計		-	-	٧.		(施田)		H11 H16	H14. 4	H25.3公共下水道へ接続 H25.3公共下水道へ接続 農業集落排水施設計画なし							山田東部	2,024	H12	H17	H10.11 H15.11 H22. 3	
	本莊市	12	12	0		小友第一〈万願寺〉		H4 H6		成 未 末 市						221-2	新城〈松岡〉	120		H23		
		Ì		ļ	106	内越第一〈内越畑谷〉 小友第二 ユニ	311	H5 H7	H 7.10		1	稲川町				222	湯沢南部	1,675				農業集落排水施設計画なし
		Ì		ļ	108	子吉 石沢第二	707	H 6 H 8	H 9. 6		707 KG TO-	雄勝町 皆瀬村				00-	ct ##		,		11.5	農業集落排水施設計画なし農業集落排水施設計画なし
		Ì		ŀ	110	南内越第二 石沢第一	983	H 9 H11 H11 H14	H13.11		_ 羽後町 -	羽後町	3	3	0	224	床舞 土舘・[嶋田]		H10	H14	H 9. 8	
		1		ŀ	112-1	北内越第二 芦川〈松ヶ崎第二〉	80	H13 H18 H19 H23	H24.4		東成瀬村					225	(嶋田)		H18	H21	H20.4	H20.4土舘処理区へ接続 農業集落排水施設計画なし
					112-2	親川〈松ヶ崎第二〉	1 65	H19 H23	H23.4		I	81	228	204	24			142,613	l -	1 -	1	
				ŀ	112-3	深沢〈松ヶ崎第二〉	125	H19 H23	H22.4		- 合		- 1							<u> </u>		1
	矢島町	4	4	0	112-3 113 114	小友第三 元町·荒沢	125 303 457	H19 H23 H17 H21 H 4 H 6	H22.4 H22.4 H 6. 6		1 H20年度 2 地区数、	策定「秋田 計画人口(	県生活 は生活	排水组排水组	0.理主	整備構	□ 構想」での農集排計画処理 想での農集排計画処理区	┃ ■区と農集技 区数、区域の	りの丿	装等で	整備され ある。	た地区を表記。
	矢島町	4	4	0	112-3 113 114 115 116	小友第三 元町・荒沢 郷内・坂之下 川辺・木在	125 303 457 339 631	H19 H23 H17 H21 H 4 H 6 H 5 H 7 H 6 H 8	H22.4 H22.4 H 6. 6 H 7. 8 H 8. 6		1 H20年度 2 地区数、 (但し、 3 集排整備	策定「秋田 計画人口に H25.4.1時点 事業の地	県生活 は生活 は生活 なで農り	排水 排水処 集排施 処理区	□理想 を設と 区名が	整備構 として選 が異な	想での農集排計画処理区 ≦営されている地区数、人 る場合は、処理区名の後	   区と農集技    数、区域 P   口を含む)。  に地区名を	内の <i>)</i> -( )	書き	ある。 で表記。	
	矢島町岩城町		4		112-3 113 114 115 116 117	小友第三 元町·荒沢 郷内·坂之下	125 303 457 339 631 558	H19 H23 H17 H21 H 4 H 6 H 5 H 7	H22.4 H22.4 H 6. 6 H 7. 8 H 8. 6 H 9. 5		1 H20年度 2 地区数、 (但し、 3 集排整備 4 処理場を 5 他の集排	策定「秋田 計画人口に H25.4.1時に  事業の地  持たない地 地区を接続	 県生活ま は生活ま にで農ま 区名とが は区(公 売してい	 排水処 集排水処 集排理区 大 大 の 共 ス の 大 の 大 の た の た の た の た の た の の の の の の	理を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	整備構 として異な ・接続、気	想での農集排計画処理区 ☑営されている地区数、人	型区と農集技 区数、区域の 口を含む)。 に地区名を 地区)は、対	内のノ () 地区名	ロで 書き Bを(	ある。 で表記。 )書きて	

# (3) 平成24年度末 農業集落排水施設 処理人口普及率

						(平成2	5年3月31日現在)
順位	市町村名	住民基本 台帳人口	処理区域内 人口	H24末 普及率	着手 年度	供用 年月	備考
1	上小阿仁村	2, 719	1, 228	45. 2%	H 2	H 4. 7	
2	由利本荘市	83, 771	24, 846	29. 7%	S57	S59. 6	
3	にかほ市	27, 240	7, 704	28. 3%	H 1	H 4. 5	
4	大仙市	88, 219	20, 708	23. 5%	H 1	H 4. 6	
5	美郷町	21, 497	4, 476	20. 8%	S58	S61. 11	
6	北秋田市	35, 805	6, 758	18. 9%	S58	S61. 1	
7	八峰町	8, 208	1, 413	17. 2%	H10	H12. 12	
8	仙北市	29, 409	4, 806	16. 3%	\$63	H 4. 4	
9	羽後町	16, 819	2, 653	15. 8%	H 6	H 9. 8	
10	三種町	18, 818	2, 802	14. 9%	S58	S62. 4	
11	大館市	78, 191	7, 716	9.9%	S62	H 2. 4	
12	横手市	97, 994	8, 570	8. 7%	\$58	S63. 4	
13	湯沢市	50, 398	4, 229	8. 4%	H 4	H 6.11	
14	藤里町	3, 807	263	6. 9%	H11	H14. 12	
15	男鹿市	31, 379	1, 467	4. 7%	H 6	H 9. 12	
16	秋田市	320, 681	12, 102	3.8%	\$58	S59. 6	
17	鹿角市	34, 177	1, 270	3. 7%	H10	H13. 4	
18	潟上市	34, 296	1, 051	3. 1%	S59	S64. 1	
19	能代市	58, 527	252	0.4%	H 9	H11. 8	
20	小坂町	5, 868					
21	井川町	5, 290			H 5	H 7. 4	全地区公共下水道接続
22	八郎潟町	6, 497			\$63	H 3. 3	全地区公共下水道接続
23	五城目町	10, 576			H 7	H11. 5	全地区公共下水道接続
24	大潟村	3, 244					
25	東成瀬村	2, 775					
	秋田県計	1, 076, 205	114, 314	10.6%			

<sup>\*1</sup> 処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続の12地区を除く。 但し、着手年度、供用年月は上記の地区を含む。

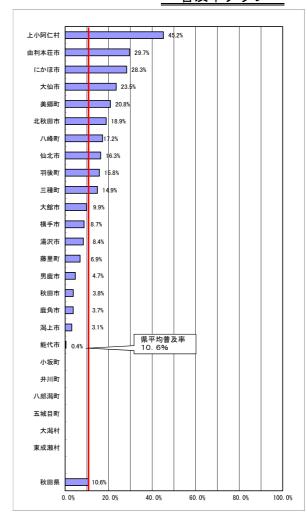
<sup>\*3</sup> 分割採択地区は1地区として計上。

普及率(%)=	処理区域内人口	- × 1 0 0
日及平(%)—	住民基本台帳人口	~ 100

### 地域振興局別 農業集落排水処理人口普及率

地块派共	内川 辰未未冷	孙小处理人口目,	<b>久</b> 平
振興局名	住民基本 台帳人口	処理区域内 人 口	H24末 普及率
鹿角	40, 045	1, 270	3. 2%
北 秋 田	116, 715	15, 702	13. 5%
山 本	89, 360	4, 730	5. 3%
秋 田	411, 963	14, 620	3. 5%
由 利	111, 011	32, 550	29. 3%
仙 北	139, 125	29, 990	21.6%
平 鹿	97, 994	8, 570	8. 7%
雄 勝	69, 992	6, 882	9. 8%
県 計	1, 076, 205	114, 314	10.6%

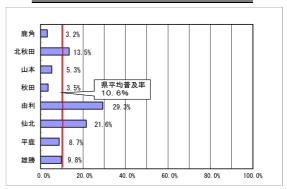
### 普及率グラフ



### 農業集落排水施設 処理人口普及率推移

項目年度	H17末	H18末	H19末	H20末	H21末	H22末	H23末	H24末
普及率	9.5%	9.6%	10.1%	10.3%	10.8%	10. 7%	10.8%	10.6%

#### 地域振興局別 普及率グラフ



<sup>\*2</sup> 処理区域内人口、接続人口はH20年度策定整備構想の農集排区域内(但し、H25.3.31時点で 集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。

<sup>\*1</sup> 公共下水道接続の12地区を除く。
\*2 処理区域内人口は、H20年度策定整備構想の農集排区域内(但し、H25.3.31 時点で農集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。

# (4) 平成24年度末 農業集落排水施設 整備率

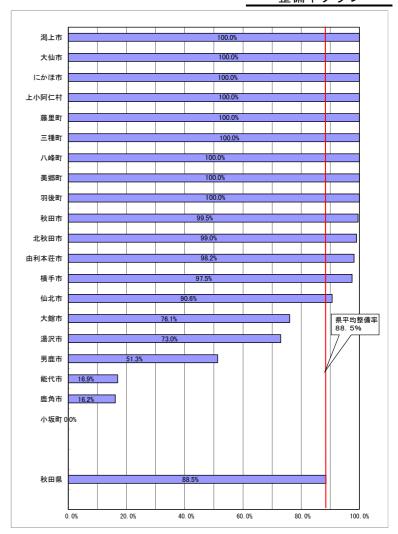
			(平成25年3)	31日現在)
順位	市町村名	計画区域内 人 口	処理区域内 人 口	整備率
1	潟上市	1, 051	1, 051	100.0%
1	大仙市	20, 708	20, 708	100.0%
1	にかほ市	7, 704	7, 704	100.0%
1	上小阿仁村	1, 228	1, 228	100.0%
1	藤里町	263	263	100.0%
1	三種町	2, 802	2, 802	100.0%
1	八峰町	1, 413	1, 413	100.0%
1	美郷町	4, 476	4, 476	100.0%
1	羽後町	2, 653	2, 653	100.0%
10	秋田市	12, 157	12, 102	99. 5%
11	北秋田市	6, 824	6, 758	99.0%
12	由利本荘市	25, 310	24, 846	98. 2%
13	横手市	8, 791	8, 570	97. 5%
14	仙北市	5, 303	4, 806	90. 6%
15	大館市	10, 145	7, 716	76. 1%
16	湯沢市	5, 795	4, 229	73. 0%
17	男鹿市	2, 859	1, 467	51.3%
18	能代市	1, 487	252	16. 9%
19	鹿角市	7, 853	1, 270	16. 2%
20	小坂町	274	0	0.0%
	五城目町			
	八郎潟町			
	井川町			
	大潟村			
	東成瀬村			
	秋田県計	129, 096	114, 314	88. 5%

<sup>\*1</sup> 公共下水道接続の12地区を除く。

<sup>\*2</sup> 計画区域内人口、処理区域内人口、接続人口は、H20年度策定整備構想の 農集排区域内 (但し、H25.3.31時点で集排施設として運営されている地区 を含む)の人口である。

整備率(%)	_	処理区域内人口	× 1 0 0
空调平(%)	_	計画区域内人口	× 1 0 0

### 整備率グラフ



### 農業集落排水施設 整備率推移

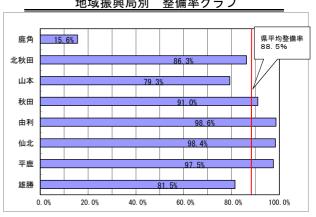
項目	年度	H17末	H18末	H19末	H20末	H21末	H22末	H23末	H24末
整	備率	53. 6%	53. 7%	55. 4%	78. 5%	81. 0%	85. 7%	86. 7%	88. 5%

### 地域振興局別 農業集落排水施設 整備率

振興局名	計画区域内人口	処理区域内人口	H24末 整備率
鹿 角	8, 127	1, 270	15. 6%
北 秋 田	18, 197	15, 702	86. 3%
山本	5, 965	4, 730	79. 3%
秋 田	16, 067	14, 620	91. 0%
由 利	33, 014	32, 550	98. 6%
仙 北	30, 487	29, 990	98. 4%
平 鹿	8, 791	8, 570	97. 5%
雄 勝	8, 448	6, 882	81. 5%
県 計	129, 096	114, 314	88. 5%

<sup>\*1</sup> 公共下水道接続の12地区を除く。

### 地域振興局別 整備率グラフ

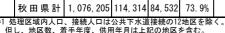


<sup>\*2</sup> 計画区域内人口、処理区域内人口は、H20年度策定整備構想の農集排区域内

# (5) 平成24年度末 農業集落排水施設 接続率

		(平成25:	年3月31日	3現在)
接人	続口	接続率	着手 年度	供用 年月
	252	100.0%	H 9	H11. 8
1,	218	99. 2%	H 2	H 4. 7

					(平成25	年3月3H	<u> </u>
順位	市町村名	住民基本 台帳人口	処理区域 内人口	接続人口	接続率	着手 年度	供用 年月
1	能代市	58, 527	252	252	100.0%	Н 9	H11. 8
2	上小阿仁村	2, 719	1, 228	1, 218	99. 2%	H 2	H 4. 7
3	藤里町	3, 807	263	246	93. 5%	H11	H14. 12
4	美郷町	21, 497	4, 476	4, 175	93. 3%	\$58	S61. 11
5	にかほ市	27, 240	7, 704	6, 933	90.0%	H 1	H 4. 5
6	北秋田市	35, 805	6, 758	5, 934	87. 8%	\$58	S61. 1
7	大館市	78, 191	7, 716	6, 608	85. 6%	S62	H 2. 4
8	秋田市	320, 681	12, 102	9, 832	81. 2%	\$58	S59. 6
9	男鹿市	31, 379	1, 467	1, 160	79. 1%	H 6	H 9. 12
10	由利本荘市	83, 771	24, 846	18, 073	72. 7%	S57	S59. 6
11	横手市	97, 994	8, 570	6, 035	70. 4%	\$58	S63. 4
12	仙北市	29, 409	4, 806	3, 298	68. 6%	S63	H 4. 4
13	羽後町	16, 819	2, 653	1, 811	68. 3%	H 6	H 9. 8
14	潟上市	34, 296	1, 051	694	66.0%	S59	S64. 1
15	鹿角市	34, 177	1, 270	830	65. 4%	H10	H13. 4
16	大仙市	88, 219	20, 708	12, 923	62. 4%	H 1	H 4. 6
17	三種町	18, 818	2, 802	1, 686	60. 2%	S58	S62. 4
18	湯沢市	50, 398	4, 229	2, 173	51.4%	H 4	H 6. 11
19	八峰町	8, 208	1, 413	651	46. 1%	H10	H12. 12
20	小坂町	5, 868	0	0			
	八郎潟町	6, 497					
	井川町	5, 290					
	五城目町	10, 576					
	大潟村	3, 244					
	東成瀬村	2, 775					



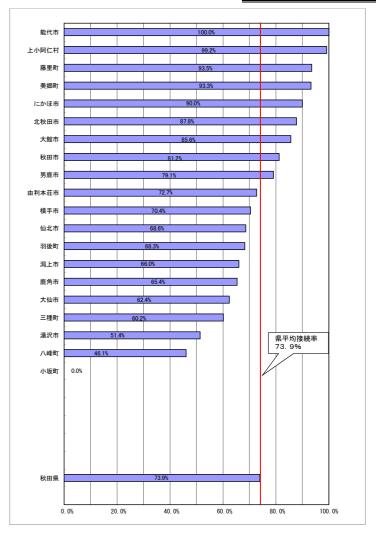
<sup>\*\*1</sup> 処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続の12地区を除く。 但し、地区数、着手年度、供用年月は上記の地区を含む。 \*2 処理区域内人口、接続人口はH20年度策定整備構想の農集排区域内(但し、H24.3.31

接続人口

接続率(	04) —		女心ハロ		× 1 0	0	۱	
按视华(	90) —	処理	区域内人口		× 100			
地域振興/	号別 農	業集落	排水施設	接約	売率			
振興局名	住民		処理区域[	ħ .	接-	続		

-U-9/1007(7	-3/33 /ACTIVITION	או אום ווייוניוניוניוניוניוניוניוניונייונייוני	1 0 1	
振興局名	住民基本 台帳人口	処理区域内 人 口	接 続 人 口	H24末 接続率
鹿角	40, 045	1, 270	830	65. 4%
北 秋 田	116, 715	15, 702	13, 760	87. 6%
山本	89, 360	4, 730	2, 835	59. 9%
秋 田	411, 963	14, 620	11, 686	79. 9%
由 利	111, 011	32, 550	25, 006	76. 8%
仙北	139, 125	29, 990	20, 396	68. 0%
平 鹿	97, 994	8, 570	6, 035	70. 4%
雄勝	69, 992	6, 882	3, 984	57. 9%
県 計	1, 076, 205	114, 314	84, 532	73. 9%

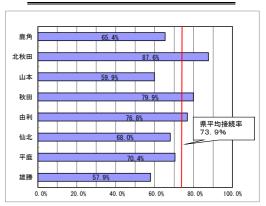
### 接続率グラフ



### 農業集落排水施設 接続率推移

項目	H17末	H18末	H19末	H20末	H21末	H22末	H23末	H24末
接続率	73.6%	74. 3%	72. 9%	72. 8%	71.6%	73. 4%	75. 1%	73. 9%

#### 地域振興局別 接続率グラフ



作品で 集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。 \*3 分割採択地区は1地区として計上。

<sup>\*1</sup> 公共下水道接続の12地区を除く。 \*2 処理区域内人口、接続人口は、H20年度策定整備構想の農集排区域内

# (6) 農業集落排水施設 使用料

	# DF // WEBX   12 / 13 / 17		<u> </u>	成25年	4月現7
団 体 名 使用料条例施行 ・供用開始団体	使用料体系 (区分水量) は基本水量(基本使用料)の区分線 は水量毎の単価の区分線 0 8 10 20 25 30 50 100 200 300 500 1,000 2,000 3,000 5,000	基本水量		使用料 体系 消費税	1ヶ月 20m3・ (3人) 当り料金 消費税が
鹿角市	(基本料1世帯当たり1,990円) + (人員割料世帯人員1人当たり560円)	(m3/J		税抜き	(円/20m3 3,853
大館市	1,470 157.5 168 199.5 220.5	(円) (m3) 10	1, 470	税込み	3, 04
旧 鷹 巣 町 地 区比 旧 森 吉 町 地 区火 旧 合 川 町 地 区	1,470 157.5 168 199.5 220.5 (基本料1世帯当たり1,575円) + (人員割料世帯人員1人当たり420円)	(円) (m3) -	1,575	税込み	2,83
日 日 日 日 世 区	0 10 20 30 40 50 100 1,365 147 157.5 168 178.5 189 199.5	(円) (m3) (円)	1,365	税込み	2,83
上小阿仁村	(基本料1世帯当たり1,800円) + (人員割料世帯人員1人当たり600円)	(m3) - (円)	1,800	税込み	3,60
能代市	(基本料1世帯当たり1,830円) + (人員割料世帯人員1人当たり470円)	(m3) - (円)	1,830	税抜き	3,40
藤里町	1, 260 126	(m3) 10	1, 260	税込み	2, 52
八峰町	1,575 157	(m3) (円) (m3)	1,575	税込み	3, 14
旧琴丘町地区	1,470 157.5	(円) (m3)	1,470	税込み	3,04
1 山本町地区	1, 260 126 115. 5 105 94. 5	(円) (m3)	1, 260	税込み	2,52
旧八竜町地区	1, 224.3 122.85 500 1,000	(円) (m3)		税込み	
秋田市	1,020 181 226 249 305 352 427	(円) (m3)		税抜き	
男鹿市  潟上市	1,575 157.5 168 199.5 220.5	(円) (m3) 10	<u> </u>	税込み税込み	
(旧昭和町地区) 	1,050 141 157 170 194	(円) (m3) -	500	税込み	
にかほ市	120 150 170 190 210	(円) (m3) 10	1, 100	税抜き	
旧大曲市地区	1,100 110 (基本料1世帯当たり2,410円) + (人員割料世帯人員1人当たり520円)	(m3) -	2, 410	税込み	3, 97
旧神岡町地区	(基本料1世帯当たり1,470円) + (人員割料世帯人員1人当たり520円)	(円) (m3) - (円)	1, 470	税込み	3, 03
旧西仙北町地区旧中仙町地区	1,470 160 170 180 200	(m3)	1,470	税込み	3,07
旧仙北町地区	(基本料1世帯当たり1,160円) + (人員割料世帯人員1人当たり420円)	(M3) -	1, 160	税込み	2, 42
旧角館町地区旧田沢湖町地区	1, 260 136.5 147 168 189	(円) (m3) (円)	1, 260	税込み	2,62
t fi 旧西木村地区	(基本料1世帯当たり1,470円) + (人員割料世帯人員1人当たり504円)	(m3) - (円)	1, 470	税込み	2, 98
旧千畑町地区	1,050 126 136 147 168	(m4) (円)	1,050	税込み	2, 31
旧仙南村地区	(基本料1世帯当たり1,260円) + (63円/m3)	(m4) — (円)	1, 260	税込み	2, 52
横手市	700 140 149 158 167 176 185 194	(m3) (円)	700	税抜き	2, 98
湯沢市	<u>H23.9月使用料より改定, H30.9使用料</u> 1,100 128 135 142 148	(m3) (円) (m3)	1, 100	税込み	2,89
羽後町	(基本料1世帯当たり1,360円) + (人員割料世帯人員1人当たり520円)	(円)	1,360	税込み	2, 92

### (7) 農業集落排水施設 水洗化助成・貸付制度

平成25年4月現在

			ni.	式 判 度	平成25年4月3												
市	町柞	村名	汲取便所	成制度 し尿浄化槽		汲取便所	頁何制度		し尿浄化槽								
			1世帯当り	1世帯当り	貸付金	償還方法	貸付利子	貸付金	償還方法	貸付利子							
鹿	角	市	(助	成制度なし)	1世帯当り80万円 2個以上の場合は1個30万円 (限度額150万円)	50ヶ月均等償還	市負担		汲取便所と同様								
小	坂	町	助成制度な	し(集排整備未着手)	貸付制	制度なし(集排整備未着手)		貸付制度なし(集排整備未着手)									
大	館	市		水道・農集・浄化槽への接続工事も対象) 象工事費の5% 上限10万円	1戸当980万円以内、 大便器2個以上の場合は150万円 以内(供用開始後3年以内)	60ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様									
北	秋日	田市	(助	成制度なし)	1世帯当り100万円 供用開始から3年超えたら50万円	60ヶ月以内 元金均等償還	市負担		汲取便所と同様								
Ŀ۷		仁村	宅地内配管費補助 1戸当り 2万		1戸当り30万円以内	30ヶ月以内 元金均等償還	限度額以内の利子 の1%分を村が負担										
能	代	市	住宅リフォーム緊急支援事業(下:・対象工事費50万円~200万円未・対象工事費200万円以上 一律	₹満 対象工事費の10%未満	対象工事1件当たり100万円以内	50ヶ月以内の 元金均等償還	市負担 (3年以内)		汲取便所と同様								
藤	里	町	·加入奨励金:3~7万円 ·積立奨励金:1~3万円 ·資金対策助成金:1~4万円 ·環境浄化促進助成金(配管、桝	、便器、既設便槽解体に助成)				(貸付制度なし)									
Ξ	種	⊞Ţ	住宅リフォーム補助 エ事費の5%	汲取便所と同様	1戸当たり100万円 2箇所以上の場合は2箇所目から 1個40万円(限度額200万円) 供用開始3年超は上記の1/2	50ヶ月以内元金均等償還	町負担		汲取便所と同様								
Л	峰	町	・雑排水のみ接続 工事	費の5% 限度額35,000円 費の5% 限度額35,000円 費の5% 限度額50,000円	1世帯当り70万円以内 2個以上のトイレを水洗化した場合は 100万円以内	50ヶ月以内均等價還	町負担		汲取便所と同様								
#	火田	市		1戸4万円 日から平成27年3月31までの3年間	1戸70万円以内 適用期間:平成24年4月1日から平成2 7年3月31までの3年間	70回償還	市負担	1戸30万円以内 適用期間:平成2 4年4月1日から 平成27年3月31 までの3年間	30回償還	市負担							
男	鹿	市	①住宅リフォーム補助 エ事費の30% 限度額30万円 ②子育で住宅リフォーム補助 エ事費の1/3 限度額50万円 ※②は県・市のリフォーム補助と1	併用不可	排水設備工事に要した費用かつ融資の 範囲内において50万円を限度額とする (対象は供用開始3年以内) ※H24~H26末まで供用開始後3年を過ぎた場合も適用	10年償還(据置き1年)	市負担	(貸付制度なし)									
潟	£	市	(助	成制度なし)	1世帯当り70万円 貸家アパート等は1戸25万円 (限度額100万円)	60ヶ月均等償還	市負担		汲取便所と同様								
由和	间本	荘市	(助	成制度なし)	申請者が金融機関より借り入れた額	12ヶ月以上	3万円を限度に市負担		汲取便所と同様								
(C.	かほ	ま市	(助	成制度なし)		(貸付制度なし)	l .	(貸付制度なし)									
大	仙	市	(全世帯・事業所)	後6ケ月間、下水道使用料を免除	供用開始3年以内 1世帯当り120万円 供用開始3年超 1世帯当り60万円	60ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様									
			・住宅リフォーム支援事業 工事	費の10%補助(上限20万円)	1世帯当り72万円 2個以上の場合は限度額150万円	72ヶ月均等償還	市の基金からの 貸付のため無利子										
fili	dt.	市	住宅リフォーム補助		西木村トイレ水洗化改造等資金 貸付基金	72か月以内均等償還	無利子		汲取便所と同様								
	-10	.,,	事業に伴い下水道へ接続した場	台、1件10万円を助成	仙北市水洗便所等改造資金 融資あっせん制度(上限100万円)	50か月以内、元金均等償還	市負担		are town of the IPS 105								
美	郷	BŢ	下水道又は農業集落排水処理区接続工事費の1/3以内(補助限度 (水洗便所改造資金融資斡旋制)		水洗便所改造資金融資斡旋制度 (上限100万円)	60ヶ月元金均等償還	供用開始3年以内 一全額町負担 供用開始3年経過 一1/2町負担		汲取便所と同様								
横	手	市	新規の接続に対して、下水道 使用料を3ケ月間免除	(助成制度なし)	供用開始後3年以内 1世帯当り 120万円 供用開始後3年超 1世帯当り 80万円	最大72ヶ月までの均等償還	市負担		汲取便所と同様								
湯	沢	市	(助	成制度なし)	工事1件当り100万円以内 2個以上の場合は 1個50万円以内 (限度額200万円) 供用開始後37年まで	72ヶ月均等償還	市負担		汲取便所と同様								
			・高齢者世帯排水設備工事費助 みの世帯、分担金減免基準該当 適用期間:平成25年度まで	成 限度額 40万円(条件:65歳以上の 、個人負担 5万円/人)													
33	後	町	・身体障害者世帯排水設備工事 級の障害認定者が同居している	費助成 限度額 30万円(条件:1又は2 世帯) 適用期間:平成25年度まで	1世帯当り 90万円以内 2個以上の場合は限度額120万円	町負担		汲取便所と同様									
			・住環境リフォーム助成 助成金 住宅の増改築工事を実施。工事 適用期間:平成25年度まで	金額 30万円(条件:排水設備工事を含む 総額が100万円以上であること。)													
				浄化槽廃止助成(条件:浄化槽を廃止し 農集排施設(接続する世帯) 適用期間:平成25年度まで ・合併浄化槽及び設置後10年未満 の単独浄化権を所有15万円 ・上記以外の浄化槽を所有 10万円													

# 7. 漁業集落排水施設・林業集落排水施設・簡易小規模排水処理施設等

### (1) 漁集·林集·簡易小規模排水処理施設等 処理区(地区)一覧表

<b>***</b>			_	事業	期間		
実施主体 市町村名	旧市町村名	処理区名 (地区名)	計画人口(人)	着手	完了	供用開始 年 月	摘要
【漁業集落排	<b>非水施設</b> 】						
男鹿市	男鹿市	入道崎	453	H10	H13	H14.1	
		椿	797				(未着手地区)
		加茂青砂	153				(未着手地区)
		西黒沢	160				(未着手地区)
		門前	160	H21	H26	H24.4	(事業実施中)
	若美町	(若美)	_	H13	H21	H18.3	H18.3 公共下水道へ接続
	(市計)	5処理区	1,723				
由利本荘市	本荘市	松ヶ崎第一	1,303	H7	H14	H10.6	
	西目町	出戸	364	H2	H7	H8. 4	
	(市計)	2処理区	1,667				
八峰町	八森町	岩館	942	H11	H20	H18.3	
[漁集施	[設計]	8処理区	4,332				
【林業集落排	[水施設]						
横手市	大森町	武道	73	H8	H10	H10.12	
仙北市	西木村	中里	135	H12	H15	H15.3	
IM 410 11s	шчич	<u>'</u>	28	H9	H10	H11.3	
	(市計)	2処理区	163				
[林集施	:設 計]	3処理区	236				
【簡易排水処	1理施設】						
由利本荘市	岩城町	雪川	43	H5	H5	H6. 4	
121 1 3 1 M 2 1 1 2	7L 7X-1	下黒川	46	H11	H11	H12.4	
		六呂田	57	H12	H12	H13.4	
		泉田	32		H12	H13.4	
		福俣	44		H13	H14.4	
	(市計)	5処理区	222				
仙北市	西木村	潟尻	22	H11	H12	H13.3	
[簡易排水		6処理区	244				
【小規模集合	排水処理施	<del></del> i設】					
横手市	大森町	矢走	33	Н6	H6	H7. 4	
由利本荘市	岩城町	下蛇田	53	H14	H14	H15.4	
	由利町	ニタ子	42	H8	H8	H9. 6	
		田代	46	Н8	H8	H9. 6	
	(市計)	3処理区	141				
にかほ市	仁賀保町	水沢	47	H7	H7	H8. 5	
		上坂	52	Н8	H8	H9. 5	
		下坂	40	H11	H11	H12.5	
	(市計)	3処理区	139				
[小規模排기	   	7処理区	313				
漁集·林集·龍 排水処理旅	色設 合計	24処理区	5,125				(公共下水道接続地区を除く。)

<sup>\*1</sup> H20年度策定「秋田県生活排水処理整備構想」での計画処理区と漁集事業で整備された公共下水道接続地区を表記。

<sup>\*2</sup> 計画人口は「秋田県生活排水処理整備構想」策定時点の人口である。

<sup>\*3</sup> 公共下水道接続地区は地区名を( )書きで表記。

# (2)漁集·林集·簡易小規模排水処理施設等 整備率·接続率

(平成25年3月31日現在)

市町村名	計画区域内 人口(人)	処理区域内 人 口(人)	整備率	接 続 人口(人)	接続率	計 画 地区数	着手済 地区数	供用済 地区数
横手市	82	82	100.0%	81	98.8%	2	2	2
男鹿市	1,460	513	35.1%	413	80.5%	6	3	3
由利本荘市	1,830	1,830	100.0%	1,456	79.6%	10	10	10
にかほ市	111	111	100.0%	93	83.8%	3	3	3
仙北市	161	161	100.0%	87	54.0%	3	3	3
八峰町	865	865	100.0%	512	59.2%	1	1	1
計	4,509	3,562	79.0%	2,642	74.2%	25	22	22

<sup>\*1</sup> 計画区域内人口、処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続地区(男鹿市1地区)を除く。 但し、地区数は公共下水道接続地区を含む。

整備率(%) = <u>処理区域内人口</u> × 100 計画区域内人口

### (参考 事業区分別 整備率・接続率)

(平成25年3月31日現在)

		漁業	集落持	非水			林美	集落持	非水			簡易	引排水	施設		小規模施設				
市町村名	計画人口(人)	処理 人口 (人)	整備 率 (%)	接続人口(人)	接続 率 (%)	計画人口(人)	処理 人口 (人)	整備 率 (%)	接続人口(人)	接続 率 (%)	計画人口(人)	処理 人口 (人)	整備 率 (%)	接続人口(人)	接続 率 (%)	計画人口(人)	処理 人口 (人)	整備 率 (%)	接続人口(人)	接続 率 (%)
横手市						54	54	100	53	98.1						28	28	100	28	100
男鹿市	1,460	513	35.1	413	80.5															
由利本荘市	1,521	1,521	100	1,204	79.2						198	198	100	159	80.3	111	111	100	93	83.8
にかほ市																111	111	100	97	87.4
仙北市						143	143	100	71	49.7	18	18	100	16	88.9					
八峰町	865	865	100	512	59.2															
県 合計	3,846	2,899	75.4	2,129	73.4	197	197	100	124	62.9	216	216	100	175	81.0	250	250	100	218	87.2

### 8. 合併処理浄化槽事業

### (1) 合併処理浄化槽整備概要

《事業目的》合併浄化槽設置事業の目的は、公共用水域の環境保全及び快適な生活の確保のためには、公共下水道などの 集合処理施設(下水道、集落排水)の整備によりがたい地域において、合併処理浄化槽を促進し生活排水処理 施設を普及させるものである。

### 《事業内容》

- ○浄化槽整備事業(補助事業 S62~、県費補助 H3~) 個人設置型:個人単位で設置、個人管理 この制度は、直接、浄化槽の設置者に交付されるのではなく、設置しようとする者に対し市町村が助成する場合に、その
  - この制度は、直接、浄化槽の設置者に交付されるのではなく、設置しよっとする者に対し市町村が助成する場合に、その市町村に対して補助する仕組み。
- ○浄化槽市町村整備推進事業(補助事業 H6~: 県費補助なし)市町村設置型: 集落単位を市町村で整備、市町村管理市町村自ら設置主体となって浄化槽の面的整備を図るものであり、個人設置型の事業とは異なり、設置費用全体に対しての補助を行う事から、住民負担の軽減が図られる仕組みとなっている。

### 平成24年度 合併処理浄化槽整備概要

No		- 市町村設置型(循環型社会形成推進交付金+汚水処理施設交付金) ・個人設置型(循環型社会形成推進交付金+汚水処理施設交付金)																			
	事業主体	印町村 設 直型	循環型 社会形	汚水処 理施設													W/46 C PT)	<b>市</b> 水曲 /	V/4		県 費
NO	市町村名	· /田 [ 弐九 墨 刊 ]	成推進 交付金		設置	5人	人槽別 6~				村設 21~		31~	個人影	51~	争来質(	単位: 千円)	事務費(	単位:十円)	国費補助額	補助額
		個人設置型	久刊亚		基数	5人	6~		1~	10 -	21~	20 -	31~	41 -	51~	基本額	補助額	基本額	補助額		
		市町村設置型	0	0	9	3	5	1	1		21		01			8,711	2,903	221	74	(単位: 千円) 2,977	
1	秋田市	個人設置型	0		2	1	1	-								793	264	221	1.2	264	264
		市町村設置型	0		59	28	29	1	1							39,177	21,816	1,032	575	22,391	
2	能代市	個人設置型	0		56	39	16	1								21,372	11,888			11,888	7,124
0	# <del>*</del> +	市町村設置型	0		42	13	29									29,262	0	60	0	0	
3	横手市	個人設置型	0		119	56	63									47,495	13,724			13,724	15,831
4	大館市	個人設置型	0		91	59	28	4								35,468	11,940			11,940	11,822
5	男 鹿 市	個人設置型	0		19	10	8	1								8,611	1,000			1,000	2,870
6	湯沢市	個人設置型	0		86	31	55									35,167	13,493			13,493	11,722
7 .	鹿角市	個人設置型	0		42	5	37									18,072	6,016			6,016	6,024
8 E	由利本荘市	個人設置型		0	73	52	18	3								28,006	8,538			8,538	9,335
9	潟 上 市	個人設置型	0		2	2										823	157			157	274
	大仙市	個人設置型	0		143	66	76	1								57,336	26,246			26,246	19,112
_	北秋田市	個人設置型	0		37	14	23									15,071	4,700			4,700	5,023
12 (	にかほ市																				
13	仙北市	市町村設置型	0		54	11	43									43,794	14,598	1,218	406	15,004	
		個人設置型	0		6	4	2									2,290	763			763	763
-	小坂町	個人設置型	0		6	2	4									2,468	1,321			1,321	822
	上小阿仁村	個人設置型	0		1	1										351	117			117	117
	藤里町	個人設置型	0		2	-	2									882	147			147	294
-	三種町	個人設置型	0		16	7	9									7,968	2,534			2,534	2,656
	八峰町	加工和墨荆			10	2	9									C 004	1.57			157	9.000
_	五城目町八郎潟町	個人設置型個人設置型	0		12	- 3 - 2	1	-	-							6,084 1,461	157 471			157 471	2,028 487
	井川町	四八双旦至			3		1									1,401	4/1			4/1	487
-	大潟村																				
-	美郷町	個人設置型	0		49	16	30	1	1		1					22,581	9,696			9,696	7,527
	羽後町	個人設置型	0		32	9	22	1	1		1					13,458	4,486			4,486	4,486
_	東成瀬村	市町村設置型	0		8	1	2	1		2	1			2		27,970	5,484	419	82	5,566	1,100
20 )		個人設置型	20市町村(1	2市7町1村)	797	379	404	12	1		1		0	٥	0		117,658	113	02	117,658	108,581
	計	市町村設置型	5市町村(		172	56	101	2	1	2	1	0	0	2	0	148,914	44,801	2,950	1,137	45,938	100,001
4	合 計		21市町村(1		969	435	512	14	2	2	2	0	_	2	0		162,459	2,950	1,137	163,596	108,581

### 合併処理浄化槽整備事業経緯

日月20年17日11年用于宋柱阵												
		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
	実施市町村	48	50	46	18	18	17	17	17	19	19	20
個人設置型	設置基数	1,138	1,387	1,015	1,221	1,135	1,028	935	932	930	828	797
個八叔直至	基本額 (千円)	477,354	579,927	426,546	508,746	469,395	415,817	381,067	386,546	387,132	337,078	325,757
	国庫補助額 (千円)	159,118	193,309	142,182	171,433	163,438	141,076	129,092	123,939	149,436	118,494	117,658
	実施市町村	9	12	13	10	11	12	11	11	9	8	5
市町村設置型	設置基数	428	704	691	733	618	577	374	274	213	139	172
印町村設直至	基本額 (千円)	445,293	701,850	725,271	756,969	618,542	557,613	377,999	307,404	247,492	118,721	151,864
	国庫補助額 (千円)	148,431	233,950	241,757	277,690	192,554	204,427	114,754	106,481	112,931	44,837	45,938
	設置基数	1,566	2,091	1,706	1,954	1,753	1,605	1,309	1,206	1,143	967	969
浄化槽 整備事業計	基本額 (千円)	922,647	1,281,777	1,151,817	1,265,715	1,087,937	973,430	759,066	693,950	634,624	455,799	477,621
正川尹未可	国庫補助額 (千円)	307,549	427,259	383,939	449,123	355,992	345,303	243,846	230,420	262,367	163,331	163,596

<sup>\*</sup>市町村合併 H17末 25市町村

<sup>\*</sup>繰越は、事業実施年度に計上。

### (2)法定検査の実施状況(第7条及び第11条検査)

浄化槽検査には、浄化槽法第7条に基づく浄化槽設置後の検査「7条検査」と浄化槽法第11条に基づく年1回の検査「11条検査」があります。7条検査は新規に設置された浄化槽について行われ、11条検査は既設浄化槽について行われます。浄化槽法の改正により7条検査は合併処理浄化槽のみとなっていますが、11条検査については平成12年の浄化槽法改正以前に設置された単独処理浄化槽も含まれます。

浄化槽の水質に関する検査の目的は、当該浄化槽が適正に設置されているか否か、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについて判断するために行うものとされています。7条検査では、その機能をおおむね発揮した時点において、所定の処理機能を有するか否かに着目し、設置の状況を中心として実施するものであることとされ、11条検査では、適正な維持管理により所定の処理機能が確保されているかに着目し、保守点検及び清掃の状況を中心として、定期的、継続的に実施するものであることとされています。

• 浄化槽法検査実施結果(平成23年4月1日~平成24年3月31日)

第7条検査

牙	第7条検査							
都道府県名			検査対	象基数	実加	<b></b> 色数	受検率	
			全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併
北	海	道	1,669	1,669	1,646	1,646	98.6%	98.6%
青	森	県	1,602	1,602	1,336	1,336	83.4%	83.4%
岩	手	県	2,186	2,186	2,186	2,186	100.0%	100.0%
宮	城	県	1,972	1,972	1,715	1,715	87.0%	87.0%
秋	田	県	1,585	1,585	1,585	1,585	100.0%	100.0%
山	形	県	815	815	681	681	83.6%	83.6%
福	島	県	3,645	3,645	3,544	3,544	97.2%	97.2%
茨	城	県	5,570	5,570	4,706	4,706	84.5%	84.5%
栃	木	県	3,353	3,353	3,353	3,353	100.0%	100.0%
群	馬	県	5,523	5,523	4,454	4,454	80.6%	80.6%
埼	玉	県	8,025	8,025	6,302	6,302	78.5%	78.5%
千	葉	県	8,683	8,683	5,708	5,708	65.7%	65.7%
東	京	都	308	308	253	253	82.1%	82.1%
神	奈 川	県	1,849	1,849	1,096	1,096	59.3%	59.3%
新	潟	県	2,235	2,224	1,962	1,962	87.8%	88.2%
富	山	県	415	415	415	415	100.0%	100.0%
石	Ш	県	719	719	719	719	100.0%	100.0%
福	井	県	745	745	744	744	99.9%	99.9%
山	梨	県	1,617	1,617	1,184	1,184	73.2%	73.2%
長	野	県	1,629	1,629	1,629	1,629	100.0%	100.0%
岐	阜	県	2,618	2,618	2,616	2,616	99.9%	99.9%
静	岡	県	7,866	7,866	6,334	6,334	80.5%	80.5%
愛	知	県	9,301	9,301	8,833	8,832	95.0%	95.0%
Ξ	重	県	3,878	3,878	3,878	3,878	100.0%	100.0%
滋	賀	県	490	490	490	490	100.0%	100.0%
京	都	府	740	740	694	694	93.8%	93.8%
大	阪	府	1,762	1,762	1,762	1,762	100.0%	100.0%
兵	庫	県	750	748	750	748	100.0%	100.0%
奈	良	県	1,493	1,493	1,493	1,493	100.0%	100.0%
和	歌山	県	3,716	3,712	3,694	3,690	99.4%	99.4%
鳥	取	県	345	345	345	345	100.0%	100.0%
島	根	県	1,283	1,283	1,282	1,282	99.9%	99.9%
岡	山	県	3,924	3,921	3,924	3,921	100.0%	100.0%
広	島	県	4,320	4,320	4,310	4,310	99.8%	99.8%
山		県	2,215	2,215	2,088	2,088	94.3%	94.3%
徳	島	県	2,858	2,856	2,858	2,856	100.0%	100.0%
香	Ш	県	3,185	3,185	3,185	3,185	100.0%	100.0%
愛	媛	県	3,003	3,003	3,003	3,003	100.0%	100.0%
高	知	県	1,830	1,830	1,648	1,648	90.1%	90.1%
福	岡	県	4,739	4,739	4,739	4,739	100.0%	100.0%
佐	賀	県	1,444	1,444	1,444	1,444	100.0%	100.0%
長	崎	県	2,331	2,331	2,331	2,331	100.0%	100.0%
熊	本	県	2,688	2,688	2,688	2,688	100.0%	100.0%
大	分	県	2,693	2,693	2,693	2,693	100.0%	100.0%
宮		県	3,135	3,135	3,135	3,135	100.0%	100.0%
鹿	児島	県	7,286	7,286	7,270	7,270	99.8%	99.8%
沖	縄	県	1,314	1,314	1,314	1,314	100.0%	100.0%
合		計	135,352	135,330	124,019	124,007	91.6%	91.6%

第11条検査

	都道府県名	3	検査対象基数		実施数		受検率	
L			全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併
北	海	道	64,499	40,840	47,301	35,617	73.3%	87.2%
青	森	県	91,727	26,661	46,837	24,643	51.1%	92.4%
岩	手	県	45,727	39,453	39,305	35,305	86.0%	89.5%
宮	城	県	51,910	31,562	47,967	30,294	92.4%	96.0%
秋	田	県	71,822	35,152	40,989	27,984	57.1%	79.6%
山	形	県	82,930	28,795	53,651	24,337	64.7%	84.5%
福	島	県	271,027	90,508	50,849	43,489	18.8%	48.0%
茨	城	県	246,017	128,959	59,801	51,441	24.3%	39.9%
栃	木	県	144,009	83,926	86,613	48,780	60.1%	58.1%
群	馬	県	326,099	94,129	201,587	69,866	61.8%	74.2%
埼	玉	県	543,237	202,846	39,446	32,064	7.3%	15.8%
千	葉	県	613,628	197,166	37,694	30,998	6.1%	15.7%
東	京	都	36,354	13,533	3,962	3,165	10.9%	23.4%
神	奈 川	県	192,439	36,514	22,305	10,650	11.6%	29.2%
新	澙	県	210,658	44,395	147,859	36,018	70.2%	81.1%
富	山	県	59,964	13,673	16,099	9,290	26.8%	67.9%
石	Ш	県	60,414	21,819	18,203	12,449	30.1%	57.1%
褔	井	県	66,709	19,157	9,044	6,074	13.6%	31.7%
山	梨	県	151,381	33,830	11,088	9,081	7.3%	26.8%
長	野	県	89,131	67,927	27,220	24,521	30.5%	36.1%
岐	阜	県	185,006	65,378	159,929	61,189	86.4%	93.6%
静	置	県	585,761	139,148	32,268	25,389	5.5%	18.2%
愛	知	県	637,223	162,144	84,432	69,501	13.2%	42.9%
Ξ	重	県	239,376	101,078	59,631	38,619	24.9%	38.2%
滋	賀	県	42,062	22,659	13,748	9,109	32.7%	40.2%
京	都	府	45,743	24,033	16,924	13,795	37.0%	57.4%
大	阪	府	170,779	48,894	11,150	7,708	6.5%	15.8%
兵	庫	県	102,189	46,639	53,391	35,180	52.2%	75.4%
奈	良	県	107,758	27,080	12,995	9,911	12.1%	36.6%
和	歌山	県	187,498	74,507	44,915	37,134	24.0%	49.8%
鳥	取	県	31,343	11,677	14,578	7,729	46.5%	66.2%
島	根	県	67,685	28,334	33,450	26,051	49.4%	91.9%
岡	山	県	181,668	94,577	154,746	88,892	85.2%	94.0%
広	島	県	178,941	78,999	89,920	51,914	50.3%	65.7%
山		県	121,779	55,310	53,040	30,111	43.6%	54.4%
徳	島	県	176,920	46,682	78,969	27,345	44.6%	58.6%
香	Ш	県	160,481	59,416	50,794	31,589	31.7%	53.2%
愛	媛	県	154,681	62,271	48,390	45,495	31.3%	73.1%
高	知	県	85,916	44,065	49,317	33,061	57.4%	75.0%
福	岡	県	161,492	108,042	105,497	86,148	65.3%	79.7%
佐	賀	県	54,701	31,554	41,355	26,920	75.6%	85.3%
長	崎	県	63,493	45,988	54,889	41,753	86.4%	90.8%
熊	本	県	148,471	65,792	75,383	52,376	50.8%	79.6%
大	分	県	139,499	56,085	44,662	35,896	32.0%	64.0%
宮	崎	県	152,507	57,414	62,227	32,834	40.8%	57.2%
鹿	児 島	県	271,496	139,943	71,796	44,163	26.4%	31.6%
沖	縄	県	89,004	19,128	5,410	4,691	6.1%	24.5%
合		計	7,963,154	2,967,682	2,531,626	1,540,569	31.8%	51.9%

### (3) 合併処理浄化槽施設 使用料

平成25年4月現在 1ヶ月 使用料 20m3 -団 体 基本 (3人) 体系 は基本水量(基本使用料)の区分線 は水量毎の単価の区分線 当り料金 消費税 消費税込 使用料 使用料条例施行 水量 (m3/月) (円/月) (円/20m3) 大 館 † ( 住 家 : 人 数 制 ) (1人6㎡で算定した量に相当する従量制の金額。ただし、1人は、基本使用料 1,470円。) 1,470 税込み 2,730 大 館 市 ( 非 住 家 : 従 量 制 ) 10 1,470 税込み 3,045 1,470 168 157.5 199.5 220.5 比 秋 田 † (専用・併用住宅) (月額使用料:5人槽 2,835円) 2,835 税込み 2,835 北 秋 田 市 (事業所等) (月額使用料:5人槽 3,349円) 3,349 税込み 3, 349 (月額使用料:5人槽 2,200円) 能 代 † (専用・併用住宅) 2,200 税抜き 2,310 能 代 (事業所等 (月額使用料:5人槽 3,200円) 3,200 税抜き 3, 360 (月額使用料:5人槽 2,420円) 2,420 町 2,420 税込み (月額使用料:5人槽 3,000円) Л 3,000 峰 町 税込み 3,000 (円) 秋 10 1,020 税抜き 2,971 Ħ 1,020 181 226 249 305 427 潟 上 10 1,260 税込み 2,940 1,260 168 189 199 231 H25. 6. 1料金統一 税込み 3,200 利 本 荘 500 120 150 170 210 190 大 仙 市 (旧西仙北町・旧協和町地区) 税込み 2,760 1,160 1, 160 160 180 (月額使用料:5人槽 3,150円) 仙 北 市 (旧角館町・田沢湖町地区) 3,150 税込み 3,150 (月額使用料:5人槽 2,982円) 仙 北 † (旧西木村地区) 税込み 2,982 2,982 (円 (月額使用料:5人槽 5,250円) 市 5,250 税込み 5, 250 湯 沢 † (旧稲川町地区) (月額使用料:5人槽 2,930円) 税込み 2,930 2,930 (円)

(月額使用料:5人槽 2,700円)

(月額使用料:5人槽 2,200円)

2,700

2,200

2,700

2,310

税込み

税抜き

(旧皆瀬村地区)

<sup>※</sup>市町村設置型合併処理浄化槽の使用料金。

# (4) 合併処理浄化槽 補助金制度

平成25年4月現在

					平成25年4月現在
市	市町村名		補助金3	補助金の対象	
			個別処理計画区域内	集合処理計画区域内	
鹿	角	市		351,000円 1 441,000円 5 588,000円	·專用住宅
小	坂	町	5人槽 717,000円 6~ 7人槽 939,000円 8~10人槽 1,330,000円	5人槽 352,000円 6~ 7人槽 441,000円 8~10人槽 588,000円	・専用住宅
大	館	市		352,000円 1 441,000円 588,000円	·専用住宅
北:	秋田	市		469,000円 〒 588,000円 〒 784,000円	•専用住宅
上小	\阿仁	二村		429,000円 〒 534,000円 〒 706,000円	・専用住宅
能	代	市		392,000円 〒501,000円 〒698,000円	・専用住宅(10人槽以下の合併処理浄化槽)
藤	里	町	5人槽 793.800円 6~7人槽 993,600円 8~10人槽 1,345,500円		・専用住宅(10人槽以下の合併処理浄化槽)
Ξ	種	町	5人槽 6~7人槽	610,000円 700,000円	・専用住宅(高度処理浄化槽のみ対象)
八	峰	町		352,000円 1 441,000円 1 588,000円	•専用住宅
秋	田	市	6~ 7人槽	352,000円 1 441,000円 5 588,000円	•専用住宅
男	鹿	市	6~ 7人槽 441, 8~10人槽 588,	000円(550,000円) 000円(549,000円) 000円(615,000円) 「定地域内において高度処理浄化槽を設置しようとする者	•専用住宅
潟	上	市	6~ 7人槽 441, 8~10人槽 588,	000円(550,000円) 000円(549,000円) 000円(615,000円) 6定地域内において高度処理浄化槽を設置しようとする者	・専用住宅及び事業所
五:	城 目	町		550,000円 § 549,000円 § 615,000円	・専用住宅(高度処理浄化槽のみ対象)
八	郎潟	<b>, ⊞</b> ⊤		550,000円 唐 549,000円 唐 615,000円	・高度処理浄化槽のみ対象 ・既存単独処理浄化槽を撤去した場合、撤去 に要した費用のうち90,000円を超えない範囲 の額を加算する
井	JII	町		550,000円 1 549,000円 615,000円	・専用住宅(高度処理浄化槽のみ対象)

#	市町村名	補助金	補助金の対象		
	~111	1	個別処理計画区域内	集合処理計画区域内	1m20 m (> ) 1 55
由和	制本荘	Ē市	6~ 7人村	352,000円 曹 441,000円 曹 588,000円	•専用住宅
(C.)	かほ	市		500,000円 曹 690,000円 曹 990,000円	・専用住宅(処理対象人員5人以上10人槽以 下の合併処理浄化槽)
大	仙	市		411,000円 曹 514,000円 曹 686,000円	•専用住宅
仙	北	市	6~ 7人村	352,000円 曹 441,000円 曹 588,000円	•専用住宅
美	郷	町	6~ 7人	475,000円 曹 554,000円 曹 703,000円	・専用住宅等(50人槽以下の合併処理浄化 槽)
横	手	市	5人槽 452,000円 6~7人槽 541,000円 8~10人槽 688,000円	5人槽 352,000円 6~7人槽 441,000円 8~10人槽 588,000円	•専用住宅
湯	沢	市	5人槽 6~ 7人 <sup>‡</sup> 8~10人 <sup>‡</sup>	•専用住宅	
羽	後	町	5人槽 355 6~7人槽 441 8~10人槽 588 ※()身体障害者	-専用住宅	

<sup>※1.</sup>補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、その限度額は、上記表のとおりである。 ※2.交付対象は下水道法昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可を受けた区域、農業集落排水事業等の事業採択を受けた区域及び個別排水処理施設整備事業 対象区域を除いた地域。 ※3.高度処理浄化槽:窒素除去能力を有するもの(放流水の総窒素濃度が20mg/L以下の機能を有するもの)をいう。



# 「あきたの下水道」~資料編~

平成25年10月

編集•発行 秋田県建設部下水道課

〒018-8570 秋田市山王4丁目1番1号 TEL 018(860) 2461(調整・環境整備班) 2463(流域下水道班)

FAX 018 (860) 3813 E-mail gesuido@pref.akita.lg.jp